

久御山町環境基本計画

(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)

【案】

令和5（2023）年8月

目 次

第1章 久御山町環境基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の目的と位置付け.....	1
(1) 久御山町環境基本条例及び本町他計画との整合について.....	1
(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点について.....	2
(3) 社会情勢の変化や国・府の取組等の動向及び関連計画との整合について.....	2
(4) 久御山町の自然環境等への配慮について.....	2
(5) 久御山町における「地産地消」について.....	2
(6) 地球温暖化対策・脱炭素について.....	2
(7) 久御山町の事業との連携について.....	2
第3節 計画の対象と推進主体.....	4
(1) 計画の対象.....	4
(2) 計画の推進主体.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画の構成.....	5
第2章 計画策定の背景	6
第1節 環境をめぐる世界・国の動向.....	6
(1) 近年の社会情勢、動向.....	6
(2) SDGs に関する動向.....	6
(3) 地球温暖化防止に関する動向.....	7
(4) 気候変動適応に関する動向.....	10
(5) 自然環境に関する動向.....	10
(6) 循環型社会・廃棄物に関する動向.....	11
(7) 生物多様性に関する動向.....	11
(8) その他.....	12
第2節 京都府の動向.....	13
(1) 近年の社会情勢、動向.....	13
(2) SDGs に関する動向.....	14
(3) 地球温暖化防止に関する動向.....	14
(4) 気候変動適応に関する動向.....	14
(5) 自然環境に関する動向.....	14
(6) 循環型社会・廃棄物に関する動向.....	15
(7) 生物多様性に関する動向.....	15
(8) その他.....	16
第3節 久御山町の動向.....	16

第3章 各種調査結果及びワークショップ等の内容	17
第1節 各種アンケート調査結果及びワークショップ内容.....	17
(1) アンケート調査の概要.....	17
(2) アンケート調査結果を受けて.....	18
(3) ワークショップの概要.....	19
(4) ワークショップの内容を受けて.....	20
第2節 久御山町の環境を取り巻く課題.....	23
(1) 各項目の主な課題.....	23
(2) 様々な課題に対する計画の方針.....	27
第4章 久御山町が目指す方向性	28
第1節 目指すべき将来像.....	28
第2節 将来像を実現するための施策の展開.....	29
(1) 施策体系等.....	29
第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組	30
重点目標の設定.....	30
基本目標1 脱炭素社会の構築.....	32
1-1 ゼロカーボンシティ戦略.....	32
1-2 CO ₂ 排出量の削減.....	33
1-3 地球温暖化への適応.....	33
基本目標2 循環型社会の形成.....	34
2-1 ごみ減量・資源化の推進.....	34
2-2 廃棄物の適正処理.....	35
基本目標3 安全で安心できる快適な生活環境の保全・創造.....	36
3-1 生活環境の保全.....	37
3-2 ストックとしての価値の向上.....	37
基本目標4 環境と経済の好循環の実現.....	39
4-1 持続可能な生産と消費の実現.....	39
4-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進.....	40
基本目標5 自然や多様な生物と共生する社会の形成.....	41
5-1 自然環境の保全.....	42
5-2 生物多様性の保全.....	42
基本目標6 環境教育・活動の充実.....	43
6-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進.....	43

第6章 地球環境を考えたまちの取組	45
第1節 久御山町の気候変動等の状況.....	45
(1) 気候変動.....	45
(2) 再生可能エネルギー・新エネルギー.....	46
(3) 本町における再生可能エネルギーのポテンシャル.....	47
(4) 温室効果ガス排出量の現状と将来予測.....	51
第2節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	54
1－1 地球温暖化対策における基本目標と取組指標.....	54
1－2 部門別CO2排出量の削減目標.....	57
1－3 ゼロカーボンシティ戦略.....	58
1－4 地域脱炭素化促進事業に関する検討.....	70
第3節 地域気候変動適応計画.....	73
(1) 久御山町における気候変動の影響と適応策.....	73
(2) 気候変動に関する分野別適応策.....	75
第7章 計画の進行管理	76
第1節 計画の推進について.....	76
1－1 推進体制.....	76
1－2 主体の役割.....	77
第2節 計画の進行管理について.....	79
資料編	81
1 久御山町の概況と地域特性等.....	83
1－1 久御山町の概況.....	83
(1) 地理的概況（位置・地形）.....	83
(2) 人口動態・世帯構成.....	83
1－2 久御山町の自然環境.....	84
(1) 気象.....	84
(2) 河川・森林.....	84
(3) 生態系.....	85
1－3 久御山町の社会経済環境.....	86
(1) 産業.....	86
(2) 農地.....	87
1－4 久御山町的生活環境.....	88
(1) 資源循環.....	88
(2) 交通.....	89
(3) 騒音・振動.....	90

1-5	各種アンケート調査結果.....	91
2	久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定経過.....	102
3	久御山町環境基本条例.....	103
4	久御山町環境審議会.....	107
4-1	久御山町環境審議会設置要綱.....	107
4-2	久御山町環境審議会委員名簿.....	109
5	諮問書・答申書.....	110
5-1	諮問書.....	110
5-2	答申書.....	110
6	久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会設置要綱.....	111
6-1	久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会設置要綱.....	111
6-2	久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会委員名簿.....	113
7	用語解説.....	114

第1章 久御山町環境基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成14（2002）年3月に「久御山セービング<節約>プラン（久御山町地球温暖化対策実行計画）」を策定し、町自ら事業者及び消費者の立場として環境負荷の低減に取り組んできました。その後、計画の適宜見直しを行い、令和3（2021）年度には第5期計画を策定し、従来の「セービングプラン（節約・抑制）」から「クールドミノ（国民運動である「COOL CHOICE」の推進及び国の掲げる「脱炭素ドミノ」の融合）」へとキャッチフレーズを刷新し、より実効性の高い計画へと移行しました。

国においても令和3（2021）年に地球温暖化対策計画の見直しが行われ、「2030年度に2013年度比で46%の温室効果ガスの削減」を目標とし、その中でも「その他業務部門」においては、「2030年度に2013年度比で51%の温室効果ガスの削減」が求められるなど、削減目標が強化されました。

その背景には、急速に進展する地球温暖化の影響による気象災害の激甚化、頻発化をはじめ、異常高温による干ばつ、森林火災等の被害が世界各国で引き起こされ、地球環境を取り巻く状況は危機的かつ深刻な問題となっています。

これらの状況を踏まえ、環境基本法に示された考え方のもと、国や府の政策の動向、社会情勢等を勘案しながら、本町の環境行政のあるべき姿や方向性を明確化し、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る環境政策マスタープランとして本計画を策定するものです。また、本計画に基づき、住民・事業者・関係団体等と共に脱炭素に取り組むことで、経済的な収益を生む脱炭素活動の展開や環境分野にとどまらない多様な事業との連携による地域課題の解決、持続可能な地域循環共生型の暮らしの確立、そして、それらを実現するため、住民・事業者・関係団体等の共通理解と行動変容のもと、各主体が一体となって「環境都市くみやま」を創り上げていくための計画とします。

第2節 計画の目的と位置付け

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」を包括するものとし、法令等による複数の計画を総合的・体系的に位置付け、一体的な推進を図るものとします。

計画の目的と位置付けは以下のとおりです。

（1）久御山町環境基本条例及び本町他計画との整合について

令和5（2023）年4月1日施行の久御山町環境基本条例に基づき、また、本町における最上位計画である久御山町第5次総合計画をはじめとした関連計画との整合性を図った計画とします。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点について

令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標として、国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる 17 のゴールを関連性の高い施策に結び付けて、本町の環境の将来像を行政・住民・事業者が共有しやすい計画とします。

(3) 社会情勢の変化や国・府の取組等の動向及び関連計画との整合について

近年の社会情勢を踏まえ、環境保全及び地球温暖化対策に係る国際的な取組や国・府の取組等の動向、関連計画等との整合を図った計画とします。

(4) 久御山町の自然環境等への配慮について

本町の地域特性や自然環境の特徴を捉えた独自の計画として、まちづくりや生物多様性と気候変動緩和・適応策を連携させ、住民意識を反映した実効性のある計画とします。

(5) 久御山町における「地産地消」について

本町では「第 2 次健康くみやま 21・久御山町食育推進計画」に基づき、農産物の地産地消に取り組んでいます。電力の地産地消も農産物の地産地消と同じく、地域で生産された電力をその地域で消費することを意味します。できる限り電力の生産・供給を地域内でまかなうことで、災害時のエネルギー供給の安定化や地域経済の活性化、雇用の創出等、地方創生にもつながる計画とします。

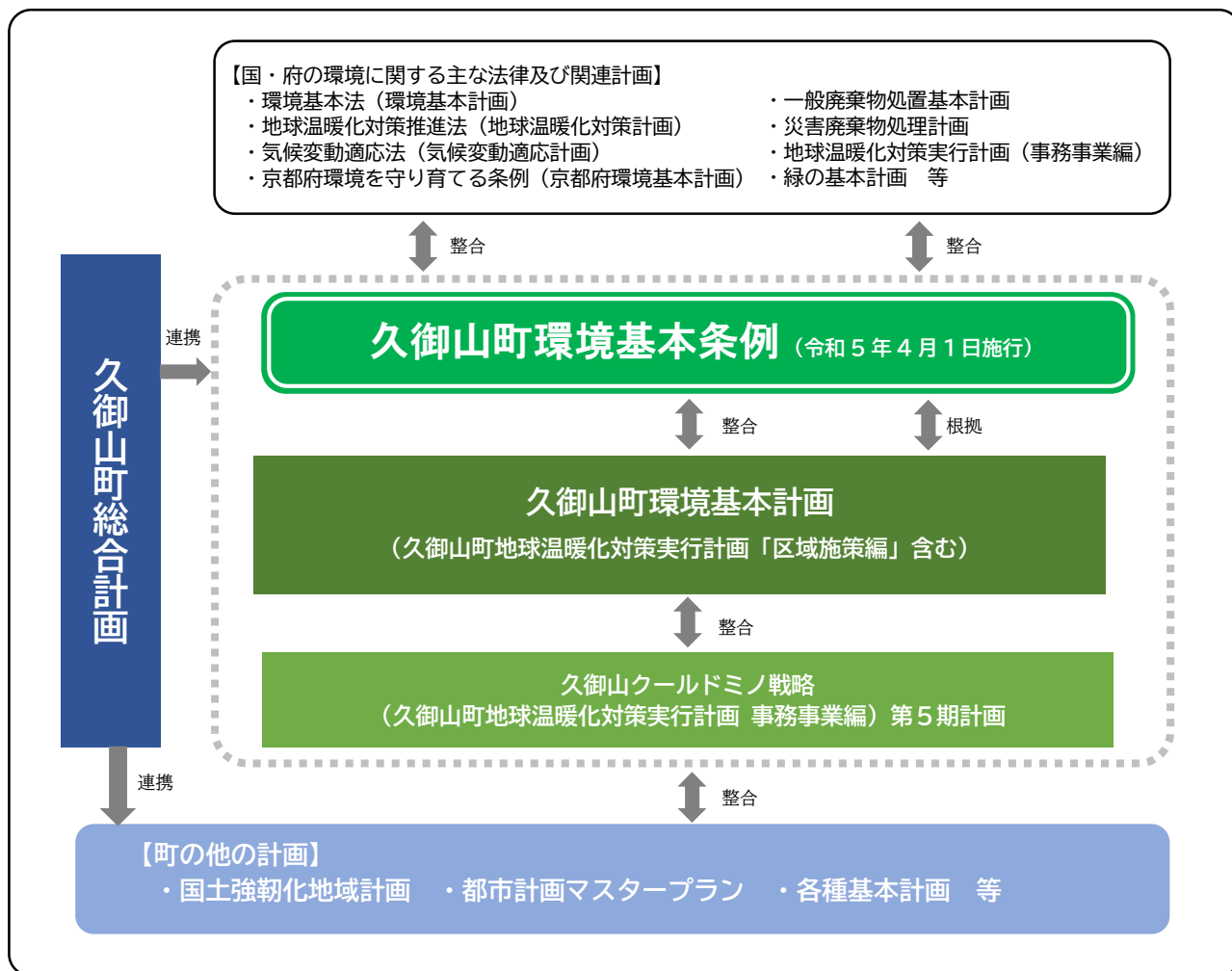
(6) 地球温暖化対策・脱炭素について

昨今における地球温暖化の影響を鑑み、久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」・久御山町地域気候変動適応計画の内容を組み込んだ計画とし、令和 32（2050）年カーボンニュートラルを視野に入れ、脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策を重点施策の一つとして位置付けます。

(7) 久御山町の事業との連携について

現在、本町が取り組んでいる「くみやま CCAC 構想」をはじめ、「みなくるタウン整備事業」や「久御山まちのにわ構想」など、関連事業と連携した計画とします。

■環境行政の枠組



第3節 | 計画の対象と推進主体

(1) 計画の対象

本計画で取り組む環境の対象は、自然環境、社会経済環境、生活環境、地球環境とします。

これらの対象に取り組むため、住民・事業者への意識啓発や体験・体感活動への参画、環境活動団体・ボランティア等の連携を図ります。

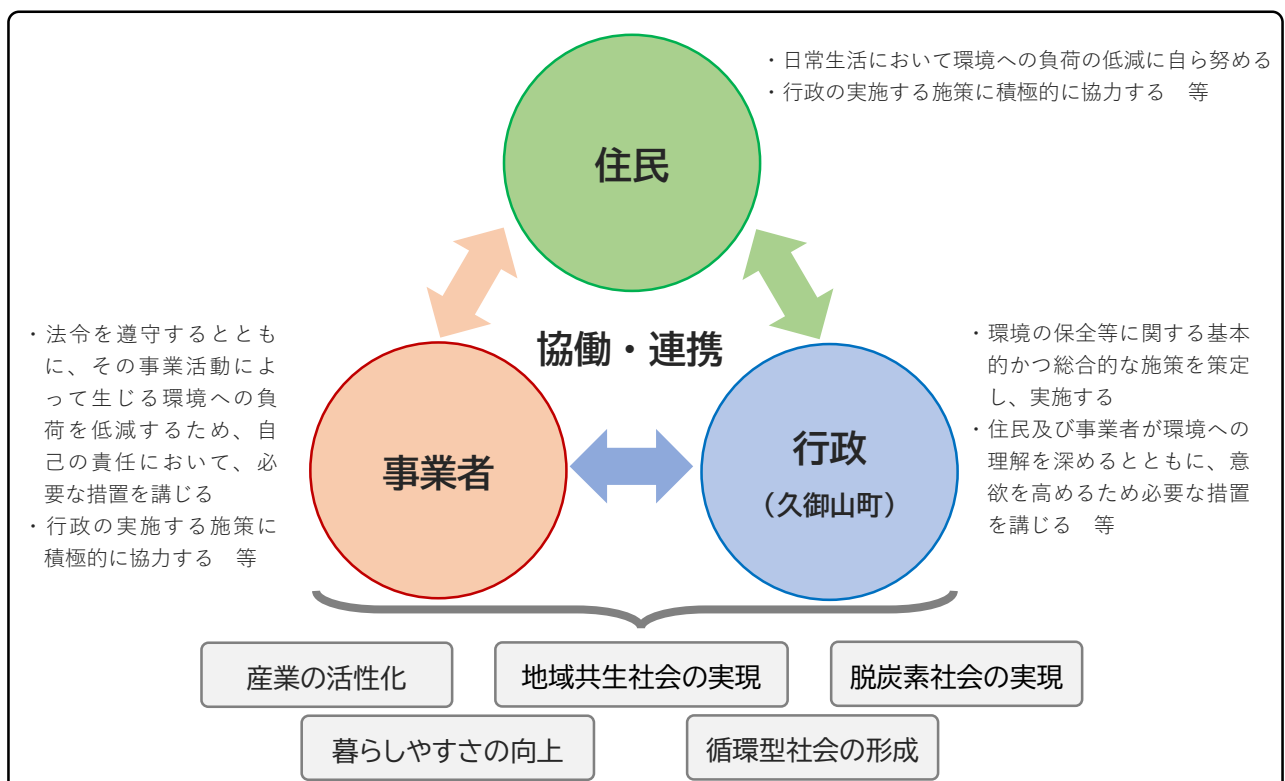
■計画の対象とする環境範囲

区 分		対 象
地球環境	自然環境	緑地・河川の保全、生物多様性（動・植物）、外来種、景観、公園 等
	社会経済環境	住民及び事業者活動における環境負荷の軽減、環境・経済・社会の自律的好循環による統合的向上、諸課題の同時解決 等
	生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下、交通、循環型社会、不法投棄、廃棄物処理、リサイクル、食品ロス、歴史・文化遺産 等
		地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動への適応 等

(2) 計画の推進主体

計画の推進主体は住民・事業者・行政とし、久御山町環境基本条例に定められたそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

■計画の推進主体と役割イメージ

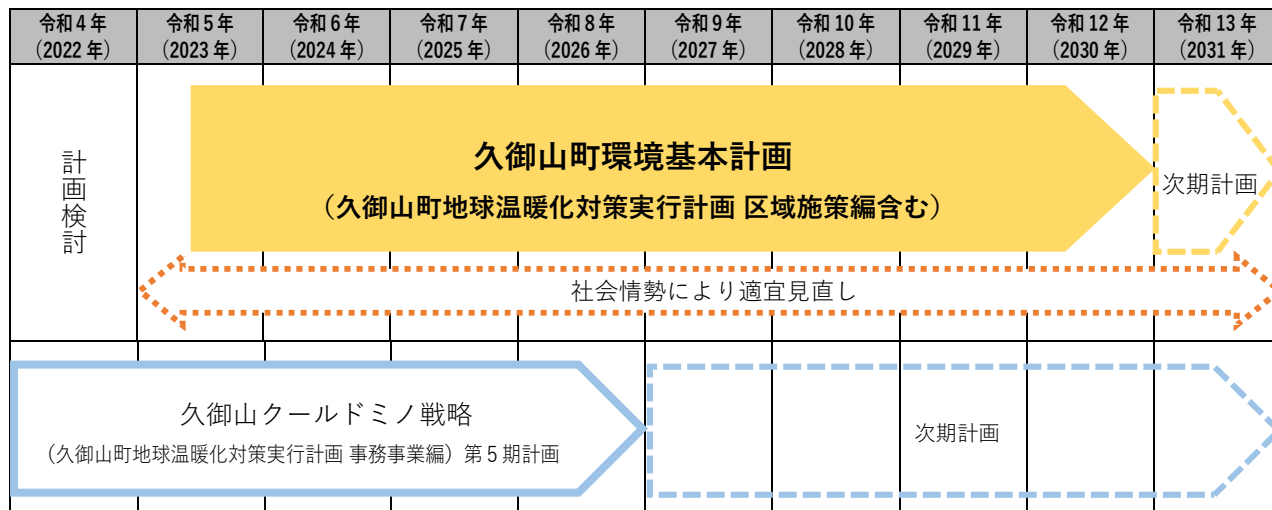


第4節 | 計画の期間

本計画の期間は、国の示す令和12（2030）年度温室効果ガス削減目標にあわせ、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。計画内容は、国や府の動向、社会情勢等を鑑みて必要に応じて見直しを行います。

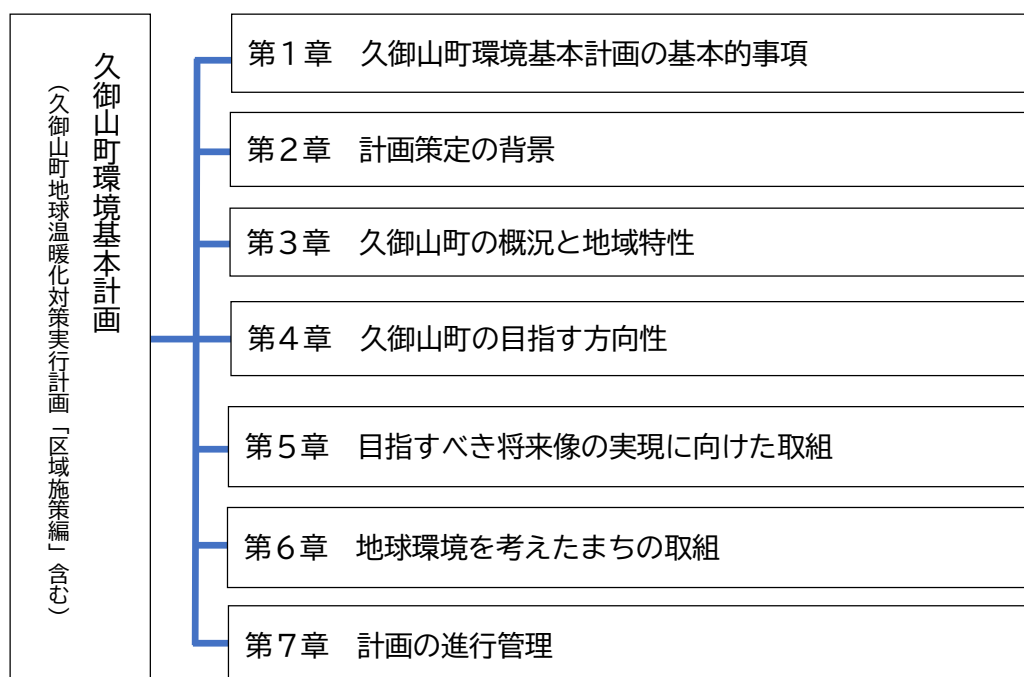
また、本計画に含まれる地球温暖化対策実行計画「区域施策編」及び地域気候変動適応計画についても、令和12（2030）年度を目標年度とします。

■本計画の計画期間及び次期計画



第5節 | 計画の構成

本計画は、本町の環境行政を推進する上での最上位の計画であり、今後8年間の施策の方向性について示したものです。



第2章 計画策定の背景

第1節 環境をめぐる世界・国の動向

(1) 近年の社会情勢、動向

【世界の動向】

令和元（2019）年12月に中国で最初に確認された新型コロナウイルス（COVID-19）は、令和2（2020）年から世界各地で流行拡大がみられ、世界保健機構（WHO）は同年3月にパンデミック（世界的な大流行）を表明しました。国内においても同年1月に国内初の感染者が確認され、4月には7都道県に緊急事態宣言が発出され、人々の行動や経済活動に制限が課せられました。

【国の動向】

こうした新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワークの推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

(2) SDGs に関する動向

【世界の動向】

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた令和12（2030）年までを目標に、世界全体の環境・経済・社会を調和させる取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

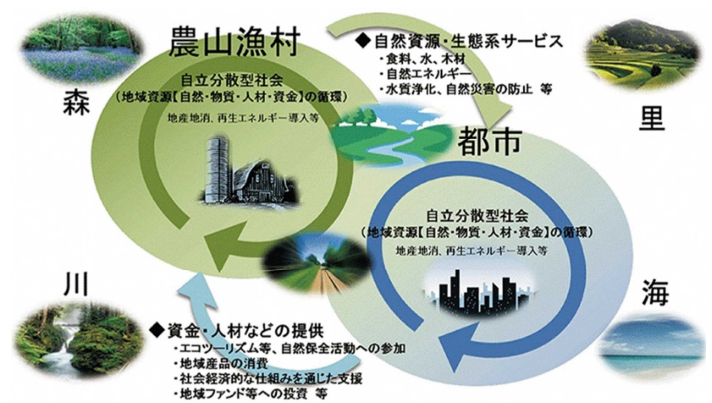
■SDGsの17のゴール



【国の動向】

「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、国全体で持続可能な社会を構築するためには、地域が持続可能である必要があるとし、それぞれの地域特性を活かしながらか環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を自立的に進めていくことが求められています。そのため、各地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、広域的なネットワークを生み出し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことを目指しています。

■地域循環共生圏概念図



出典：環境省

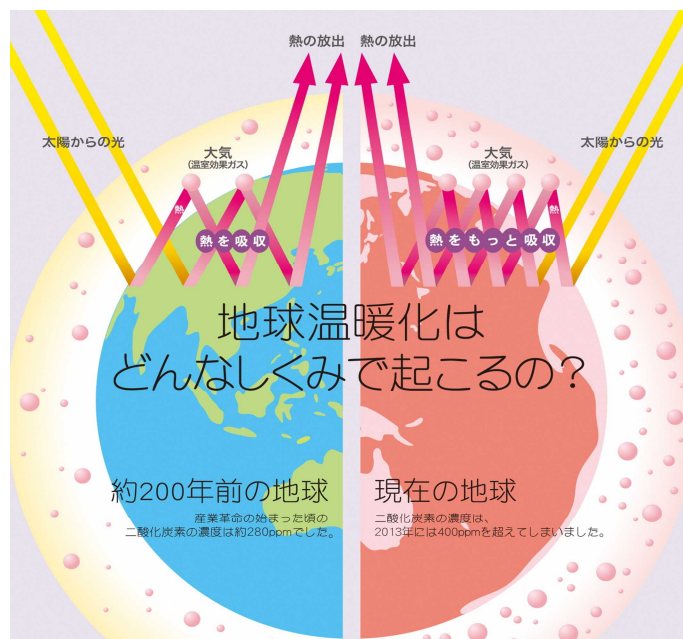
(3) 地球温暖化防止に関する動向

【世界の動向】

平成 27（2015）年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」では、世界の 196 か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。

■温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

【国の動向】

国では、パリ協定や IPCC1.5℃特別報告書を受け、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしました。

また、令和 4（2022）年 4 月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（温対法）により、令和 32（2050）年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、加えて統合的で野心的な目標として、令和 12（2030）年に温室効果ガスを平成 25（2013）年から 46%削減することを目指し、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。

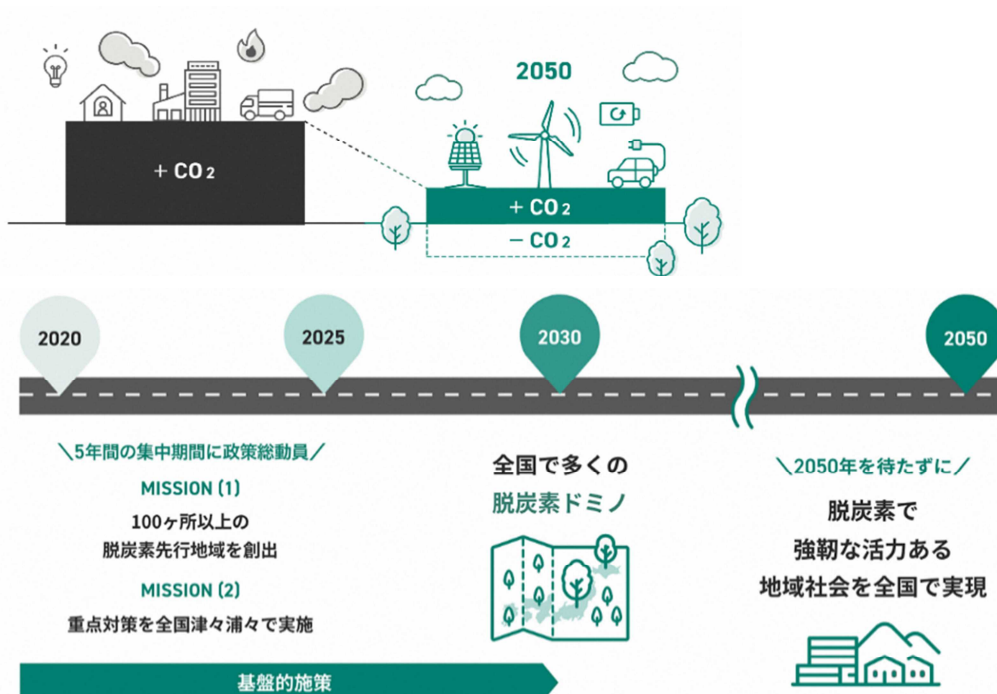
この実現に向けて「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、対策・施策を総動員して「実行の脱炭素ドミノ」を起こすことを目指しています。

コラム 地域脱炭素ロードマップ

令和 3（2021）年 6 月に決定された「地域脱炭素ロードマップ」では、下記の 2 つの取組が示されました。

- ①令和 12（2030）年までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を創出
- ②脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施すること

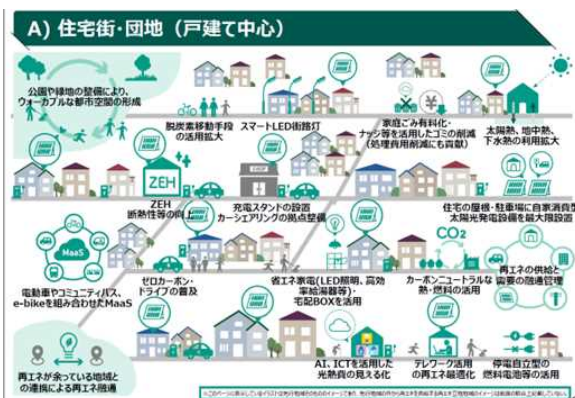
■脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



出典：環境省

令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和 12 (2030) 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域で、令和 7 (2025) 年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、令和 12 (2030) 年度までに実行し、これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしております。



出典: 国・地方脱炭素実現会議 地域脱炭素ロードマップ【概要】
(参考) 脱炭素先行地域のイメージ

また、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、経済と環境の好循環をつくっていく産業政策として「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和 2 (2020) 年 12 月に策定しています。グリーン成長戦略では、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な 14 の重点分野ごとに、年限を明確化した目標、研究開発・実証、規制改革・標準化などの制度整備、国際連携などを盛り込んだ「実行計画」を策定し、あわせて令和 32 (2050) 年までの工程表を提示しています。

■グリーン成長の重点 14 分野

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

- 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。
- 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

<p>洋上風力・太陽光・地熱</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、3,000～4,500万kWの案件形成(洋上風力) 2030年、次世代型で14円/kWhを視野に太陽光 	<p>水素・燃料アンモニア</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、2,000万トン程度の導入【水素】 東南アジアの5,000億円市場(燃料アンモニア) 	<p>次世代熱エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 	<p>原子力</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 	<p>自動車・蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 	<p>半導体・情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 	<p>船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> 2028年よりも前倒してゼロエミッション船舶の商業運航実現
<p>物流・人流・土木インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 	<p>食料・農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO₂、ゼロエミッション化を実現 	<p>航空機</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 	<p>カーボンリサイクル・マテリアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、人工光合成プラを既製品並み(CR) ゼロカーボンスチールを実現【マテリアル】 	<p>住宅・建築物・次世代電力マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB【住宅・建築物】 	<p>資源循環関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 	<p>ライフスタイル関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし

出典: 経済産業省 グリーン成長戦略(概要)

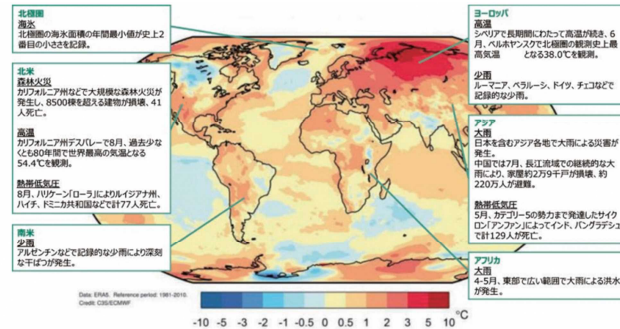
(4) 気候変動適応に関する動向

【世界の動向】

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021年）では、世界の平均気温は工業化前と比べて、1850年から2020年で1.09℃上昇しており、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

温暖化の原因について、IPCC第6次評価報告書（2021年）では「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とし、人間活動が原因であることについて断定的な表現が示され、大気と海洋の温暖化、雪氷の量の減少、海面水位の上昇など、地球温暖化の深刻な状況が報告されました。

■2020年の世界各地の異常気象



1981-2020年の平均気温に対する2020年1月-10月の気温の偏差

出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

【国の動向】

国においても近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれています。近年においても台風や線状降水帯の発生による豪雨による災害、猛暑に見舞われており、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。



(5) 自然環境に関する動向

【世界の動向】

自然環境を取り巻く状況は大きく変化しており、SDGs やパリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが活発化しています。

IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、自然と自然の恩恵は世界的に劣化していて、このままでは生物多様性を将来世代に受け継いでいくことや持続可能な社会を実現することが困難だと指摘する一方で、社会変革に向けた緊急かつ協調的な努力により、自然を保全、再生、持続的に利用し、かつ国際的な目標を達成することは可能だとも述べています。

また、自然が有する多面的な機能を活用した、グリーンインフラが注目されており、CO₂吸収源の創出、気温上昇の抑制、生態系の保全、土壌保全による雨水の貯留・浸透、防災・減災、自然と調和のとれた生活空間の形成など、自然の恵みを継承できる自然共生社会を考える必要があるとされています。

【国の動向】

国において、昨今の自然災害の多発・激甚化、また人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変

化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多面的な機能を官民連携のもと活用しようと、令和元（2019）年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を取りまとめ、グリーンインフラ活用の可能性についても検討しています。

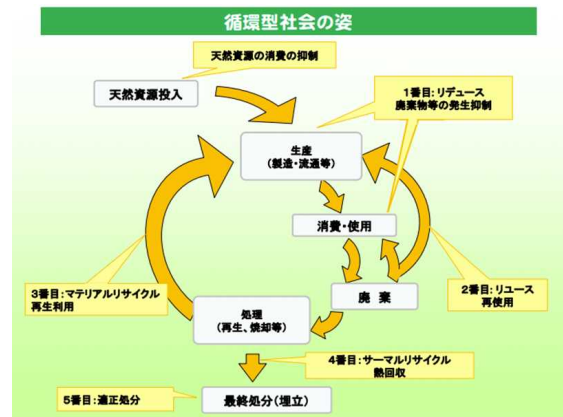
（6）循環型社会・廃棄物に関する動向

【世界の動向】

令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチック廃棄物の問題がクローズアップされました。

また、雨や波などによりマイクロプラスチックとなり、分解されないまま食物連鎖に取り込まれ、人間の体内にも取り込まれています。プラスチックの生産量は、半世紀で20倍以上となっており、廃棄についての議論が行われ、対策も世界各国で取り組まれています。

■循環型社会の姿



出典：環境省「循環型社会新たな挑戦」

【国の動向】

循環型社会の形成に関しては、平成30（2018）年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生等が示されました。

同計画を踏まえ、国は令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12（2030）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの努力も含めた累積で25%削減する目標を掲げています。また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止等の取組を掲げました。

さらに、令和4（2022）年4月1日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進しています。

また、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題に注目が集まっています。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取組が進められています。

（7）生物多様性に関する動向

【世界の動向】

生物多様性に関しては、令和3（2021）年からは、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）として、第1部が令和3（2021）年10月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性の回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第2部は、令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオール市で開催され、ポスト2020生物多様性枠組が採択されました。

【国の動向】

国では、平成 22（2010）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の達成に向けたロードマップと東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24（2012）年 9 月に閣議決定されています。

令和 2（2020）年からは次期戦略策定に向けた取組が進められており、令和 3（2021）年 7 月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。この中では「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す」等が令和 12（2030）年までに取り組むべきポイントとして示されています。これらの内容を受け、令和 5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。本戦略は、令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となります。

また、令和 2（2020）年 3 月に公表された環境省レッドリストによると、我が国の絶滅危惧種は 3,716 種となっており、平成 29（2017）年の海洋生物レッドリストにおける絶滅危惧種 56 種を加えると、我が国の絶滅危惧種の総数は 3,772 種となっています。

（8）その他

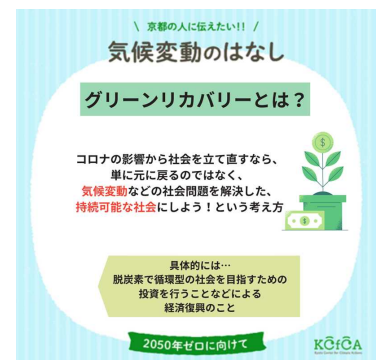
①グリーンリカバリー・ESG 投資等の拡大

【世界の動向】

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済の落ち込みからの経済復興にあたり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指す「グリーンリカバリー」の考え方が広まっています。EU では、令和 2（2020）年 7 月に EU 首脳会議で創設が合意された欧州復興基金により、調達する資金を令和 32（2050）年までに EU 域内の温室効果ガス排出をゼロにする「欧州グリーンディール」等、EU の長期的政策の推進を通じた復興支援に充てることで、短期的危機に対応しつつ、気候中立といった長期的目標の達成にも寄与させようという考え方が国際的に浸透しています。

【国の動向】

国においてもグリーンリカバリーにみられるように、今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあり、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG 投資」が拡大しています。また、市場再編に伴うプライム市場における地球温暖化による経営リスクや環境対策等の開示義務など、企業にとっては環境に関するリスク管理が必要となるとともに、環境課題や社会問題に貢献する事業の推進が新たなビジネスになるという考え方にもなり、今後「環境と経済の両立」を目指すという認識が国内で普及すると考えられます。



出典：京都市地球温暖化防止活動推進センター

②Society5.0に向けたAI、IoT等の技術革新

【世界の動向】

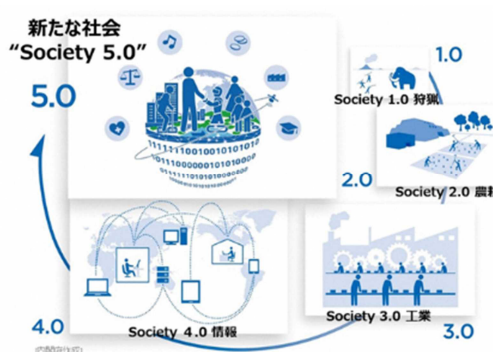
インターネット上でデジタル化された財・サービスなどの流通が加速し、経済社会に大きな変化をもたらしています。これらはモノのインターネット化（Internet of Things、以下「IoT」）、ビッグデータ、人工知能（Artificial Intelligence、以下「AI」）、ロボットなどの新規技術であり、第4次産業革命とも呼ばれています。

諸外国も含め、第4次産業革命の流れとして、これまでの財・サービスの生産・提供のあり方が大きく変化し、生産の効率性が飛躍的に向上する可能性があるほか、環境・経済・社会において、潜在的に欲していた新しい財・サービスをも享受できることが期待されています。

【国の動向】

Society5.0は、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。業務の効率化やイノベーションによる環境技術の革新、防災対策の充実などが期待されます。

■Society5.0イメージ



出典：内閣府

第2節 | 京都府の動向

（1）近年の社会情勢、動向

京都府では、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、総人口は平成27（2015）年の261.0万人から令和27（2045）年には213.7万人へと減少し、その後も人口減少に歯止めがかからないとされています。

また、14歳以下人口の占める割合は12.1%から10.1%へと下がる一方、後期高齢者の占める割合は12.9%～22.0%へと大きく上昇し、高齢化がさらに進展する見込みです。15歳から64歳までの生産年齢人口では、ピーク時の平成7（1995）年における184.2万人が令和27（2045）年には111.3万人と約4割の減少が見込まれています。

地域別では、人口増加が見込まれる自治体がある一方、丹後地域では6割近く、山城東部地域では6割以上も人口が減少する見込みの自治体があります。また、高齢化率についても市町村によって、65歳以上の割合が30.8%～70.9%、75歳以上の割合が16.2%～47.8%にまで差が開くなど、二分化する傾向にあり、人口減少と少子高齢化が本格化することにより、地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の深刻な影響が懸念されています。

(2) SDGs に関する動向

京都府では、京都ならではのポテンシャルや SDGs の理念を活かしながら、令和元（2019）年 10 月に策定した京都府総合計画（京都夢実現プラン）の将来構想において、令和 22（2040）年に実現したい 4 つの将来像と SDGs との関連を示しています。また、SDGs の理念を踏まえた各種取組の展開、企業との連携、「SDGs 全国フォーラム 2019」において発表された「SDGs 日本モデル」宣言への賛同、内閣府が設置する「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」に参画するなど、幅広い分野で SDGs を推進しています。

(3) 地球温暖化防止に関する動向

京都府では、平成 17（2005）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例を制定し、温室効果ガスの削減目標を定め、京都府地球温暖化対策推進計画を策定しました。平成 22（2010）年 10 月には、対策条例を一部改正し、新たな温室効果ガスの削減目標として、平成 2（1990）年度を基準年として、令和 2（2020）年度までに 25%削減、令和 12（2030）年度までに 40%削減（中期目標）、令和 32（2050）年度までに 80%削減（長期目標）を定めるとともに、平成 23（2011）年 7 月には、東日本大震災発生後のエネルギー事情の転換も踏まえて推進計画を改定し、持続可能な社会の創造に向けて、総合的な施策を計画的に推進してきました。

さらに、令和 5（2023）年に改定された計画では、温室効果ガスの削減目標を基準年度の平成 25（2013）年度比で、令和 12（2030）年度までに 46%削減、令和 32（2050）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げ、徹底的な省エネルギー対策の推進に加えて、再生可能エネルギーに係る目標指標を強化し、再生可能エネルギーの飛躍的な導入・利用の拡大を図っています。

(4) 気候変動適応に関する動向

京都府における気温の長期変動（統計期間：1881-2018 年）によると、京都地方気象台の観測による京都市内の気温の長期変動をみると、年平均気温は 100 年あたり約 2℃の割合で上昇しているとされています。また、京都市内の真夏日の年間日数は、統計上有意な増加傾向を示す一方、冬日の年間日数は有意な減少傾向を示し、熱帯夜の年間日数は、有意な増加傾向にあるとされています。

気象庁地球温暖化予測情報第 9 巻に基づき、1980～1999 年を「現在気候」、2076～2095 年を「将来気候」とし、20 世紀末から 21 世紀末までの気候の変化を予測すると、将来（21 世紀末）の京都府における年平均気温は、現在と比べて 4.3℃上昇、また、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の年間発生回数は、現在と比べて 2 倍以上増加するとされています。

(5) 自然環境に関する動向

府内の各地域では、自然と共生した個性豊かな文化が歴史を通して育まれてきました。

舟屋の里や日本三景・天橋立があり日本海に面した「海の京都」、かやぶきの家が立ち並び日本の原風景を残す「森の京都」、千年を超える歴史の中で奥深い伝統文化を継承してきた京都市域、宇治茶の名産地として名高い「お茶の京都」、清らかな竹林や歴史的文化遺産が多く残る「竹の里・乙訓」

など、各地域の個性豊かな文化は、相互に影響し合い、自然との関わりや国内外との交流を通じた人の営みによって、洗練され、深められてきました。恵み豊かな自然と共生し 伝統から先端まで多様な文化が息づき、進取の気質で新たな価値を生み出していき、こうした京都ならではの豊かさを将来世代に受け継いでいく必要があります。

(6) 循環型社会・廃棄物に関する動向

平成 30（2018）年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和元（2019）年 5 月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、令和元（2019）年 6 月の G20 における大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意につながる状況認識を踏まえつつ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応するため、基本原則である 3R+Renewable（再生可能資源への代替）や 6 つの分野における重点目標（マイルストーン）が設定されました。

京都府では、従来から進めてきた廃棄物全体の 3R－発生抑制（reduce）・再使用（reuse）・再生利用（recycle）－の取組に加え、廃棄物処理対策や不法投棄対策、プラスチックごみの削減、海岸漂着物対策、食品ロスの削減、災害廃棄物処理対策、PCB 廃棄物の処理体制の整備等、個別の課題に対応しつつ、府域の循環型社会形成に向けた取組を進めています。

(7) 生物多様性に関する動向

府内では 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々なかたちで関わり合うバランスの上に成り立っています。

府内における絶滅のおそれがある野生生物の種の現状を取りまとめた「京都府レッドデータブック」（平成 14（2002）年作成、平成 27（2015）年改訂）に掲載されている種数は、平成 14（2002）年版では 1,595 種でしたが、平成 27（2015）年版では 1,935 種まで増加しました。この数字は府内で確認されている野生生物種 13,074 種の約 15%にあたります。

今後一層、生物多様性保全に対する社会的な気運の醸成を図り、生態系の保全、自然環境学習の機会と場づくり、自然資源の適正利用による里地里山の保全、グリーンインフラの推進など、多様な主体との積極的な連携により生物多様性の保全・利活用を進めていくことが必要です。

■京都府内の自然公園・保全地域等一覧



出典：京都府環境基本計画

(8) その他

高度な通信技術の普及によって、AI、IoT、5G、ビッグデータといったデジタル技術は多量の情報の分析を可能とし、新たな価値を生み出すものです。京都府においても人口減少社会の到来とスマート社会の進展を見据え、令和2（2020）年3月、「京都府スマート社会推進計画」を策定し、幅広い分野でデジタル技術を積極的に活用した政策を展開することとしています。環境分野においても、最先端のエネルギーマネジメントシステムの構築、創エネルギー・蓄エネルギー技術の進展、シェアリング・エコノミー11の促進等、新たな事業展開や課題解決が期待されています。

第3節 | 久御山町の動向

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づく地方公共団体実行計画として『久御山セービングプラン（地球温暖化対策実行計画「事務事業編」）』を平成14（2002）年3月に策定し、役場庁舎や町関連施設から排出される温室効果ガスの排出量の削減に向けた様々な取組を行ってきました。

第1期計画の最終年度である平成18（2006）年度では、省エネルギーの取組により基準年度である平成12（2000）年度比18.0%削減、第2期計画の最終年度である平成23（2011）年度では、基準年度比19.1%削減、第3期計画の最終年度である平成27（2015）年度では、基準年度比23.3%削減の実績をあげ、現在第5期計画（久御山クールドミノ戦略）の取組を推進しています。

これまでは、節約や抑制という概念で「久御山セービングプラン」をキャッチフレーズとして取り組んできましたが、第5期計画からは、国民運動の「COOL CHOICE（クールチョイス）」と国の掲げる「脱炭素ドミノ」を融合し、賢い選択で広がりや発展を目指し取り組んでいくという意味で、キャッチフレーズを「久御山クールドミノ戦略」としています。

また、平成16（2004）年度には「京都グリーン購入ネットワーク」に加入し、平成18（2006）年11月1日に「環境宣言」を行い、「環境にやさしい役場」を目指し、平成19（2007）年3月にKES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ2を認証取得しました。これらに基づき、継続的な環境マネジメント活動を行うため、行政自ら率先し、環境に配慮した取組を積極的に進めています。

近年では、官民連携により「久御山中央公園」と「まちの駅クロスピアくみやま」を緑豊かな憩いと交流、遊びの場として創出することを目的とした「久御山まちなにわ構想」を策定しました。また、久御山高校北側の市田・佐古・林地区に位置する産業立地促進ゾーン及び住街区促進ゾーンを「新市街地（みなくるタウン）」と名付けて産業活動の活性化や住宅地の整備を進めています。

その中で、産業立地促進ゾーンについては、町内企業の経営拡大に伴う産業用地の確保や恵まれた道路交通環境を活かした企業誘致を目的とし、農業と連携した企業の立地や既存工業地との連携、活動しやすい市街地を整備するなど、新たなものづくり産業の拠点を創出していきます。また、住街区促進ゾーンでは、新たな時代のモデルとなる住宅市街地を形成するため、多様な住宅の創出や産業立地促進ゾーンとの連携を図るなど、これからの脱炭素社会に先駆けた職住近接のまちづくりの実現を目指しています。

第3章 各種調査結果及びワークショップ等の内容

第1節 各種アンケート調査結果及びワークショップ内容

(1) アンケート調査の概要

【実施目的】

今後の社会情勢や国・府等の政策の動向や持続可能な開発目標（SDGs）等を勘案しながら、本町の環境行政のあるべき姿や方向性を明確化し、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る環境政策マスタープランとして「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）」を策定するうえでの基礎資料として実施しました。

【アンケートの種類及び実施状況】

<住民アンケート>

- ◇調査対象者：久御山町にお住まいの18歳以上の2,000人の住民
- ◇調査期間：令和4(2022)年12月5日(月)～令和4(2022)年12月19日(月)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による記述方式、WEBによる回答

<事業者アンケート>

- ◇調査対象者：久御山町に拠点のある事業者1,341社
- ◇調査期間：令和4(2022)年12月12日(月)～令和4(2022)年12月26日(月)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による記述方式、WEBによる回答

<中学生アンケート>

- ◇調査対象者：久御山町内の中学校生404名（1年生126名、2年生130名、3年生148名）
- ◇調査期間：令和5(2023)年1月上旬実施
- ◇調査方法：学校配布・学校回収（タブレット活用によるWEB回答）

	配布数	有効回収数	有効回答率
住民アンケート	2,000件	575件	28.8%
事業者アンケート	1,341件	229件	17.1%
中学生アンケート	404件	342件	84.7%

(2) アンケート調査結果を受けて

本町はこれまでも豊かな自然環境を保全し、ものづくりの苗畑として、住民、事業者、行政が一体となり、環境に関する取り組みを進めてきました。その一方で、各種アンケート結果等を踏まえると、今後、以下のような主な課題をあげることができます。

【住民アンケート調査結果より】

- ◆住民アンケート問3の結果では、「将来の久御山町の環境」について、生活する上での自然環境や交通機関等への割合が高い一方、「自然エネルギーの利用」や「環境学習・活動」への割合が低くなっています。今後、情報発信や啓発等の充実を図るとともに、住民・事業者・行政等の連携・協働を促すなど、地域共生社会を目指した方針が必要となります。
- ◆住民アンケート問4の結果では、「これからの久御山町」については、「物質的な豊かさよりも心の豊かさ」、また「都市的な生活よりも自然と親しむ生活」、「これまで受け継がれてきた伝統や文化、歴史を重んじている」ことが見受けられることから、豊かな環境を継承しつつ、自然と人が共生できるまちづくりの方針が必要となります。
- ◆住民アンケート問5の結果では、環境に関する取組について、住民の環境への意識が高いことがうかがえる一方、他の項目に比べ脱炭素社会への関心が低いことから、脱炭素社会に関する内容の周知・啓発や参画機会を創出する取組、方針を設定する必要があります。
- ◆住民アンケート問11や13の結果では、新しい環境用語に対する認知は高いとは言えず、今後、情報発信や周知啓発の取組みを展開する必要があります。

【事業者アンケート調査結果より】

- ◆事業者アンケート問2の結果では、開発と環境保全のバランスについて、「地域の発展や便利さにつながる開発を進めた分と同等の環境保全を行うべき」が最も多くあがっており、今後、開発と環境保全をバランスよく進めていく取組を展開するとともに、環境・経済・社会が自律的に好循環を生み出すまちづくりを目指す必要があります。
- ◆事業者アンケート問4の結果では、SDGsへの貢献の視点を持った経営、事業活動について、「関心はあるが対応を検討していない」との意見が多くあがっています。また、問22において、カーボンニュートラル（脱炭素社会）に関わる事業の実施状況では、「行っていない」の割合が9割以上となっています。カーボンニュートラルの実現には事業所の協力が不可欠なことから、SDGsへの貢献の視点を持った経営、事業活動の展開を促す必要があります。さらに「ものづくりの苗畑」の次の展開を目指し、太陽光をはじめ、再生可能エネルギー導入を目指した方針が必要となります。
- ◆事業者アンケート問3の結果では、「環境保全に取り組む上での課題」として、人手や資金以外に情報が不足しているという意見が上位にあがっていることから、住民に対してだけでなく、事業所に対しても効果的な情報発信を行う必要があります。

【中学生アンケート調査結果より】

- ◆中学生アンケート問1の結果では、環境への関心がある一方で、「関心がない」が「あまり関心がない」を上回っていることから、今後、若年層から環境に関わる学びと活動を推進すると取組と展開する必要があります。
- ◆中学生アンケート問6の結果では、「将来の久御山町の環境を表すキーワード」について、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「地域で作られた農作物が食べられるまち」が上位にあがっていることから、自然環境や地域共生社会、循環型社会の形成等に向けた取組を展開する必要があります。

(3) ワークショップの概要

【実施目的】

環境基本計画の施策を推進するためには、行政だけではなく住民や事業者・関係団体等との相互理解・合意形成に基づく協働による取組が不可欠です。久御山町が持続可能なまちであり続けられるよう、また、令和32(2050)年のカーボンニュートラルの実現に向け、様々な立場から意見やアイデアを検討し、環境基本計画に反映することを目的とします。

【ワークショップの実施状況】

<住民ワークショップ>

- ◇開催日時 : 令和5(2023)年3月25日(土)
- ◇開催場所 : 久御山町役場5階コンベンションホール
- ◇参加者数 : 12名
- ◇実施テーマ : 「みんなで語ろう! 2050年カーボンニュートラルのまち」
- ◇実施手法 : 「ワールド・カフェ」による語り合いによるワークショップ
- ◇時間 : 概ね2時間程度

<事業者ワークショップ>

- ◇開催日時 : 令和5(2023)年4月29日(土)
- ◇開催場所 : 久御山町役場5階コンベンションホール
- ◇参加者数 : 9名
- ◇実施テーマ : 「みんなで語ろう! 2050年カーボンニュートラルのまち」
- ◇実施手法 : 「ワールド・カフェ」による語り合いによるワークショップ
- ◇時間 : 概ね2時間程度

<住民・学生ワークショップ>

- ◇開催日時 : 令和5(2023)年6月25日(日)
- ◇開催場所 : ふれあい交流館ゆうホール
- ◇参加者数 : 8名
- ◇実施テーマ : 「みんなで語ろう! 環境都市くみやま」
- ◇実施手法 : 「ワールド・カフェ」による語り合いによるワークショップ
- ◇時間 : 概ね2時間程度

■ワークショップの様子(左:住民 中央:事業者 右:住民・学生)



(4) ワークショップの内容を受けて

<住民ワークショップ>

No.	①“2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組（アイデア）”の提案	②自分にできること	③みんなできること
	取組名・取組内容		
1	自分でできることをみつける	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別、家族にも協力させていく ・エコバック、エコボルトなどを利用、マイはしも ・車ではなく、歩きや自転車で ・植物を植える 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を取り入れ、みんなで知っていく ・久御山町出前授業などを使う
2	子どもの時からの教育、大切さを知らせていく	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で話す ・ゴミ出しの時など近所で声をかけ合う 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で取り組む、絵本やお話し
3	少しめんどうでも昔の生活に戻してみる		<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育を子ども向けや大人向けにしてみる
4	公共建物を環境優先にする	<ul style="list-style-type: none"> ・住民との話し合う機会が少ないのでは ・環境が漠然として取組にくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の最小単位から始まる ・地域を生かす
5	企業等（個人宅も）での太陽光発電設備の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・行政の各公共施設に積極的に設置 ・企業向けの太陽光発電設備の補助金をつくる ・個人宅向けの太陽光発電設備の設置件数を増やすために条件を緩和させたり、設置枠を拡大させる
6	自転車の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・職場に自転車を通う 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルで誰でも気軽に使えると利用しやすい
7	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の把握と環境教育の実践が大切 ・自分の住んでいる地域で具体的に何を活動するのかを考え実行する。仕組み作りが必要 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">リーダーの育成（エコメイト）</div>	<ul style="list-style-type: none"> （ゴミ減量） 生ゴミ処理設置→ダンボール処理機 （3R活動） ペットボトルでの3Rの実践（水） 雨水バケツの活用 	<ul style="list-style-type: none"> （ゴミ減量） 食品ロスの減少（分別処理、生ゴミ処理） （3R活動の普及活動） （エコメイトの様な環境教育のリーダー育成） （公共施設、公共交通での省エネ活動）
8	企業×大学コラボ商品 エコの健康 行政が援助でコストダウン	意識的にそういう商品の購入を心がける	希望商品の推薦
9	27年後（カーボンニュートラル実現）環境を考えた教育をアピールしてゆくこと	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において資源を大切にすること ゴミを減らすこと 捨ててしまう商品を安く購入出来るメリットを利用 リサイクルを意識する 	行政、企業、教育、色んな部門で、カーボンニュートラルの意識を広げていきましょう
10	住民への環境改善に向けた説明の実施 →太陽光、3Rに対する知識不足	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光をはじめ再生可能エネルギー導入コスト維持費、メリット、デメリットの理解 ・3Rの理解、利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>小中学校</u>、地域に出前説明会 ↓ ・<u>2050年の3、40代</u>を実施し理解を深める ・企業に太陽光の設置を推進し、電気の供給をはかる ・行政の補助金

<事業者ワークショップ>

No.	①“2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組（アイデア）”の提案	②自分にできること	③みんなできること
	取組名・取組内容		
1	教育・環境への配慮、連携	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントでのブース設置 ・社会見学、工場見学 ・モンドセレクションのようなシール作成 →取引事業所リストを作成、自治体で配慮事業所として共有 ・クールビズ等での地道な取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別 ・子供への教育 ・交通手段（自転車等） ・太陽光パネル設置等の電気のまかない
2	目標達成に向けた具体的な行動指針ともうかるしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルは当然として、CO₂削減につながる製品開発 	目標達成に向けた具体的な行動指針ともうかるしくみ
3	マインドのリセット もうからないから/やらない、やれない/わからない、知らない との考え方をリセット	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ→コスト減→給与UP “あ！省エネって自分にも得がある” ・環境保全事業拡大でイメージUP 結果的に“会社もうかったやん”が成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全にかかわる活動や取組がライフスタイルとして“カッコイイ”“カワイイ”となるようなモノ、コト ・楽しく、カッコかわいく、みんながウレシイ
4	お金がもうかる仕組み作り (税金優遇策等)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮に関する取組を何かすれば、得につながる仕組み作りが必要では ・温室効果ガスを削減とだけ言われても、具体的にどのような取組をすればよいかわからない ・補助金申請も、複雑化するのではなく、もっと、わかりやすく、簡単に申請できるようにすべき ・事業者として何かしらのメリットがなければ、動けない ・取組の見える化が必要では 	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消 ・地元のを購入し、消費する
5	次世代に明るい未来を！	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの活用 ・敷地の緑化 ・無駄をなくす ・職員への周知 ・通勤手段の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を上手く発信する ・例えば影響力のある人から（有名人）発信する
6	未来の子供たちへ残す安心な地球	<ul style="list-style-type: none"> ・植木 ・車2回→1回は（自転車で移動） ・節電 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い知識を増やす ・1人1人の取組が大きな力になる ・成功例を知る
7	地産・地消エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・スモール発電システムを開発・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ、節約

<住民・学生ワークショップ>

No.	①2050年環境都市 くみやまの姿	②“くみやまならでは”の取り組み
1	<ul style="list-style-type: none"> ・久御山町在住の住民が外出・移動の手段が貧弱・マイカー保有していない場合、時間、費用、利便性も考慮した足の確保の改善が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・企業群・農地・住宅エリア、現状のままで問題はないのか、10～20年先を見据えた望ましい分布・エリアの将来構想とその実現に向けての取り組みが必要
2		<ul style="list-style-type: none"> ・工場・企業群・農地（農業）・住宅
3	<ul style="list-style-type: none"> ・大型トラック等のクリーンエネルギー義務化 ・低騒音、低振動の大型車両の導入で公害が大幅に減少 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギーのバスが走り、交通弱者を生まない ↓ 自家用車の使用減 ↓ CO₂排出量削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備 ・自転車を通りやすい ・道路、公共交通網の整備
5	<ul style="list-style-type: none"> ・百年後の環境都市、くみやまを目指す、シンボライズされたものを構築する ・例えば、木津川堤防や、自然豊かな場所は、人間と環境を考えるような構造物を残す ・CO₂は、EVや省エネ家電など、技術革新により、解決 ・ライフスタイルの変容“重要” 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・環境（都市）意識を高める為の「環境教育」の機会をもつ ・幼少期から人間と環境（自然）との関わりを考える ・人としての生き方、ライフスタイルを個々に育てていくように努める ・「環境宣言」を発出する 2050年以降も視野に入れて 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生入学時 環境メダルをプレゼント ↓ ランドセルに付けて、日々考える機会に（少なくとも6年間は、...）
7	<ul style="list-style-type: none"> ☆環境教育 ・昔のエコスタイルな生活（すべてをごみとして出すのではなく、コンポスト等を活用し、肥料にする） （昔の人がやっていた先人の方々の知恵を小学校等での環境教育に取り入れていく） 	<ul style="list-style-type: none"> ☆久御山町内で、環境都市くみやまを象徴するシンボルをつくる（その場に行けば、くみやまならではの自然や文化を感じることができる）
	<p>次世代の子供達の故郷として残る街作りを目指そう（課題）一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共アクセスが不十分 ・昼夜の人口が2倍→町外からの労働者が多い ・公共の自然環境、施設が少ない→山、林、川、公園等（農地は広いが、個人の所有地である） ・環境問題に対する意識が非常に低い（対策） ・EV車による町内施設間の移動車の活用 ・町内勤労者（町外からの）を町内居住に推進する ・大規模自然公園をつくる（ジャンクション近所、休耕田、他） ・まちづくりセンターを環境教育の拠点とする（ソーラー設置、教材の充実、人材の育成、情報発信、他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、産業、居住地域とのより良い連携を計る為の方策は（？） →環境対策が1つのキーワードとなる目標（環境にやさしい街NO1） ・人材教育→行政の支援が大切 ・エコメイトの育成、地域での環境ボランティア
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、自転車、人、それぞれが安全に通行できる町 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体では、できなくても一ヶ所でもモデル道路久御山だけのものを作る ・そこを見ることで子どもたちにも知ることができるものがある
	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれで生活 車 自転車 歩行 } 大切 安心安全にすごせること ・車の機能をさらに開発 ・キャラを募集して啓発 →交通安全から環境に入る ・初対面の方と若い方にお話し聞けて良かった 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境についての 絵本、紙芝居、カードゲーム など プロの作家にくみやま絵本を作ってもらって下さい ・まず見て楽しく分かりやすいものを広める ・コストをかけず、ゆっくりと考えることを次世代と共有 ・けりや白サギのとびかう 自然がすばらしい（鳥、花）

第2節 | 久御山町の環境を取り巻く課題

国の第5次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」とは、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、その創造により SDGs や Society5.0 の実現にもつながるものとされています。

この考え方にに基づき、前節までにあげた環境に関する課題や各種アンケート調査結果を踏まえ、本計画の対象とする環境範囲に基づき、解決が望まれる地域課題として、以下の内容をあげることができます。

(1) 各項目の主な課題

項目	具体的な内容
地球温暖化 気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ○行政をはじめ、家庭や事業者等、すべての主体が省エネルギーの取組を徹底するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用に取り組み、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要です。 ○特に多くの事業所がある本町においては、情報提供や啓発等を徹底しながら、一層の温室効果ガスの排出削減や再エネ設備の機能向上、気候変動影響への適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築など、環境・経済・社会課題の同時解決を目指した取組の推進が必要です。 ○脱炭素社会の実現に向け、住民や事業者、各種団体と共通理解・連携を図るなど、あらゆる主体を巻き込んだ適応策・緩和策を展開する必要があります。 ○昨今の台風や集中豪雨等の大雨によって、洪水の増大、土砂災害の激化等が懸念されます。本町には一級河川の宇治川や木津川があり、流域における社会や自然と安全の関係について、国や府、関係機関等と連携し、的確に対応を図る必要があります。 ○気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、既に起こり始めている気候変動の影響に対する適応策についても、対策を急ぐ必要があります。 ○コロナ後の新しい生活様式等の変化を活かしながら、「グリーンリカバリー」の考え方も踏まえ、従来の経済社会に戻るのではなく、コロナ危機と気候危機への取組を両立し、今後起こりうる変化に対して、柔軟に対応する必要があります。

項目	具体的な内容
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活や事業活動では大量の資源が利用されており、それらの資源が生産される過程及び、ごみとして焼却される際に多くの二酸化炭素 (CO₂) が排出されています。本町には多くの事業所が立地することから、産業部門からの二酸化炭素 (CO₂) の排出が国及び府と比較して多い状況となっています。 ○プラスチックごみをはじめ廃棄物全体の発生抑制、再使用の 2R (リデュース・リユース) の取組が一層進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会を実現させるためには、ライフスタイルそのものの見直しにより、大量生産・大量消費型の社会から資源生産性の高い循環型社会への転換が必要です。

	<p>○プラスチックごみにおいては、廃棄物の2R（リデュース・リユース）のため、IoTなどの新たな技術や仕組みを積極的に導入していく必要があります。</p> <p>○本町で実施している各種事業（食品ロス削減推進事業（フードドライブ）、再生資源回収事業補助、廃食用油回収事業等）について、周知徹底を図り、利用率を上げるとともに、新たな施策を検討しながら、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進や啓発を行う必要があります。</p> <p>○不法投棄対策においては、行政による監視・啓発だけでなく、住民・事業者との連携により、抑制（通報等）を図る必要があります。特に産業廃棄物の不法投棄は、生活環境や周辺の自然環境に多大な悪影響を及ぼすことから、早期発見・早期対応、そして土地所有者や管理者による柵の設置や施錠など、不法投棄防止対策が重要となります。</p>
--	--

項目	具体的な内容
生活環境	<p>○生活に欠かせない交通手段について、町内の公共交通がバスのみとなっていることから自家用車の保有率が高いことがうかがえ、運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）の排出も国と比較して多い状況となっています。</p> <p>○本町のコンパクトかつ平坦な地形を活かし、「全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想～夢いっぱいコンパクトタウンくみやま CCAC 構想」との連携を図り、久御山モデルの「地域共生社会」を実現する必要があります。</p> <p>○車の往来が多く、幅員が細い道路がある中、今後新たに整備する道路については、歩行者にやさしい整備を進めるとともに、『歩くまち「くみやま」推進事業』の周知を図る必要があります。</p> <p>○人口減少や少子高齢化による空き家、空き店舗など、景観上、あるいは地域住民の生活環境の維持という観点から重要な課題となっています。本町では、空き家増加の予防などを目的に、空き家バンクを設置していますが、今後さらなる情報の発信並びに制度の利用を促進する必要があります。</p> <p>○久御山町光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領を定め、光化学反応による大気汚染緊急時対策を毎年5月から9月末まで行っています。引き続き、注意報等の発令時には、公共施設のほか、適当と認められる場所に関係機関の協力を得て、吹流等により住民への周知徹底を図る必要があります。</p>

項目	具体的な内容
社会経済 環境	<p>○産業・情報基盤のさらなる整備や多様な働き方（サテライトオフィス、テレワーク等の整備）を推進することも自動車の利用の抑制につながることから、久御山ジャンクションの立地を活かした、企業誘致や「新市街地（みなくるタウン）」で進めている職住近接の産業のあり方を検討する必要があります。</p> <p>○再生可能エネルギーの普及・促進を図るため、建物や土地だけでなく、田畑を活用し、温室効果ガスの排出量削減及び地球温暖化の影響に適応した農業生産技術の確立・普及としてソーラーシェアリングの導入を検討する必要があります。</p> <p>○事業所が多く所在する本町において、従来の大量生産・大量消費を前提とした経済システムではなく、「再生可能エネルギーを導入し、製品・部品・材料・資源の価値が可能な限り長期にわたって維持され、資源の使用と廃棄物の発生が最小限に抑えられる経済システム」いわゆる「サーキュラーエコノミー」への転換を図り、環境・経済・社会における諸課題の「同時解決」を図る取組を展開する必要があります。</p>

項目	具体的な内容
自然環境 生物多様性	<p>○本町には「京都自然 200 選」に選定された自然があり、優れた自然環境及び文化遺産などの貴重な歴史的環境を有しています。今後も自然とのふれあいの場の創出や環境保全の意識の高揚を図れるよう、グリーンインフラ（社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）を推進する必要があります。</p> <p>○佐山浜台の「浜茶」のお茶など、本町独自の地域資源を活用した、自然景観の振興を図る必要があります。</p> <p>○国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について「4つの危機」に直面しているとしています。この項目は本町においても例外ではなく、「開発等人間活動による危機」「自然に対する働きかけの縮小による危機」「人間により持ち込まれたものによる危機」「地球環境の変化による危機」について、無計画な開発や乱獲による種の減少、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱等が起こらないよう、本町の自然環境の維持、生物多様性等の周知・啓発に努める必要があります。</p>

項目	具体的な内容
分野横断的 事項	<p>○本町においても人口減少と少子高齢化が本格化することにより、地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の影響が懸念されています。今後、暮らしやすさの確保や新たな働く環境、産業の創出だけでなく、若者流出抑制や地域に応じた人口バランスの確保等、新しいまちづくりを行う必要があります。</p> <p>○本計画は単に環境施策を展開するだけでなく、環境・経済・社会の自律的好循環を生み出し、脱炭素をはじめ様々な取組を展開する中で、本町が抱える諸課題の同時解決を図る必要があります。</p> <p>○様々な地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を図る必要があります。地域内の多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が「丸ごと」つながる仕組みを構築することは住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現につながります。</p> <p>○環境分野において、最先端のエネルギーマネジメントシステムの構築や創エネルギー、蓄エネルギー技術の進展、シェアリング・エコノミーの促進等、デジタル技術を活用した新たな事業展開を検討する必要があります。</p> <p>○気候変動の影響等により、頻発する気象災害の被害を最小限に軽減するため、平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組みである地域マイクログリッドの検討も含め、非常時のレジリエンス強化のほか、エネルギーの地産地消、様々な産業の活性化につながる仕組みを構築する必要があります。</p> <p>○若年層からの環境意識の醸成に向け、学校教育における地域環境学習や自然体験活動を進め、将来を担う子どもたちが地球温暖化や脱炭素について学ぶ機会を創出する必要があります。</p> <p>○住民や事業者、関係機関等との共通理解、合意形成、行動変容を図るため、ワークショップを実施するなど、まちづくりに参画できる機会を創出する必要があります。</p>

(2) 様々な課題に対する計画の方針

これまでの様々な課題を踏まえ、それに対応を図る本計画における方針を以下に示します。

<社会的情勢等>

- ・新しい生活様式の定着
- ・2050年カーボンニュートラルの実現
- ・プラスチックや食品ロス削減、循環型社会の形成 等
- ・持続可能な社会の実現、SDGsの推進
- ・緩和策や適応策による気候変動対策

<久御山町の概況>

【まちの現状】

- 人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの弱体化、担い手の減少
- 若者流出抑制や地域における人口バランスの確保
- 脱炭素活動を通して、様々な地域課題の解決を図り、暮らしの質の向上を図る 等

【環境分野における課題】

- 再生可能エネルギーの最大限の導入・利用
- 温室効果ガス削減目標の達成
- プラスチックごみをはじめ、廃棄物全体の発生抑制
- 久御山モデルの「地域共生社会」の実現
- 職住近接の産業のあり方の展開
- サーキュラーエコノミーへの転換
- 自然環境の維持・保全、生物多様性等の周知・啓発
- 将来を担う子どもたちが地球温暖化や脱炭素について学ぶ機会を創出 等

各アンケート調査結果

【住民アンケート】

- 情報発信や啓発等の充実及び住民・事業者・行政等の連携・協働によるまちづくりの展開
- 「これからの久御山町」について、豊かな環境を継承しつつ、自然と人が共生できるまちづくりの展開
- 脱炭素社会に関する内容の周知・啓発や参画機会の創出 等

【事業所アンケート】

- 開発と環境保全のバランスを保った取組の展開
- カーボンニュートラルやSDGsに基づく事業活動の展開、再生可能エネルギーの導入促進
- 事業者に対する効果的な情報発信 等

【中学生アンケート】

- 若年層から環境に関わる学びと活動の推進
- 自然環境や地域共生社会、循環型社会の形成、食の地産地消等に向けた取組の展開 等

<計画の方針>

■脱炭素社会を目指した自然と人が共生する豊かな環境の継承

- 温室効果ガスの排出抑制及び吸収源策を展開するとともに、行政をはじめ、住民・事業者等の環境に対するさらなる意識醸成
- 環境啓発・教育を充実させるとともに、環境保全活動を担う人材の育成や活動の支援の実施
- いつまでも自然と人が共生する豊かな自然環境、地産地消のまちづくりを将来世代に継承

■地域共生社会を目指した環境政策の実施と連携・協働

- 情報発信及び啓発等の充実により、一人ひとりの環境配慮に関する行動変容を促す
- 住民・事業者・行政等の主体的な取組と各主体の連携・協働を促進
- SDGsの考え方を踏まえたゼロカーボンシティへの転換による、地域共生社会の構築

■環境と経済の両立を目指したエネルギー効率向上及び再生可能エネルギー導入促進

- 事業者や家庭等におけるエネルギー効率を向上させる取組の促進
- 太陽光発電におけるソーラーシェアリングの導入など、再生可能エネルギーの可能性について、調査・研究及び導入の促進
- 「エネルギーの地産地消」を目指し、エネルギー代金の域外流出の抑制及び域内経済循環の促進

第4章 久御山町が目指す方向性

第1節 | 目指すべき将来像

本町はこれまでも国民運動の「COOL CHOICE（クールチョイス）」と国の掲げる「脱炭素ドミノ」を融合した、「久御山クールドミノ戦略」として、役場庁舎や町関連施設から排出される温室効果ガスの排出量の削減に向けた様々な取組とともに、久御山モデルの「地域共生社会」の実現に向けた地方創生に取り組んできました。

今後、本計画に基づきさらなる環境の保全と創造に取り組むためには、行政だけではなく、住民及び事業者等の参画により、あらためて地域の絆（つながり・結びつき）を再構築する必要があります。また、農業と産業の活性化による食とエネルギーの地産地消等に取り組むなど、経済・社会・環境の自律的好循環が実現されたまちの姿を町全体で共有する必要があります。

これらのことから、久御山町環境基本条例を基本に、本計画の方針や取組、住民・事業者等の意識をふまえ、これまで紡いできた恵まれた環境を将来世代に継承するという考えのもと、本町が目指すべき将来の姿を以下のとおり設定します。

豊かな自然と活力ある産業が共生する環境都市 くみやま

～地域の絆^{きずな}を育み、恵まれた環境を将来の世代に継承する～



※本計画における「地域の絆（きずな）」は「つながり」や「結びつき」などの意味を込めています

第2節 | 将来像を実現するための施策の展開

(1) 施策体系等

本町が目指す将来像の実現に向け、環境分野ごとに目標を設定しています。

各基本目標には、進捗状況の確認のため、定量的な重点指標を設定し、その状況を把握・評価するとともに、各環境目標が主として関係するSDGsを掲載し、その達成にも貢献します。また、久御山町環境基本条例の各条文（「施策の基本方針」等）との整合性を図ったものとします。

基本目標	基本施策（案）
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ■久御山版「食とエネルギーの地産地消」の推進 ■久御山版環境ブランド付加価値「次世代型ものづくりの苗畑」の推進 ■久御山版環境プロモーションによるシビックプライドの醸成
1 脱炭素社会の構築	1-1 ゼロカーボンシティ戦略 1-2 温室効果ガス排出量の削減 1-3 地球温暖化への適応
対応する SDGs	
2 循環型社会の形成	2-1 ごみ減量・資源化の推進 2-2 廃棄物の適正処理
対応する SDGs	
3 安全で安心できる快適な生活環境の保全・創造	3-1 生活環境の保全 3-2 ストックとしての価値の向上
対応する SDGs	
4 環境と経済の好循環の実現	4-1 持続可能な生産と消費を実現 4-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進
対応する SDGs	
5 自然や多様な生物と共生する社会の形成	5-1 自然環境の保全 5-2 生物多様性の保全
対応する SDGs	
6 環境教育・活動の充実	6-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進
対応する SDGs	
すべての基本目標に対応する SDGs	

第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組

重点目標の設定

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機ともいわれています。また、経済・金融界においても、ESG投資の拡大や市場再編に伴うプライム市場における環境に関するリスク管理が必要となるなど、「環境と経済の両立」を目指すという認識が普及しつつあります。

豊かな自然環境が広がり、「ものづくりの苗処」として事業所が多い本町において、環境と経済は密接な関係にあります。今後、環境のまちづくりを推進するうえでは、重点目標を設定し、住民・事業者・行政が共に協力し、様々な取組を活性化させることで、まちへの「誇りや愛着」を醸成します。さらに、これらの活動を通して環境ブランドを構築し、まちの付加価値を創出するなど、本計画の将来像の実現を図るとともに、地域の絆^{きずな}を育み、恵まれた環境を将来の世代に継承します。

■久御山版「食とエネルギーの地産地消」の推進

【食とエネルギーの地産地消】 <関連する基本目標：基本目標1>

本町の環境を表すキーワードについて、アンケート調査では「地域で作られた農作物が食べられるまち」などがあがっていることから、食の地産地消の推進は久御山町の豊かな財産となっています。今後は、エネルギーにおいても外から買ってくるだけでなく、屋根置き太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進する事で、「食とエネルギーの地産地消のまち」として推進します。

【レジリエンスの向上】 <関連する基本目標：基本目標1>

本町における公共施設をはじめ、指定避難場所・福祉避難所等の防災拠点において、レジリエンス向上に資する再エネ発電設備（太陽光発電）や蓄電池等を導入し、災害時のエネルギー供給の安定化に取り組めます。

【域内におけるエネルギーマネジメント】 <関連する基本目標：基本目標1>

自家消費型電力の地産地消から一歩進んで、域内で作られた電気を域内に供給するエネルギーマネジメント機能の構築を検討します。そのことで、エネルギー調達に関する町外への資金流出を抑制し、域内経済循環を高めることや、エネルギーのまちとして地域裨益型の多様なサービス展開につながることから、効果的なエネルギーマネジメント機能の充実に向け、研究を進めます。

■久御山版環境ブランド付加価値「次世代型ものづくりの苗処」の推進

【ZEB・ZEHの推進】 <関連する基本目標：基本目標1>

新市街地等におけるZEB・ZEH化を推進し、時代の先をいく暮らし方や環境経営のあり方など、次世代を見越した環境モデルとなりうるエリアの整備に取り組みます。

【移動手段における脱炭素化】 <関連する基本目標：基本目標1・基本目標3>

本町は自動車の利用頻度が高いことから、住民、事業所、行政それぞれがCO₂排出量削減のため、次世代自動車(EV・PHV・FCV)への乗り換えを進めるとともに、EVシェアカーの検討を進めます。また、レンタサイクルの利用促進やコミュニティサイクルネットワーク、民間シェアサイクル導入のほか、「歩くまちくみやま」としての価値向上など、移動手段における脱炭素化に取り組みます。

【環境ブランド付加価値の獲得】 <関連する基本目標：基本目標1・基本目標4>

本町は多くの企業、事業所や農業地帯など、エネルギーを地産できるポテンシャルを有しており、再生可能エネルギーで作られた付加価値を有する農作物、商品など多様な環境ブランドの構築が期待できます。住民、事業者、行政が連携するとともに、事業所にはESG投資等の視点もふまえ、環境と経済が両立する本町ならではの環境ブランド商品づくりとその発信を進めます。

【ソーラーカーポート・ソーラーシェアリングの導入】 <関連する基本目標：基本目標1・基本目標5>

次世代を推進する「ものづくりの苗処」として、事業所等と連携し、ソーラーカーポートやソーラーシェアリングの導入に取り組みます。

■久御山版環境プロモーションによるシビックプライドの醸成

【プロモーションの推進】 <関連する基本目標：基本目標2・基本目標6>

本町を環境ブランド力の高いまちとして町内外へ効果的に周知し、住民のシビックプライドの醸成やまちの魅力の向上を図るとともに、関係人口の増加につなげるなど、プロモーション業務に取り組みます。

【「ALL久御山」による活動の促進】 <関連する基本目標：全基本目標>

環境活動やカーボンニュートラルに関わる住民、事業者、行政による「ALL久御山」の絆^{きずな}で活動を促進します。特に、子どもの時から身近に環境に関する取組にふれる機会を創出し、協働による活動の価値を高めながら、子どもたちにとっても誇りを感じる魅力的かつ先進的な環境のまちづくりに取り組みます。

【環境に関する意識の醸成】 <関連する基本目標：全基本目標>

「久御山町環境基本条例」に基づき、住民、事業者をはじめとした関係者に対して、条例を広く周知・広報するとともに、6月5日の「久御山町環境の日」にあわせてイベントを開催するなど、環境に関する意識醸成に取り組みます。また、環境意識が事業者や人材、リーダーの育成を図ります。

【「地域共生型」のまちづくりの推進】 <関連する基本目標：全基本目標>

環境政策の推進とともに、「地域共生型」のまちづくりを推進するため、中央公民館の跡地に中核となる施設「全世代・全員活躍まちづくりセンター」を整備し、社会教育・生涯学習の機能に加え、子育て支援、子どもからシニアの活動支援、多世代・多文化交流などと連動した久御山モデルの「地域共生型」のまちづくりに取り組みます。

基本目標 1 | 脱炭素社会の構築

■脱炭素社会の構築に関する背景及び趣旨

【ゼロカーボン戦略】

- 本町の環境を表すキーワードとして、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「地域で作られた農作物が食べられるまち」などがアンケート調査結果において多数あがっています。
- 本町では特に「御牧地区」などにおいて農業が盛んである一方、国道1号沿線を中心として町内に多くの事業所がある中、農業と工業が調和した「ものづくりの苗処」として、エネルギーを持続的に生み出す自立的な循環構造を構築するなど、「食とエネルギーの地産地消」に取り組みます。

【地球温暖化への適応】

- 本町は一級河川の宇治川と木津川に挟まれ、山城盆地の中では最も低地に位置します。昨今の台風や集中豪雨等の大雨によって、水害の激化等が懸念されます。
- 久御山中学校など、本町における指定避難場所等の防災拠点において、レジリエンス向上に資する再エネ発電設備（太陽光発電）や蓄電池等を導入し、災害時のエネルギー供給の安定化に取り組みます。

■関連するSDGsのゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

○第7条（施策の基本方針）
第1項第3号/第4号/第5号

○第20条
（地球温暖化の防止等に関する施策の推進）



全世代・全員活躍まちづくりセンターイメージ図

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【平成 25（2013）年度】	目標値 【令和 12（2030）年度】
温室効果ガス排出量削減目標 （2013年度比）※1	▲25% （310千 t-CO ₂ ）	▲46%以上 （167千 t-CO ₂ ）

※1 算定は自治体排出カルテの数値による。

1-1 ゼロカーボンシティ戦略

【具体的な取組①】省エネルギーの推進

- 日常生活における省エネ行動や省エネルギー効果の高い高効率な省エネ機器・設備の導入を推進します。
- 新しく建物を建てる際やリフォームの際には、建物の省エネ性能の向上を目指し、ZEB・ZEH化を図るなど、省エネルギーを推進します。

【具体的な取組②】再生可能エネルギー等の導入

- 再生可能エネルギーの導入を促進し、化石エネルギーから、再生可能エネルギーへの転換を加速します。
- 久御山町公共施設等総合管理計画を踏まえながら、公共施設における太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 太陽光発電については、農業委員会や生産者と連携を図りながら、ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)の導入を図ります。

【具体的な取組③】産業部門・運輸部門における脱炭素の推進

- 町内事業所及び今後新たに立地する事業所に対し、太陽光発電等の設置を推進します。
- 次世代自動車(EV・PHV・FCV)の普及促進や急速充電器の設置普及等を推進します。
- 車の利用・走行自体を減らすなど、移動手段における脱炭素化の推進、公共交通網の整備等を行います。

【具体的な取組④】エネルギーの地産地消等、持続可能なまちづくりの推進

- エネルギー調達に関する町外への資金流出を抑制し、域内経済循環を高め、域内におけるエネルギーマネジメントを図るなど、エネルギーの地産地消を目指します。
- マイクログリッドの仕組みを構築し、公共施設や病院など主要な施設に電力を供給できる災害に強いまちづくりを進めます。
- 令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向け、さらなる取組を推進するため、本町においても「ゼロカーボンシティ宣言」の表明を行い、住民・事業者等との連携のもと、「久御山町地球温暖化対策実行計画」等に基づき、効果的な取組を展開し、脱炭素社会の実現を図ります。

※詳細な内容は「第6章 地球環境を考えたまちの取組」「第1節 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で示しています。

1-2 CO₂排出量の削減

【具体的な取組①】CO₂排出量実質ゼロの実現

- 令和 12(2030)年度までに町域からの CO₂排出量を 46%削減します。
- 本町の温室効果ガス排出量において、部門別で最も高い割合が産業部門となっていることから、事業者への協力を促すとともに、連携の強化を図ります。
- 住民・事業者に対して、国の支援制度や PPP/PFI 事業、リース事業や ESCO 事業など、様々な事業の周知・啓発を行います。

※「第6章 地球環境を考えたまちの取組」「第1節 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」でも基本目標と取組指標の詳細を示しています。

1-3 地球温暖化への適応

【具体的な取組①】気候変動への取組

- 自然災害の増加や市街地におけるヒートアイランド現象と重なった熱中症リスクの増加などに対し、緩和策を十分に進めるとともに、現在及び将来予測される地球温暖化による影響に対し、その被害を回避または低減するべく備える取組である「適応策」を推進します。
- 我慢してエネルギーを使わないのではなく、設備や機器に投資し、少ないエネルギーで同様の効果をあげるなど、エネルギー効率を向上させエネルギー使用量の削減を図ります。
- 本町の地域特性を考慮し、気候変動への適応を進めていくにあたって、今後重点的に取り組む分野・項目を選定しています。

※詳細な内容は「第6章 地球環境を考えたまちの取組」「第2節 地域気候変動適応計画」で示しています。

基本目標 2 | 循環型社会の形成

■循環型社会の形成に関する背景及び趣旨

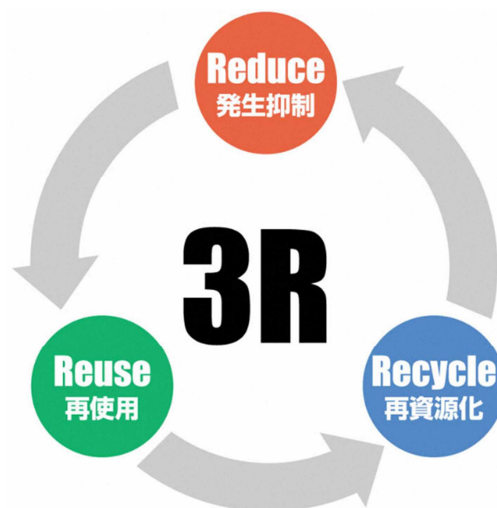
【ごみ減量・資源化の推進】

- 本町には多くの事業所が立地することから、事業系ごみについては、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。
- 「久御山町第2次ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化の取組を推進するとともに、3Rの推進やごみ分別の普及、資源化を推進します。

【廃棄物の適正処理】

- 廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会を実現させるためには、ライフスタイルそのものの見直しにより、大量生産・大量消費型の社会から資源生産性の高い循環型社会への転換が必要です。
- 本町で実施している食品ロス削減推進事業や再生資源回収事業補助、廃食用油回収事業等について、周知徹底を図るとともに、3Rのさらなる推進や啓発に取り組みます。

■関連する SDGs のゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

- 第7条(施策の基本方針) 第1項第4号
- 第15条(資源の循環的な利用等の促進)

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【令和4(2022)年度】	目標値 【令和12(2030)年度】
家庭系可燃ごみ一人一日あたりの排出量 (g) ※1	497 g	483 g
包装容器廃棄物資源化率 (リサイクル率) ※2	77.93%	85%
将来の久御山町の環境について、「リサイクルが進みごみが出ないまち」への割合 (住民アンケート)	12.9%	60%

※1の目標値は「久御山町第2次ごみ処理基本計画」に基づき、令和5年度時点での推計人口等により算出。

※2は城南衛生管理組合全体での資源化率を設定。

2-1 ごみ減量・資源化の推進

【具体的な取組①】ごみの分別、減量化の推進

- 住民・事業者に対して、日常のごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、「久御山町第2次ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化の取組を推進します。

- 飲食店に対して、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。
- 各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ」や、「3010 運動」に関する啓発活動を推進することで、食品ロスの削減に努めます。
- プラスチックによる海洋汚染が問題視されていることから、プラスチックごみの収集対象の拡大を検討するなど、ごみの減量や適正排出を促進します。
- 使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、住民・事業者の様々な主体とともに推進します。

【具体的な取組②】3R 等の推進

- 3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再生利用「リサイクル」）を推進するため、生産・流通・消費に関わる住民・事業者が不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促進します。
- 住民に対するごみ分別の普及を図るとともに、各種団体等と連携し、自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援するなど、ごみの資源化を推進します。
- 事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。
- ペーパーレス化や行政手続きの DX 化等により紙ごみの削減を図ります。

2-2 廃棄物の適正処理

【具体的な取組①】ごみ処理施設の適正な運用

- 今後も中間処理及び最終処分を城南衛生管理組合において計画的な処理を行うとともに、リサイクルセンター長谷山においてプラスチック製容器包装の一層の資源化に取り組みます。
- 近年、ごみの性状が多様化する反面、ごみの適正処理及び資源化を求める社会的要請が強まっていることから、本町だけに限らず近隣市町との広域的な取組により、ごみの適正処理及び循環資源の有効利用を図ります。
- 可燃ごみとして出されるプラスチックについては、より環境負荷の少ない手法について調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

【具体的な取組②】ごみのないまちづくりの推進

- 広報・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止の PR に努めるとともに、住民・事業者・行政が連携した環境美化活動を推進します。
- 近年、全国各地で大規模な災害が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題となっている中、「久御山町災害廃棄物処理計画」に基づき、今後想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制や処理方法を定め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するなど、住民の生活環境の保全、公衆衛生の確保及び早期の復旧・復興を図ります。

基本目標3 | 安全で安心できる快適な生活環境の保全・創造

■安全で安心できる快適な生活環境の保全に関する背景及び趣旨

【生活環境の保全】

- 町内の公共交通はバスのみとなっていることから、自家用車の保有率も多いことがうかがえ、運輸部門からの二酸化炭素(CO₂)の排出も国と比較して多い状況となっています。
- 今後、住民をはじめ、事業者や行政において、通勤時における自家用車の利用に伴うCO₂排出量削減のため、次世代自動車(EV・PHV・FCV)の普及促進や**レンタサイクルの利用促進**、コミュニティサイクルネットワーク、民間シェアサイクル導入のほか、『歩くまち「くみやま」推進事業』の推進など移動手段における脱炭素化に取り組めます。

【ストックとしての価値の向上】

- 本町においては、久御山ジャンクションの立地を活かした企業誘致や新市街地等で進めている職住近接の産業のあり方など、快適な生活環境について取組を検討する必要があります。
- 新市街地等におけるZHB・ZEHを推進するなど、次世代を見通した産業活動の活性化や住宅地の整備に取り組めます。

■関連するSDGsのゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

- 第7条(施策の基本方針) 第1項第1号
- 第13条(公共的施設の整備)

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【令和4(2022)年度】	目標値 【令和12(2030)年度】
雨水貯留施設補助件数(累計件数)※1	25件	100件
災害時の備蓄品※2	3日分	7日分
レジリエンス強化のためのV2Hの導入台数(累計)	1台	3台
将来の久御山町の環境について、「快適な住宅地が広がるまち」への割合(住民アンケート)	15.3%	60%

※1は平成28年度からの累計補助件数

※2は町内人口×15%×3日分

3-1 生活環境の保全

【具体的な取組①】水資源の保全

- 生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道への接続を推進するほか、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。
- 工場や事業所からの汚水については、法律や町の条例で、公共下水道への排除基準が定められており、この基準に適合させるために排水処理施設（除害施設）を設置する必要があることから、情報の周知とともに監視の徹底を図ります。
- 本町では、快適で住みよい生活環境を目指し、昭和 57（1982）年度から公共下水道事業を進めており、今後も相談や申込みなどに迅速な対応を図ります。

【具体的な取組②】大気保全

- 町内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。
- 住民の身近な生活環境の状況を把握するため、大気等の環境モニタリングを実施し、住民の良好な生活環境の確保に努めます。

【具体的な取組③】良好な生活環境の確保

- 工場や事業所に対して公害関係法・条例に基づく規制基準の遵守や届出を指導するとともに、大気汚染、悪臭、騒音、振動、河川水質、有害化学物質等について、府と連携して定期的な測定・調査を実施します。
- 公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査を実施するなど、適切な指導を行います。

【具体的な取組④】環境に配慮したまちづくりの推進

- 子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保を図るとともに、『歩くまち「くみやま」推進事業』の充実などを通じて、歩いて楽しい、健康的なライフスタイルを送ることができるまちづくりを進めます。

【具体的な取組⑤】環境に配慮した移動・交通の促進

- 自転車利用の促進のため、コミュニティサイクルネットワークや民間シェアサイクル導入の調査・研究を進めるとともに、駐輪場の整備を図るなど、自転車走行環境の整備を進めます。
- 本町には鉄道がないことから、自動車の利用頻度が高いことがうかがえます。住民をはじめ、事業者や行政においても公共交通、自転車通勤の検討についても働きかけを行います。

3-2 ストックとしての価値の向上

【具体的な取組①】新たな拠点づくり

- 「久御山まちのにお構想」に基づき、官民連携により「久御山中央公園」と「まちの駅クロスピアくみやま」を緑豊かな憩いと交流、遊びの場として創出することを目的としたまちづくりを進めます。

- 久御山町第5次総合計画及び都市計画マスタープランに基づき、産業活動の活性化や住宅地の形成を促進するため、「新市街地（みなくるタウン）」を整備し、産業立地促進ゾーンに立地する事業所や住街区促進ゾーンに建設される住宅に太陽光発電等を設置するなど、これからの脱炭素社会に先駆けた職住近接のまちづくりの実現を目指します。

【具体的な取組②】環境の向上に資する道路整備等の推進

- 道路の段差解消・駐輪場の適正な管理等、歩行者・自転車走行空間の整備を推進します。
- 移動の円滑化に向けて、ユニバーサルデザインのまちづくり、MaaSの導入について引き続き調査・研究を行います。
- 「新市街地（みなくるタウン）」に隣接する都市計画道路の整備により、幹線道路の渋滞緩和を推進します。

【具体的な取組③】グリーンインフラやEco-DRRの推進

- 本町には一級河川である宇治川や木津川、田畑があることから、自然環境のもつ多面的な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について国・府と連携し調査・研究を行います。
- 「久御山中央公園」の再整備により、緑豊かなグリーンインフラの強化を図ります。

基本目標 4 | 環境と経済の好循環の実現

■環境と経済の好循環の実現に関する背景及び趣旨

【持続可能な生産と消費の実現】

- カーボンニュートラルの実現に向けては、行政だけでなく、住民や事業者、関係機関等との共通理解や合意形成、行動変容が重要なことから、情報発信や体験の機会を創出するなど、本町の環境政策に参画できる機会を創出する必要があります。
- 住民をはじめ、「ものづくりの苗畑」として町内の多くの事業者や農業者と一体となった「ALL久御山」による活動を促進させるとともに、価値共創による効果的なプロモーション業務等に取り組みます。

【サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進】

- 環境分野において、最先端のエネルギーマネジメントシステムの構築や創エネルギー、蓄エネルギー技術の進展、シェアリングエコノミーの促進等、デジタル技術を活用した新たな事業展開を検討する必要があります。
- 「ものづくりの苗畑」として事業所が多く集積する本町において、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動について、啓発と普及に取り組みます。

■関連する SDGs のゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

○第 17 条
(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目標値 【令和 12 (2030) 年度】
町内事業所における KES・環境マネジメントシステム・スタンダード取得数	33 件	100 件
脱炭素経営に取り組む町内事業者数※1	—※2	100 社
SDGs への貢献の視点を持った経営、事業活動を行なっている割合 (事業者アンケート)	22.3%	60%

※1は「経済センサス活動調査」の「産業小分類従業者規模」の「20～29 人」以上の事業者のうち、経営戦略や経営方針等に脱炭素の取組を位置づけている事業者数

※2は現状値として、詳細数値が不明のため、「—」として記載

4-1 持続可能な生産と消費の実現

【具体的な取組①】情報発信等の充実

- 生活者及び生産者等の意識向上と持続可能な事業活動、農作物・食品のサプライチェーン（仕入れから出荷等、材料調達・製造・販売・消費などの一連の流れ）で使用されるプラスチック製品

等の削減や再生利用、情報の見える化を図ります。

- 本町の環境への取組について、プロモーション事業を展開するとともに、啓発ツールの充実を図るなど、共通理解、行動変容につながる取組を実施します。

【具体的な取組②】体験を通じた仕組みづくり

- 子どもから大人まで、農業体験等を活用した農業教育を通じて、生産と消費について学ぶ機会を創出します。
- 生産者との交流を促進するなど、様々なかたちで生活者と生産者の関係性を創出・強化する仕組みを構築します。

【具体的な取組③】事業者との連携

- 事業者等が行う社員研修等において、町の取組が分かる啓発物の提供や持続可能な生産消費等について学ぶことができるカリキュラムを組み込むよう依頼するなど、連携体制の充実を図ります。

4-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進

【具体的な取組①】サーキュラーエコノミー(循環経済)の啓発

- 資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す上で、資源の投入量や消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動(サーキュラーエコノミー(循環経済))の考え方について、啓発と普及に努めます。
- 町内事業者に対して、環境分野における相談窓口の設置や省エネ診断などの支援を行なうとともに、脱炭素に向けた連携体制を構築します。

【具体的な取組②】事業者及び住民への理解促進

- 事業者に対して、モノやサービスを最初に設計する段階から、廃棄物と汚染を生み出さないプランを考え、資源の価値を保ちながら循環させることについて、取組の理解促進・啓発の充実に努めます。
- 住民に対しては、様々な取組を行っている事業者の製品やサービスを積極的に利用することで、間接的にサーキュラーエコノミーに貢献していることなど、取組の理解促進・啓発の充実に努めます。

【具体的な取組③】シェアリングの推進

- 住民及び事業者のあらゆるモノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報やホームページ等を通じた啓発及び活動支援に努めます。

基本目標5 | 自然や多様な生物と共生する社会の形成

■自然や多様な生物と共生する社会の形成に関する背景及び趣旨

【自然環境の保全】

- 宇治川と木津川に挟まれ、かつては広大な巨椋池があり、様々な魚や水鳥、植物が生息していましたが、現在では干拓されて、豊かな自然に恵まれた平野にまちが広がっています。
- 本町には「京都自然 200 選」に選定された自然があり、優れた自然環境及び文化遺産などの貴重な歴史的環境を有しています。アンケート調査結果において、自然とふれあえる場として「川沿い」が多くあがっていることから、誰もが気軽に訪れることができるよう環境保全等に取り組みます。

【生物多様性の保全】

- 国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応とネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、本町においても生物多様性等の周知・啓発に努めるとともに、自然環境の維持、気候変動の適応を図っていく必要があります。
- 生物多様性は、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っていることから、本町においては、佐山浜台の「浜茶」のお茶など、本町独自の地域資源の保全に取り組みます。

■関連する SDGs のゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

- 第7条(施策の基本方針) 第1項第2号/第3号
- 第14条(自然環境の保全)

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【令和4(2022)年度】	目標値 【令和12(2030)年度】
1人あたりの公園面積 (㎡) ※1	4.87 ㎡	5.37 ㎡
久御山町内で大切な場所として「自然と 感じる・生き物とふれあえる」と感じる 割合 (住民アンケート)	40.7%	80%
まちの自然環境 (景観等) に対する満足 度の割合 (住民アンケート)	49.4%	80%
歩くまち「くみやま」推進事業における ダウンロードアプリ登録者数	918人	3,000人
歩くまち「くみやま」推進事業における 「歩く拠点」認定箇所数	—	100か所

※1の算定は(町内都市公園面積+その他公園面積)/4月1日人口

5-1 自然環境の保全

【具体的な取組①】久御山町環境基本条例に基づいた環境の保全と創造

○本町は宇治川と木津川に挟まれ、豊富な水資源と豊かな緑環境に恵まれた良好な自然環境を適切に保全し、将来の世代に受け継いでいくため、環境基本条例に基づき、住民・事業者・行政の連携のもと、目指すべき将来像の実現にむけて環境政策を計画的に進めてまいります。

【具体的な取組②】健全な水循環の確保

○住民の生活に必要な不可欠な水道水を持続的、安定的に供給していくためには、中長期的な視点に立って、施設や設備に関する投資目標とその財源見通しを試算し、これに沿った経営を行っていく必要があることから、今後も「久御山町水道事業経営戦略」に基づき、経営健全化と経営基盤の強化に取り組みます。

【具体的な取組③】自然環境と調和したゆとりある住街区の形成

- 久御山町開発指導要綱施行要領に基づき、緑化推進のため開発区域全般にわたり緑化を図るため、事業者の協力のもと、主要な道路沿道をはじめ、空地には可能な限り植栽し緑化を図ることや出入口部はブロック塀を避けて生け垣とすることなど、まちの緑化に努めます。
- 第5次総合計画及び都市計画マスタープランに定める住街区促進ゾーンにおいて、自然環境と調和したゆとりある住街区の形成を図ります。

【具体的な取組④】農地の保全と活用

- 農地の保全と農業振興については、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進等について取り組みます。
- 農業体験の場の提供やソーラーシェアリングを導入するなど、遊休農地や荒廃農地の解消に止まらず、農地の多面的機能の発揮に向け適切な維持管理を促進します。

5-2 生物多様性の保全

【具体的な取組①】生物の保全・管理及び緑化活動の推進

- 外来種に関する情報収集や住民参加型のモニタリング調査の実施、環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の状況把握及び確保に努めます。
- 久御山町役場環境宣言の重点テーマに設定されている「生物多様性に基づく緑化活動」について取り組みます。

【具体的な取組②】自然とのふれあいの促進

- 日本遺産に認定された「流れ橋と両岸上津屋・浜台の「浜茶」の景観」一帯が織り成す自然豊かな景観を維持管理します。
- 佐山浜台では、木津川堤防の内側に茶園が広がり、高級茶である碾茶を生産していることから、今後も伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。
- 歩くまち「くみやま」推進事業を通じて、身近な自然とふれあう機会を創出します。

基本目標 6 | 環境教育・活動の充実

■環境教育・活動の充実に関する背景及び趣旨

【環境に関わる学びの推進と活動の促進】

- 若年層からの環境意識の醸成に向け、学校教育における地域環境学習や自然体験活動を進め、将来を担う子どもたちが地球温暖化や脱炭素について学ぶ機会を創出する必要があります。
- 本町を環境ブランド力の高いまちとして町内外へ効果的に周知し、住民のシビックプライドの醸成やまちの魅力の向上を図るとともに、関係人口の増加につなげるなど、プロモーション業務に取り組みます。また、「久御山町環境基本条例」に基づき、6月5日の「久御山町環境の日」にあわせてイベントを開催するなど、環境に関する意識の醸成に取り組みます。

■関連する SDGs のゴール



■久御山町環境基本条例との整合性

○第 16 条
(環境の保全等に関する教育及び学習等)

■重点指標/成果指標

指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目標値 【令和 12 (2030) 年度】
広報・HP 等での環境に関する情報提供 (年間掲載件数)	59 件	120 件
環境学習参加者数(年間/人)	350 人	700 人
環境施策に関するワークショップの参加 人数 (年間/人)	29 人	100 人
環境への関心割合 (中学生アンケート) (「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計値)	51.5%	80%

6-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進

【具体的な取組①】環境教育・学習機会の提供

- 府が実施している「京都環境フェスティバル」や「KYOTO 地球環境の殿堂」など、様々な環境教育・学習機会と連携し、環境を学べる機会の充実を図ります。
- 「久御山町環境基本条例」に基づき、6月5日の「久御山町環境の日」にあわせて、各種イベントを開催します。
- 学習指導要領に則した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、成果が見える SDGs に関する取組を検討します。

【具体的な取組②】人材の育成

- 6月5日の「久御山町環境の日」や**気候市（町）民会議など**、環境に関する交流の場を創出し、環境保全活動に興味を持つ住民や事業者、各種団体の発掘や連携体制の構築等を図ります。
- 環境対策に取り組む新たな担い手を育成するため、**府と連携強化を図ります。**
- 環境施策を主体的に推進する地域のリーダーとなる人材（エコメイト）の育成に取り組めます。
- 町内3小学校や中学校と連携し、環境教育の実施による将来を見据えた人材育成に取り組めます。

【具体的な取組③】環境情報の発信・活用

- 広報やホームページ、SNSなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。
- 6月5日の「久御山町環境の日」の広報活動に取り組めます。

第6章 地球環境を考えたまちの取組

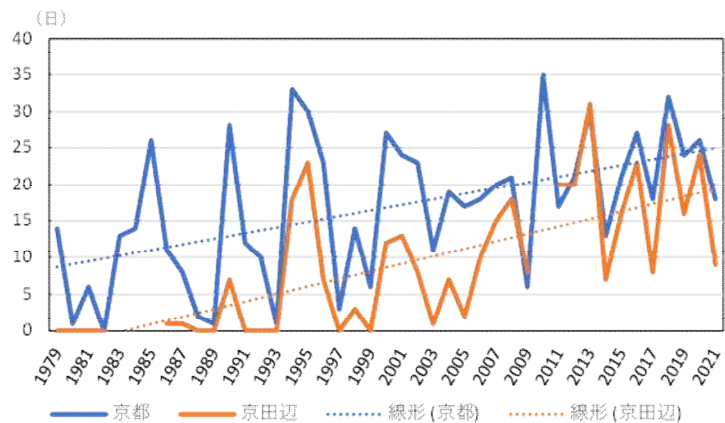
第1節 | 久御山町の気候変動等の状況

(1) 気候変動

【現状】

観測地点である京都・京田辺ともに猛暑日の年間日数が増加傾向にあります。また、平均気温等の上昇がみられるなど、地球温暖化の影響が懸念されます。

■最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数（1979年から2021年）

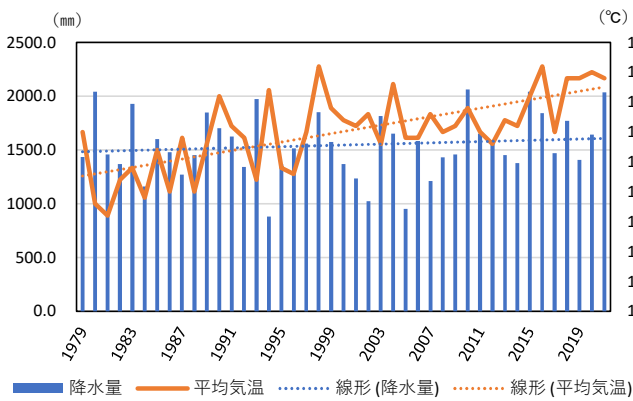


資料：気象庁

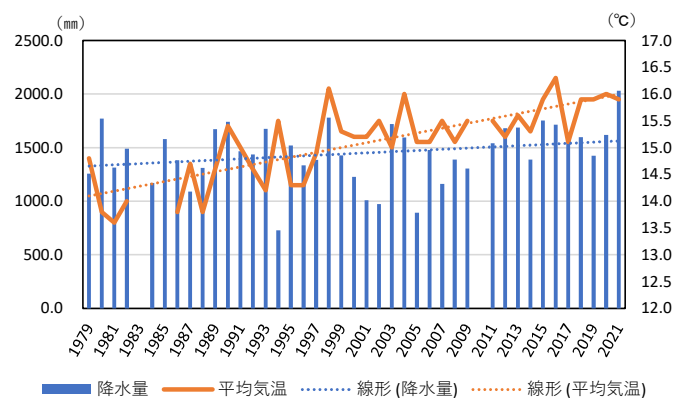
■気温の経年変化

年平均気温及び年間降水量の推移は以下のとおりです。

【京都】



【京田辺】



資料：気象庁

【課題分析】

地球温暖化の進行によって、本町においても気温の上昇や集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻繁に発生することで、農業、産業への影響、河川の氾濫、災害の発生、健康への影響など、その影響は多岐に渡ります。

今後、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減のための「緩和」対策、気候変動の影響による被害の回避・軽減のための「適応」対策を講じる必要があります。

(2) 再生可能エネルギー・新エネルギー

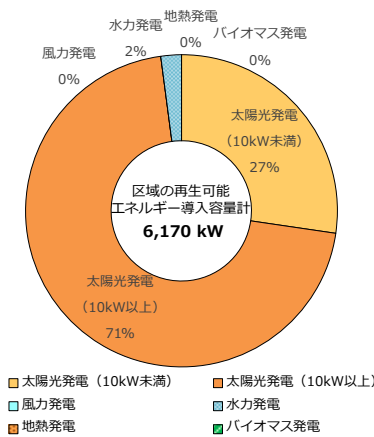
【現状】

久御山町の再生可能エネルギー導入容量は令和2（2020）年度6,170kW、発電量8,470MWh、構成比は太陽光（98%）、水力（2%）となっています。太陽光（特に10kW以上）のポテンシャルが高い状況が見受けられます。

■町内の再生可能エネルギーの導入状況（令和2（2020）年度）

導入状況（令和2年（2020年）度）	設備容量（kW）	発電電力量（MWh/年）
太陽光発電（10kW未満）	1,683 kW	2,020 MWh
太陽光発電（10kW以上）	4,356 kW	5,761 MWh
風力発電	0 kW	0 MWh
水力発電	131 kW	689 MWh
地熱発電	0 kW	0 MWh
バイオマス発電	0 kW	0 MWh
再生可能エネルギー合計	6,170 kW	8,470 MWh
区域の電力使用量		268,820 MWh
対消費電力FIT導入比		3.2%

■区域の再生可能エネルギーの導入容量（2020年度）及び再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

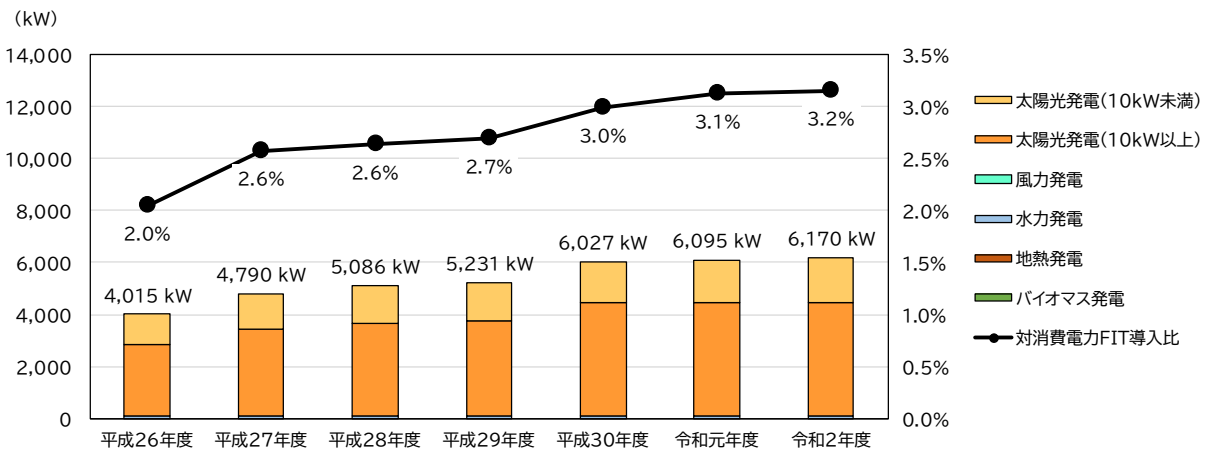


※設備容量(kW)とは、発電システムがどれだけ発電できるかを示した指標
 ※発電電力量(MWh)とは、1時間あたりの発電量です。上記表は、令和2（2020）年度表記であり、年間発電電力量[MWh/年]として算出

$$\text{年間発電電力量[kWh/年]} = \text{定格出力[kW]} \times \text{設備利用率[\%]} \times 24[\text{時/日}] \times 365[\text{日/年}]$$

※自治体排出カルテにおける再生可能エネルギー導入状況は、FIT制度で認定された再生可能エネルギー（電気）のうち買取りを開始した設備の導入容量を示している。

出典：環境省自治体排出量カルテ



出典：環境省自治体排出量カルテ

【課題分析】

再生可能エネルギーの導入容量について、太陽光発電は年々増加傾向となっていました。平成30（2018）年度以降は伸び悩んでいる状況となっています。その要因として、売電価格の下落や設置コスト、その他設置に関する建物自体の問題などが考えられます。

そういった状況の中で、今後、二酸化炭素排出量を削減していくためには、さらなる再生可能エネルギーの導入が必要となるため、PPAモデルでの設置啓発や自家消費モデルへの転換を推進するほか、設備導入に関する支援を検討するなどの方策が必要となります。

(3) 本町における再生可能エネルギーのポテンシャル

環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）から、本町における再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャルを年間発電電力量でみると、太陽光（建物系）が最も高く、次いで太陽光（土地系）、陸上風力の順になっています。

太陽光（建物系）では、学校、公共施設、事業所等への太陽光発電設備や蓄電池等の導入などが想定されます。

太陽光（土地系）では、遊休地等を活用した太陽光発電の設置等のほか、駐車場を利用したソーラーカーポート、営農中の経営耕地にソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）装置を設置するケースなどが想定されます。

陸上風力のポテンシャルは示されているものの、災害、公害等の懸念があること、また、費用対効果の観点から、慎重に検討することが求められます。

なお、REPOS ではバイオマス等の導入ポテンシャルは数値化されていませんが、可能性がないということではなく、地域の事情に応じて長期的な視野での検討が必要となります。

■本町における再生可能エネルギー等の導入ポテンシャル（令和4（2022）年4月現在）

再生可能エネルギー（電気）	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)
太陽光（建物系）	98	128,565
太陽光（土地系）	53	69,233
太陽光小計	151	197,798
陸上風力	2	3,422
中小水力	0	0
地熱	0	0
再生可能エネルギー（電力）計	153	201,220

再生可能エネルギー（熱）	年間熱量 (GJ/年)
太陽熱	85,942
地中熱	1,715,292
再生可能エネルギー（熱）計	1,801,234

出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

※端数処理の関係のため、合計値が一致しない場合があります

コラム

電力の地産地消について（※現時点で把握できている数値からの試算）

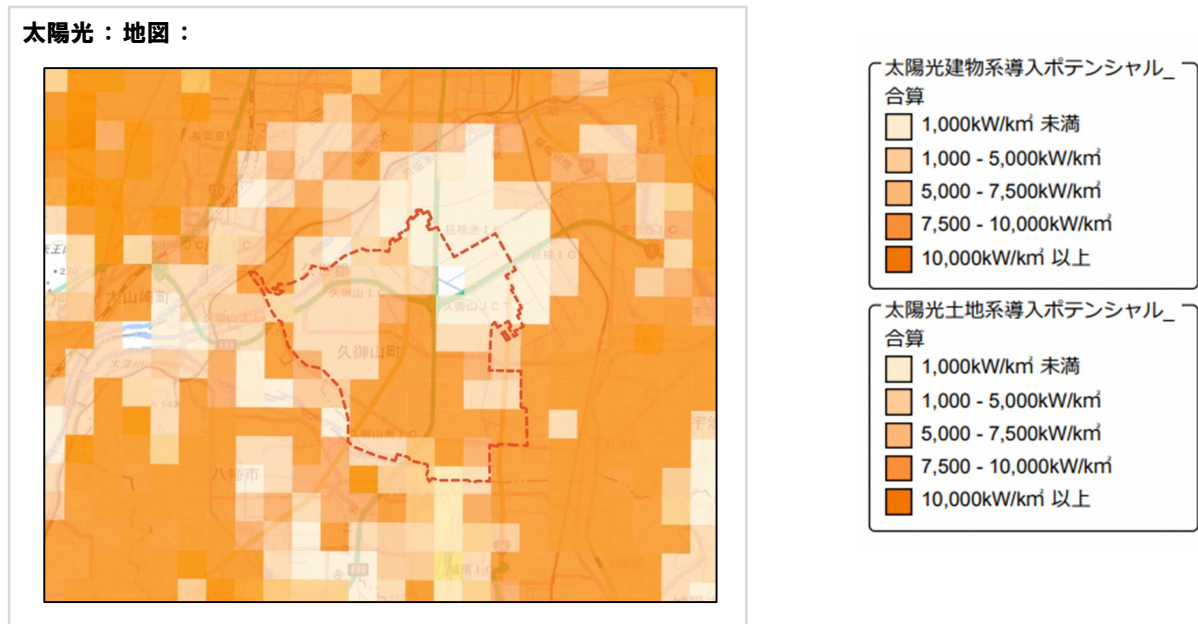
自治体排出カルテより、久御山町の令和2年度「区域の電気使用量」は268,820 MWh。REPOSによる久御山町の令和4年度「再生可能エネルギー年間発電電力量」は201,220 MWh。区域の「電気使用量」のうち、区域の「再生可能エネルギー年間発電電力量」比率は75%と試算。地域循環経済分析で算出されている「電気の流出額」は約59億円。

これらをもとに、区域の「電気使用量」の268,820 MWhが、すべて区域外へ流出されたと仮定すると、「再生可能エネルギー年間発電電力量」201,220 MWhの流出額は約44億円に換算（上記比率75%を引用）。再生可能エネルギー（電気）を区域内で「地産地消」したとさらに仮定した場合、区域外への流出金額（約59億円）は75%（約44億円）に抑制することができると考えられます。

■太陽光発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	・太陽光発電は、シリコン半導体等に光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法
地域特性	・戸建て住宅が多い ・小規模な事業所が多い ・日照時間などの気象条件は太陽光発電に適している
経済性	発電コスト（円/kWh） ※（）内は政策経費（技術開発の予算、立地交付金等）なしの値 ・住宅用 17.7（17.1） ・事業用 12.9（12.0） 出典：経済産業省
技術性	・実用段階
課題	・住宅等については令和元（2019）年度から、FIT 制度による買取期間が満了する住宅用太陽光発電施設が発生し、電力会社との高価格での契約が終了となるため、その後の発電継続や適切なメンテナンスが実施されない恐れがある ・事業用／地上設置型では、全国的に山林での整備に伴う濁水流出、景観、光害への懸念、住民説明の不足等のため、住民からの不満・不安がもたらされるケースが増加した ・太陽光発電パネルの耐用年数は 20～30 年とされており、将来的なパネルの大量廃棄への対応が問題となっている。リユース・リサイクルの技術開発も進められており、環境に負荷をかけない適切な処理に向けた制度面・技術面での取り組みが課題となる

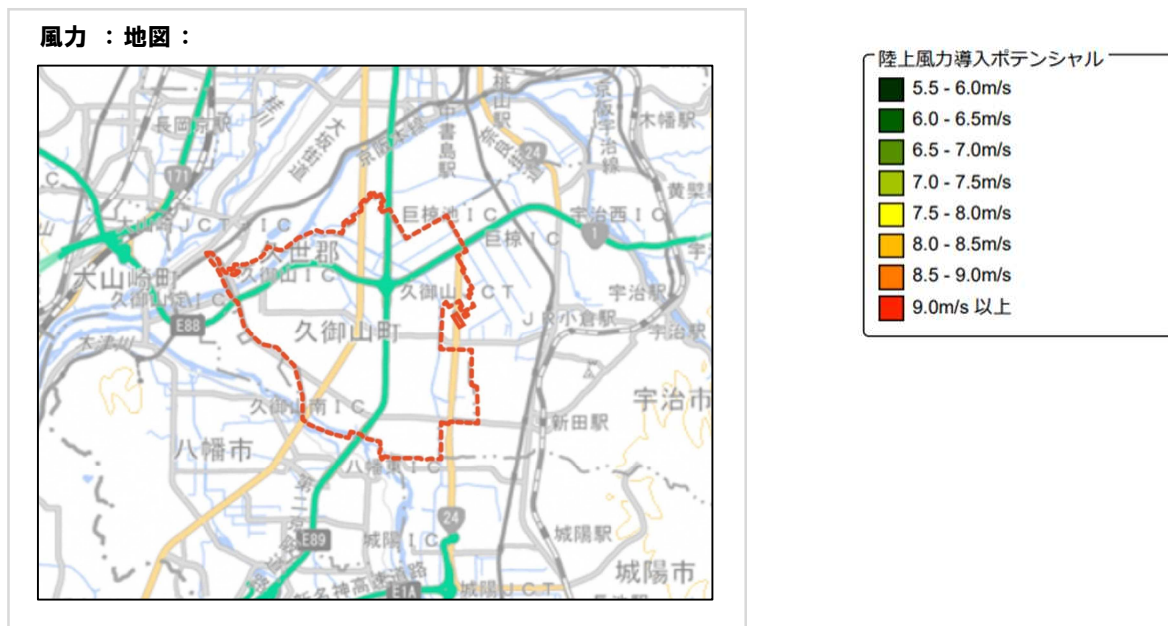
※表中「経済性」は、資源エネルギー庁に設けられている、総合資源エネルギー調査会の「2021 年発電コスト検証ワーキンググループ」による令和 2（2020）年の各電源の発電コストの試算



出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

■風力発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	・風力発電は、「風」の運動エネルギーでブレード（風車の羽根）を回転させることで動力エネルギーに変換し、これを発電機に伝えて発電する
地域特性	・陸上風力は、町域外の山間部でポテンシャルがみられる
経済性	発電コスト（円/kWh） ※（）内は政策経費（技術開発の予算、立地交付金等）なしの値 ・陸上 19.8（14.6） ・洋上 30.0（21.1） 出典：経済産業省
技術性	・実用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・発電には風速 5.5m/s 必要とされている ・設置検討箇所が、居住地域等住民生活と切り離された地域であれば、FS 調査（実行可能性調査）に時間がかかることや、景観への配慮、鳥への影響等を考慮した検討が進められるが、居住地域の上手に適地がある場合は、土砂災害や騒音、低周波振動による健康への影響等、あらゆる懸念点を慎重に検討する必要がある。また、住民の同意が得られないケースも多い ・日本は風力発電分野への着手が遅れたことで、事業者は海外メーカーが主となっており、導入や修理費用がかさむ状況にある。近年徐々に国内製の風力発電機も登場している

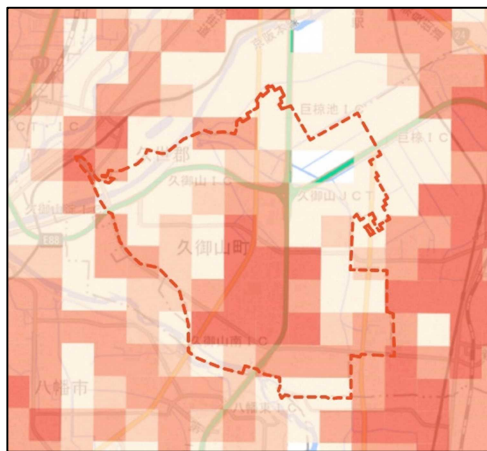


出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

■太陽熱・地中熱利用の特性・課題等

項目	内容
システム概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱発電は太陽熱を利用し、集熱装置によって内部の水を温め、発生した水蒸気によってタービンを回して発電を行うもの ・ 地中熱とは、浅い地盤に存在する低温の熱エネルギー。地中熱利用は外気温に対して夏は冷たく冬は暖かい地中の温度差を利用し、ヒートポンプシステムによる冷暖房や給湯に利用したり、地中の温水を直接産業等に利用する等の活用がある
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外と比較し日本で地中熱利用の普及が遅れたのは、地質がアメリカやヨーロッパ諸国のような熱伝導率がよい岩盤でなく、泥、砂、粘土、砂利などが混在しており、熱伝導率の低さもさることながら掘削の労力コストが割高なことが大きな要因となっていた。一方で豊富な地下水を有している利点がある。地中熱利用にあたっては、地下水の流れを理解して計画していく事が重要となっている ・ ポテンシャルは一部みられるが、実際検討する際は、地質や地形のデータ、地下水の流動シミュレーションなどを総合して検討することが必要となる
技術性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中熱ヒートポンプによる冷暖房システムへの活用についても、コスト面が導入の課題となっており、家庭等での利用はこれからの課題となっている ・ 近年では工場や商業施設等での冷暖房・給湯システムへの利用が広がりつつあり、将来的に利用拡大を背景とした低コスト化や技術革新が進めば、安定して利用できる再生可能エネルギーとして活用が進む可能性がある

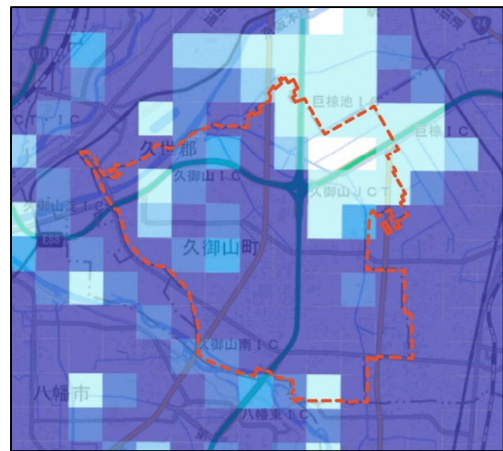
太陽熱：地図：



太陽熱導入ポテンシャル合算



地中熱：地図：



地中熱導入ポテンシャル合算



出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

(4) 温室効果ガス排出量の現状と将来予測

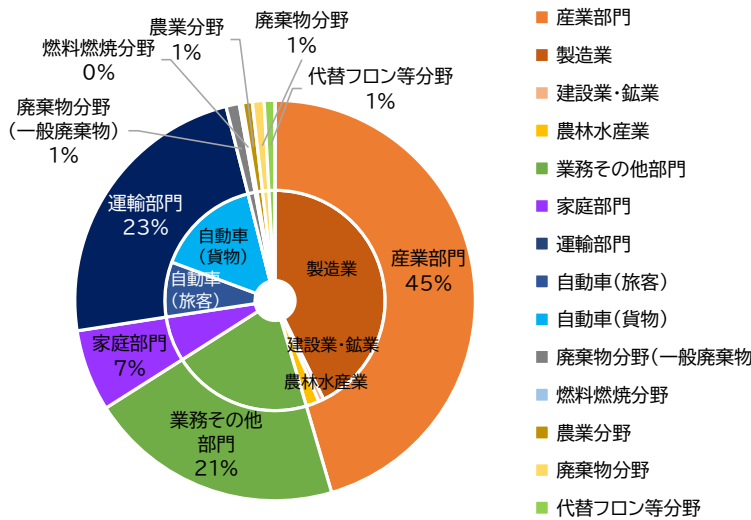
【現状】

環境省の自治体排出量カルテによると、本町の温室効果ガス排出量は全体で227千t-CO₂となっています。部門別で最も高いのは産業部門であり、全体の45%を占めています。町域に事業所が多く所在していることなどが影響していると考えられます。

次いで運輸部門が23%、業務その他部門が20%、家庭部門が7%となっています。また、分野別で最も高いのは廃棄物分野であり全体の1%（排出量2.5千t-CO₂）を占めています。

国・府の平均と比較しても、産業部門の割合が高く、家庭部門の割合が低くなっています。

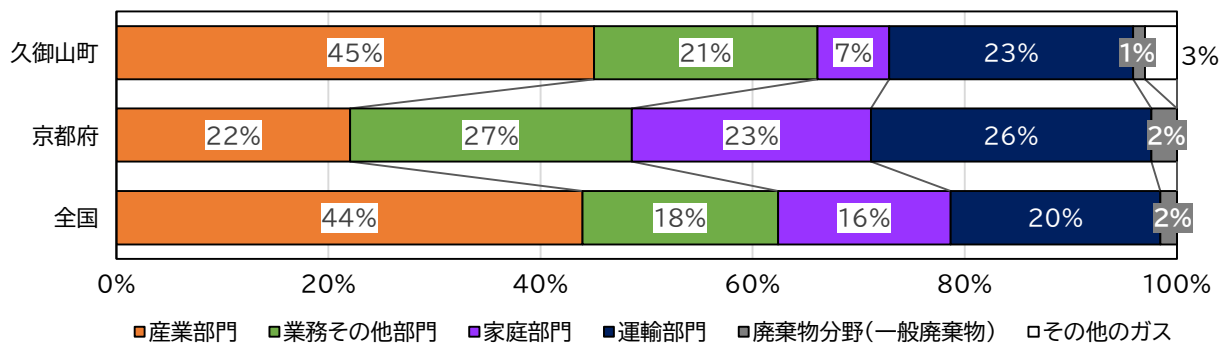
■久御山町の温室効果ガス部門・分野別温室効果ガス排出量（令和元（2019）年度）



※排出量、構成比ともに、小数点以下第1位で四捨五入したもので、合計値があわない場合がある
 ※廃棄物分野においては、CO₂（自治体排出カルテより引用）とCO₂以外のガス（CH₄、N₂Oから算出）分けて表記
 ※代替フロン等分野の数値は、町内のフロン算定漏えい量報告事業者と排出量が不明のため、令和3年度版久御山町の環境より引用

部門		令和元年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比 (%)
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	106	45
	製造業	100	43
	建設業・鉱業	2	1
	農林水産業	5	2
	業務その他部門	48	21
	家庭部門	15	7
	運輸部門	55	23
	自動車	55	23
	旅客	19	8
	貨物	36	15
廃棄物分野 (一般廃棄物)	3	1	
小計	227	97	
エネルギー 起源CO ₂ 以外の ガス	燃料燃焼分野	0.6	0
	自動車走行	0.6	0
	農業分野	1.9	1
	耕作	1.9	1
	廃棄物分野	2.2	1
	焼却処分 (一般廃棄物)	0.02	0
	埋立処分	0.000001	0
排水処理	2.2	1	
代替フロン等分野	2.0	1	
小計	7	3	
合計	223	100	

■部門・分野別構成比の比較（京都府平均及び全国平均）（令和元（2019）年度）



※上記グラフについては、全国、府との比較のため、自治体排出カルテで抽出された数値のみの比較

温室効果ガスの推移をみると、基準年度とする平成 25（2013）年度 311t-CO₂以降は増減を繰り返し、令和元（2019）年度には 234t-CO₂と大幅に減少しています。自治体排出カルテにおける令和元（2019）年度は平成 25（2013）年度から約 25%減少しています。

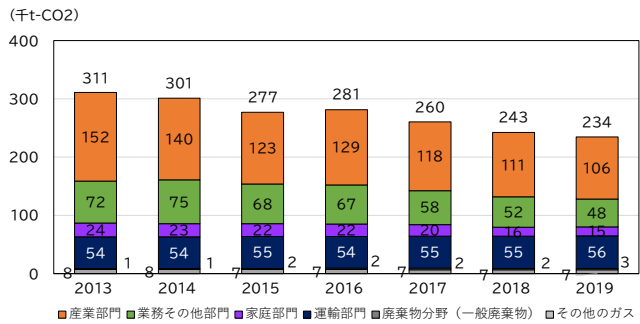
平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度にかけての部門別の推移をみると、廃棄物分野、運輸部門を除く、全部門で減少傾向にあり、平成 25（2013）年度を 100 とすると、産業部門は 70、業務その他部門は 67、家庭部門は 64、その他のガスは 87 となっており、廃棄物分野では 177、運輸部門では 103 と増加傾向となっています。

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、具体的に削減すべき数値を明らかにする必要があります。そこでまず、既に算出した温室効果ガス排出量の推計値が、将来にわたってどのように変化していくかを予測する必要があります。ここではまず、BAU（business as usual）と呼ばれる省エネや創エネ等の対策を取らなかった場合の推計を行います。

将来的に本町の産業構造や自動車の利用状況等が大きく変化することは、現段階では考えにくく、また変化の方向を確実に予測することも困難です。そのため、直近の令和元（2019）年の部門別排出量を基礎として、この数値が部門別に設定した活動量に比例して推移すると仮定します。これは国の排出量カルテと同じ考え方に基づくものです。

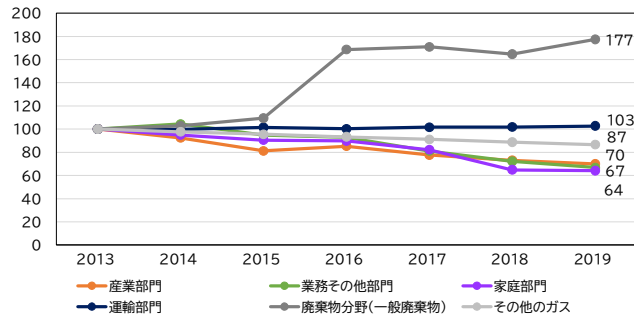
部門別の活動量については国の排出量カルテを参照（「その他のガス」については、実績値活用）し、以下のそれぞれの指標を用います。また、それぞれの将来推計の方法については、過年度分の変化の趨勢に基づく予測や既存の人口推計を用いることとします。

■本町の温室効果ガス排出量の推移



■部門別の温室効果ガス排出量の推移

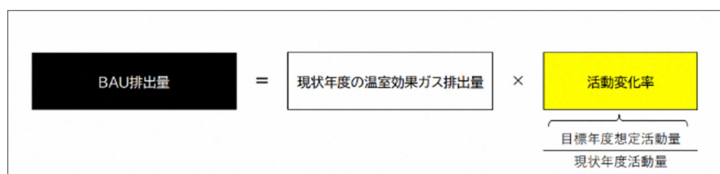
(基準年度平成 25（2013）年度を 100 とした増減)



■温室効果ガス排出量の将来予測（推計）に用いる指標

部門		活動量指標	将来推計の方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等 (万円)	近年の変化量に基づく将来推計
	鉱業・建設業	従業者数 (人)	近年の変化量に基づく将来推計
	農林水産業	従業者数 (人)	近年の変化量に基づく将来推計
業務その他部門		従業者数 (人)	近年の変化量に基づく将来推計
家庭部門		住民基本台帳世帯数 (世帯)	近年の変化量に基づく将来推計
運輸	自動車 (旅客)	自動車保有台数 (台)	近年の変化量に基づく将来推計
	自動車 (貨物)	自動車保有台数 (台)	近年の変化量に基づく将来推計
廃棄物分野		実績値活用	近年の変化量に基づく将来推計
その他のガス		実績値活用	近年の変化量に基づく将来推計

■BAU 排出量の推計方法

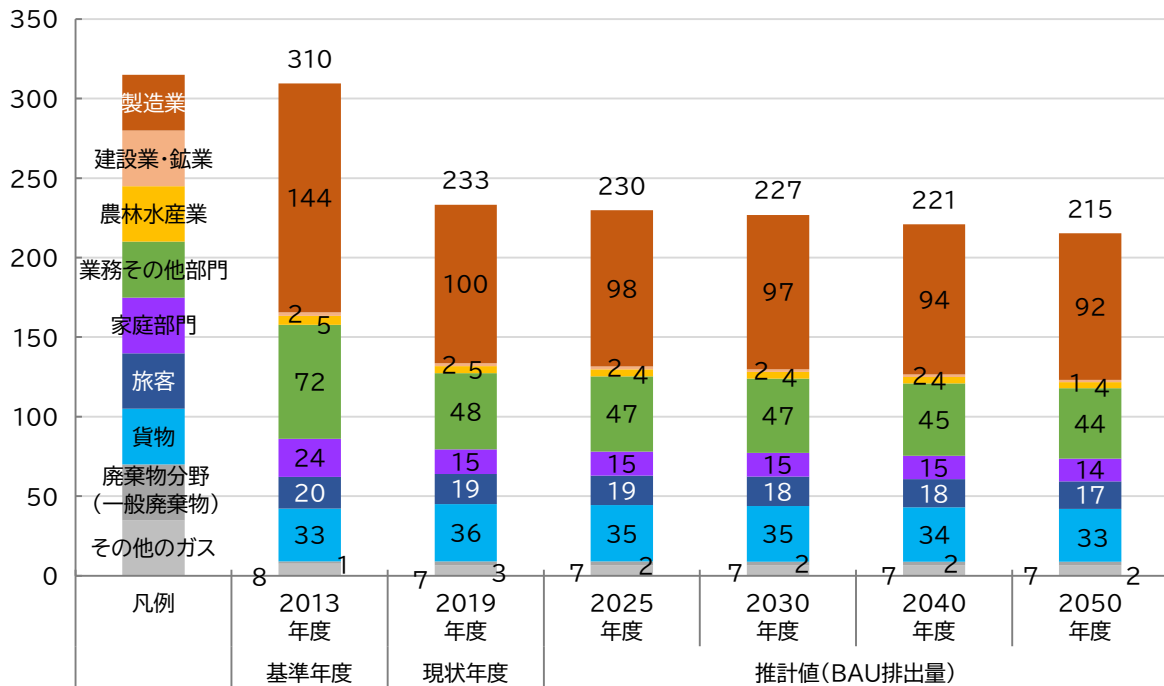


推計された活動量に対する温室効果ガスのBAU排出量は下表のとおりです。

国においては、令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することが目標として定められていますが、BAUでは27%減、令和32(2050)年度のカーボンニュートラルの達成に向けても、BAUでは31%減にとどまっており、追加的な対策が求められます。

■BAU排出量のグラフ(部門別CO₂排出量の現状と推計)

(千トンCO₂)



【課題分析】

温室効果ガス排出量の削減を進めるためには、各分野での省エネルギーを推進するとともに、必要な電力を再生可能エネルギー由来のものに転換していく必要があります。

特に本町においては産業部門への対策が不可欠となっています。また、家庭部門、業務その他部門においても、省エネルギーの徹底を推進するとともに、石油製品を使用しない、またはエネルギー効率の良い機器の導入により、エネルギー消費の抑制を図る必要があります。

さらに、CO₂を排出しない太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進し、必要な電力に占める割合を高めていくことで、CO₂排出量の削減を図る必要があります。石油製品の利用率の高い運輸部門においては、自動車のEV化等、再生可能エネルギーに転換可能な電力に置き換えていくことが求められます。廃棄物処理分野においては、ごみの減量化及び資源化の促進を図る必要があります。

第2節 | 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1-1 地球温暖化対策における基本目標と取組指標

脱炭素の取組は、産業や交通、暮らし、行政等のあらゆる分野で、住民・事業者・行政のそれぞれが主役となり、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、CO₂削減だけでなく、経済を循環させ、防災や暮らしの質を向上させるなど、地域の課題解決につながるものです。

そのため、本計画の目指すべき将来像、「豊かな自然と活力ある産業が共生する環境都市 くみやま ～地域の絆を育み、恵まれた環境を将来の世代に継承する～」の実現に向け、地球温暖化対策における基本的な考え方や基本目標、目標指標を示します。

① 基本的な考え方

令和3（2021）年10月に、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

本町では、国の地球温暖化対策計画における令和12（2030）年度温室効果ガス排出削減量の目標を参考にしつつ、本町の現状にあった温室効果ガスの排出抑制に向けて、各取組を展開します。

■地球温暖化対策計画における令和12（2030）年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億 t-CO ₂)		2013 排出実績	2030 排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源 CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部 門 別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源 CO、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		—	▲0.48	—	(▲0.37 億 t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出量削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			—

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

②基本目標

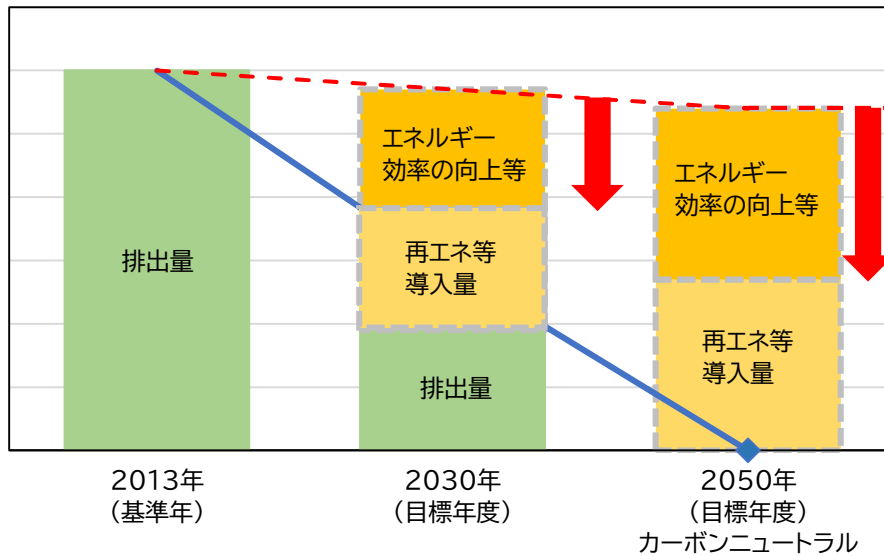
<久御山町内におけるCO₂排出量実質ゼロを目指します>

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギー等の導入
- 産業部門・運輸部門における脱炭素の推進
- エネルギーの地産地消等、持続可能なまちづくりの推進

※「第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組」「基本目標1 脱炭素社会の形成」及び「第6章 地球環境を考えたまちの取組」の「ゼロカーボンシティ戦略」との整合性を図っています。

上記により、エネルギーの効率の向上及び再エネ導入を図り、CO₂排出量を削減した上で、排出量を実質ゼロにします。

■ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス削減のイメージ



③目標指標

<令和 12（2030）年度までに、町域からの CO₂排出量を 46%削減します>

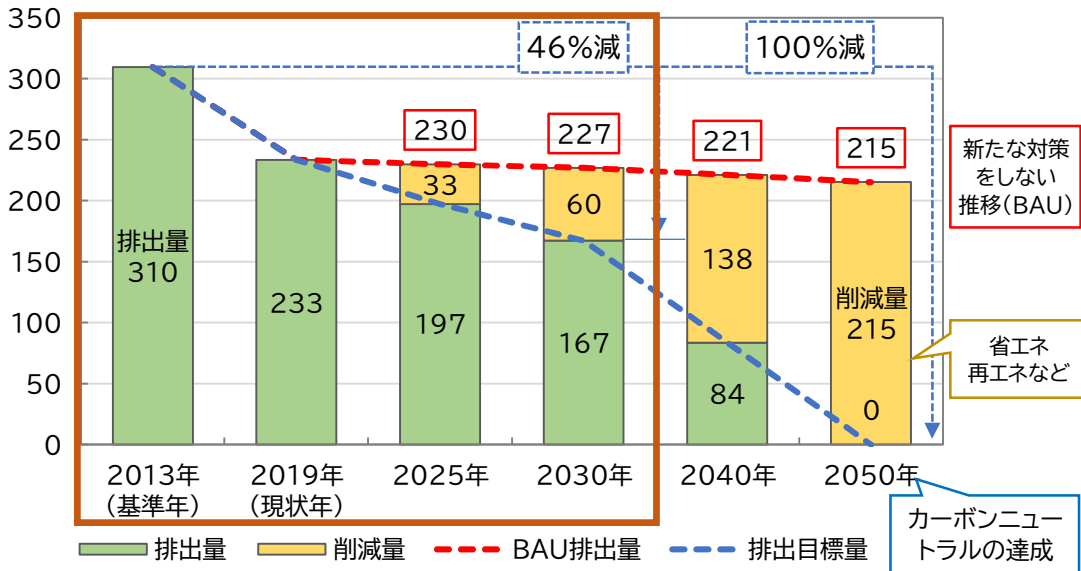
■目 標 基準年度比 46%削減 167千トン-CO₂

■基準年 平成 25 年（2013）年度 310千トン-CO₂

本計画では、国、府の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年を令和 12（2030）年度に設定するとともに、町内の CO₂排出量について、基準年度比 46%の削減を目指します。

■久御山町の CO₂ 排出量の現状と推計

(千トンCO₂)



1-2 部門別 CO₂排出量の削減目標

令和 12（2030）年度に達成しておくべき CO₂排出量の目標は、平成 25（2013）年度の基準年度比で 46%の削減とします。

この高い目標を達成するためには、今後約 10 年間の先導的な取組が非常に重要であることから、住民・事業者・行政の各主体と連携して率先して取り組みます。

現状のまま特に削減対策を講じない場合の「現状趨勢ケース」を推計した結果、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は 227 千 t-CO₂となる見込みで、平成 25（2013）年度比では 26.7%削減となりました。

徹底的な省エネ対策の推進や再生可能エネルギーの最大限の導入・利用の促進等の新たな取組の加速化による削減効果により、目標年度の部門別の目標排出量と目標削減率を下記のように設定します。

単位：千 t-CO₂、%

項目	基準年度 H25(2013) A	現状値 R1(2019)	現状趨勢ケース R12 (2030) B	削減見込量 R12 (2030) C	排出量 R12 (2030) D = B - C	削減率 R12 (2030) (D/A) - 1
産業部門	152	107	103	30	73	△52
業務その他部門	72	48	47	14	33	△54
家庭部門	24	15	15	8	7	△70
運輸部門	53	55	54	8	46	△14
廃棄物処理部門	1	3	2	1	1	△0
その他のガス	8	7	7	1	6	△25
排出量合計	310	233	227	60	167	△46

※排出量、構成比等ともに、小数点以下第 1 位で四捨五入したもので、合計値があわない場合があります

1-3 ゼロカーボンシティ戦略

本町における令和 32（2050）年を見据えたカーボンニュートラルの実現にあたっては、住民・事業者・行政など、多くの関係者が脱炭素に向けた取組に対する共通理解や合意形成を図り、行動変容につながることを目的としています。そのため、様々な施策を展開し、CO₂削減シナリオ・目標の達成にとどまらず、地域の課題解決にも取り組んでまいります。

※「第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組」「基本目標1 脱炭素社会の形成」「ゼロカーボンシティ戦略」との整合性を図っています。

■各種施策の展開

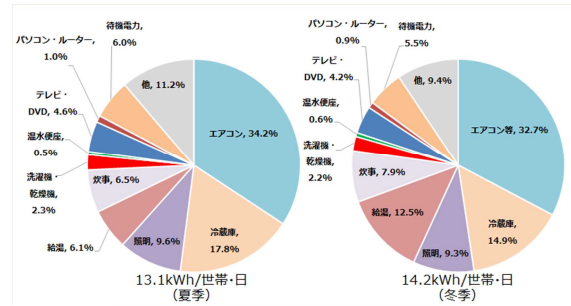
【具体的な取組①】省エネルギーの推進

○日常生活における省エネ行動や省エネルギー効果の高い高効率な省エネ機器・設備、新しく建物を建てる際やリフォームの際には、ZEB・ZEH化など建物の省エネ性能の向上を図るなど、省エネルギーの推進を図ります。

省エネ行動の推進									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○エアコンの上手な使い方など、日常生活における省エネルギー行動の普及に努めます。 ○「ゼロカーボンアクション 30」「COOL CHOICE」など、国が推奨している省エネルギー行動の普及・啓発に取り組めます。 ○住民向けの意識啓発及び補助事業等の導入や電力会社等との連携を図るとともに、「新しいライフスタイル」を提案します。 								
	計画目標	□「短時間でも場所を離れるときは消灯を心がけている」の割合							
2022 【現状値】		2023	2024	2025	2026 【中間値】	2027	2028	2029	2030 【目標値】
71.2%		→	→	→	84.5%	→	→	→	94.1%
□「歯みがきや洗顔の時に水を出しっぱなしにしない」の割合									
2022 【現状値】		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
67.4%		→	→	→	82.3%	→	→	→	92.3%
□「食材を購入するときに久御山町産の食材を意識的に選ぶ人」の割合									
2022 【現状値】		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
-		→	→	→	40.0%	→	→	→	60.0%
□「エアコンのように、こまめに電源を切らない方が消費電力を抑えることができるなど、家電の特性を正しく理解した使い方をしている人」の割合									
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】	
-	→	→	→	40.0%	→	→	→	60.0%	

コラム 家庭における家電製品の一日での電力消費割合

電力消費量はエアコン、冷蔵庫、照明で5割以上を占めており、節電の際にはこれらの省エネが大きなポイントになります。効率よく消費エネルギーを抑えることで、おサイフと地球環境にやさしい省エネライフを送ることができます。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁

コラム ゼロカーボンアクションとは

日本は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」（2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること）を目指しています。そのため、ゼロカーボンアクションでは、一人ひとりができる脱炭素化のアクションがまとめられています。



出典：環境省

コラム 政府をあげての国民運動「COOL CHOICE」とは

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという取り組みです。



出典：環境省

コラム 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動を展開しています。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししています。



出典：環境省

高効率な省エネ機器・設備の導入

内容

- 新たに商品を購入する際には、省エネルギー効果の高い高効率家電の購入につながるよう、普及・啓発に努めます。
- 事業所や工場においても高効率な機器の導入等を推進します。
- 高効率家電の普及につながるよう、購入費の助成を進めます。

計画 目標	□「新たに家電を買い替える場合は、省エネ性能の高い家電を選ぶなど我慢せずに取り組める省エネ活動を実践している」の割合								
	2022 <small>【現状値】</small>	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 <small>【目標値】</small>
	-	➡	➡	➡	40.0%	➡	➡	➡	60.0%
	□「電球形 LED ランプを導入している」の割合								
	2022 <small>【現状値】</small>	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 <small>【目標値】</small>
	62.3%	➡	➡	➡	73.6%	➡	➡	➡	81.2%
	□「家庭用燃料電池（エネファーム）を導入している」の割合								
	2022 <small>【現状値】</small>	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 <small>【目標値】</small>
	7.0%	➡	➡	➡	15.1%	➡	➡	➡	20.5%

ZEB・ZEH 化など建物の省エネ性能の向上

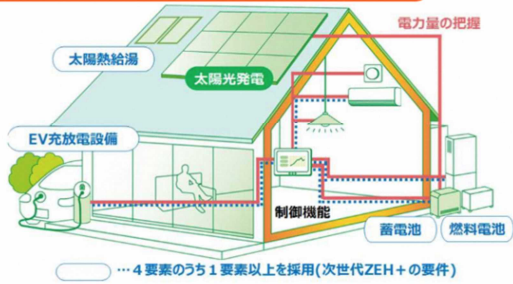
内容

- 一般住宅や公営住宅、事業所など、新しく建物を建てる際やリフォームの際、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）化を進めます。また、省エネ改修住宅等、相談窓口を設置します。
- 断熱性・気密性が高い建物は、室温を一定に保ちやすいので夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、効率的に建物全体を暖められるので、特に冬の急激な温度変化に伴うヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあることから、健康の側面からも ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）化のメリットを周知します。
- HEMS や BEMS を普及し、建物のエネルギーを効率的に使うよう、情報の提供・周知に努めます。また、ゼロカーボン住宅の評価等を行います。
- 「新市街地（みなくるタウン）」の産業立地促進ゾーンに立地する事業所や住街区促進ゾーンに建設される住宅に太陽光発電等を設置します。
- 森林資源の循環利用や脱炭素社会の実現等のため、公共建築物はもとより福祉施設や商業施設などの民間建築物でも、京都府産木材を利用した木造化・木質化を推進します。

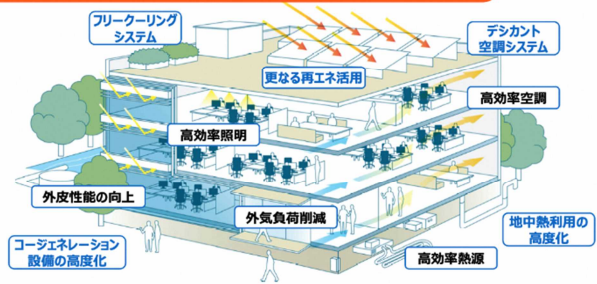
計画 目標	□「HEMS（家庭内エネルギー管理システム）を導入している」の割合								
	2022 <small>【現状値】</small>	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 <small>【目標値】</small>
	2.1%	➡	➡	➡	8.8%	➡	➡	➡	13.3%

■ ZEB・ZEH 化など建物のイメージ図

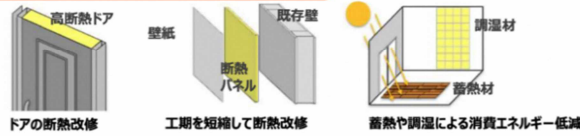
① 需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ



② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ



③ 次世代省エネ建材の実証のイメージ



出典：経済産業省 資源エネルギー庁
(住宅・建築物需給一体型など省エネルギー投資促進事業)

コラム 京都府産木材の利用の促進

森林は、自然環境の保全や二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など様々な多面的機能を有し、持続可能な経済社会として、森林資源が「循環」することが重要です。

京都府産木材認証制度では、「京都の木証明」と、京都府産に加え、木材輸送時のCO₂の削減量がわかる「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」を実施しています。

京都府産木材の利用は輸送過程時のエネルギー消費が抑えられ温室効果ガス削減にも貢献します。

森林資源の循環利用



出典：森林・林業白書

コラム 新市街地みなくるタウン住街区促進ゾーン

- キャッチフレーズ
久御山 SEEDTOWN
- 整備コンセプト

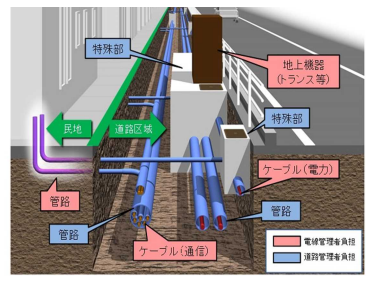
子どもから大人まで全世代の人が根付くまちづくり
⇒小さい種 (SEED) を蒔き、それを地域で見守りや世話をしていき、しっかりと芽が出て、花が咲く。全世代の人が地域での役割を持ちながらまちに根付いていただく「まちづくり」をしていく。

○目指す方向

- ・ WITH コロナでの生活様式の変化に対応
- ・ 世代間交流ができるコミュニティづくり
- ・ カーボンニュートラル実現に向けたまちづくり
- ・ グリーンインフラによるまちづくり



まちなみイメージ (ZEH/LCCM 住宅)



無電柱化 (電線共同溝イメージ)

出典：久御山町

【具体的な取組②】再生可能エネルギー等の導入

- 再生可能エネルギーを導入していくとともに、使用するエネルギーを化石燃料から電気へ転換するなど、再生可能エネルギーで作られた電気や熱利用の拡大を図ります。
- 久御山町公共施設等総合管理計画を踏まえながら、公共施設における太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 太陽光発電については、農業委員会や生産者と連携を図りながら、ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)の導入を図ります。

太陽光発電等の導入促進	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光設置に関する情報等を住民や事業所へ周知できる機会をつくります。 ○初期費用がかからない PPA 事業や府の 0 円ソーラー、太陽光発電設備共同購入事業等、各種事業や制度の推進及び周知を図ります。 ○建築物だけでなく、駐車場を利用したソーラーカーポートや歩行の雨避けを兼ねたソーラーアーケード等、土地や空間を効果的に利用した太陽光発電の設置を推進します。 ○住宅屋根に太陽光発電設備を設置、蓄電池（卒 FIT 対策を含む）や電気自動車と連携してエネルギーを有効活用します。 ○太陽光発電や蓄電池に関する情報提供や補助の実施等により、事業所や住民による建築物への太陽光発電や蓄電池等の導入、定期的なメンテナンス、将来的な廃棄等への備えを促進します。 ○「新市街地（みなくるタウン）」の産業立地促進ゾーンに立地する事業所や住街区促進ゾーンに建設される住宅に太陽光発電等を設置します。（再掲）

計画 目標	□住宅用太陽光発電世帯設置率（家庭部門）								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	5.9%	➡	➡	➡	16.2%	➡	➡	➡	23.0%
	□公共施設（業務その他部門）への太陽光発電設置率								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	8.7%	➡	➡	➡	33.5%	➡	➡	➡	50.0%
	□工場・倉庫など（産業部門）への太陽光発電設置率								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	6.0%	➡	➡	➡	26.4%	➡	➡	➡	40.0%
	□その他の事業所（業務その他部門）への太陽光発電設置率								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	6.0%	➡	➡	➡	23.4%	➡	➡	➡	35.0%
	□「太陽熱温水器を導入している」の割合								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
5.9%	➡	➡	➡	17.4%	➡	➡	➡	25.0%	

※公共施設（業務その他部門）の施設数については、「久御山町公共施設等総合管理計画（H29年・R4改訂）」に基づき算出しています。その他の事業所（業務その他部門）については、経済センサスの「事業所数」を引用し算出しているため、公共施設分も含まれています。

コラム ソーラーカーポート

ソーラーカーポートとは、駐車場を有効に活用して、カーポートの屋根に太陽光発電を設置するものです。

【参考】

- 住宅用：2台置き
- 設置枚数（10枚） 定格出力 5.90 kW
- 産業用：6台置き
- 設置枚数（28枚） 定格出力 16.52 kW

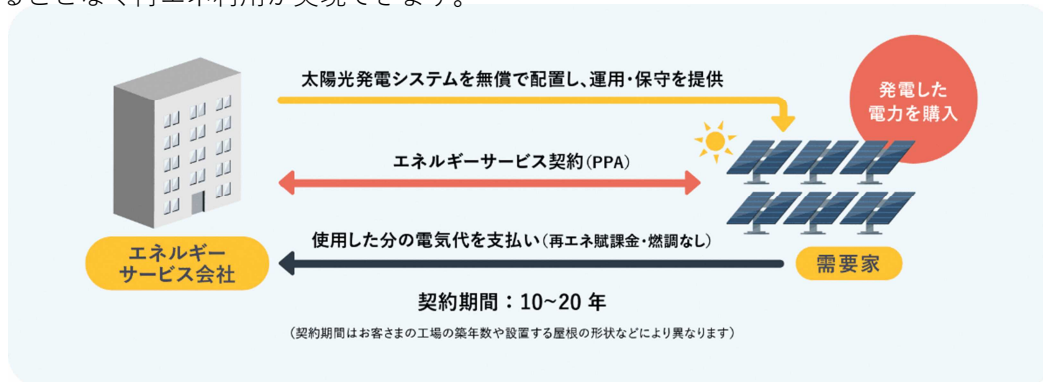
出典:Next Energy 製品情報サイト



コラム PPA 事業とは

初期投資0円で発電設備を設置しその電気を利用することで電気料金とCO₂排出を削減することができます

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



PPA モデルのメリット

- ・ 初期費用不要で太陽光発電システムを導入
- ・ CO₂を排出しないクリーンエネルギー。RE100やSDGsなどの環境経営の推進に貢献
- ・ 太陽光発電システムの自立運転機能に加えて、蓄電池システムを導入することで非常用電源に
- ・ 事業者がメンテナンスするため管理不要

PPA 利用までの流れ



出典：環境省

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の導入促進

内容

- 持続可能な農業経営として、農家や集落営農の副収入確保、また、耕作放棄地対策の観点も織り交ぜ、農業を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の普及、導入を促進します。
- ソーラーシェアリングについて、継続的に農家及び関係機関との協議及び必要な情報等の発信・周知の徹底を図ります。

計画目標

□畑の耕地面積へのソーラーシェアリングの普及率

2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
—	➡	➡	➡	3.0%	➡	➡	➡	5.0%

コラム

ソーラーシェアリング

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のことです。また、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法です。



出典：農林水産省

【具体的な取組③】産業部門・運輸部門における脱炭素の推進

○町内事業所への太陽光発電等の設置や脱炭素に向けた連携体制の構築を図ります。

○次世代自動車(EV・PHV・FCV)の普及促進や急速充電器の設置普及等を推進します。

○車の利用・走行自体を減らすなど、移動手段における脱炭素化の推進、公共交通網の整備等を行います。

産業部門における脱炭素の推進

内容	<p>○町内事業所及び今後新たに立地する事業所に対し、太陽光発電等の設置を推進します。</p> <p>○町内事業所に対して、環境分野における相談窓口の設置や省エネ診断などの支援を行うとともに、脱炭素に向けた連携体制の構築を図ります。</p>
----	--

計画 目標	□工場・倉庫など（産業部門）への太陽光発電設置率(再掲)								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	6.0%	➡	➡	➡	26.4%	➡	➡	➡	40.0%

次世代自動車（EV・PHV・FCV）の普及促進

内容	<p>○令和 17（2035）年に新車のガソリン車販売廃止になることに先んじて、電動自動車等（電気自動車/EV、ハイブリッド自動車/HV、プラグインハイブリッド自動車/PHV、燃料電池自動車/FCV）の普及を促進します。</p> <p>○「新市街地（みなくるタウン）」の産業立地促進ゾーンをはじめ、町内に急速充電器の設置普及と設置箇所の周知を進めます。</p> <p>○現在普及している車両のうち、「ZEV（ゼロエミッション・ヴィークル）で代替しうる車両がどのくらいあるか」検証するなど、次世代自動車導入助成事業を行います。</p> <p>○行政が率先して一般公用車の ZEV 化を図ります。</p>
----	--

計画 目標	□電動自動車の普及率								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	—	➡	➡	➡	9.0%	➡	➡	➡	15.0%

移動手段における脱炭素化の推進及び公共交通網の整備

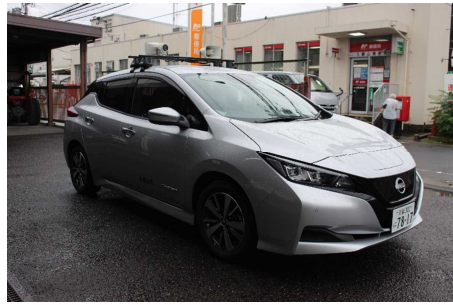
内容	<p>○自動車の運転について、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけるよう普及啓発を行います。</p> <p>○車の利用・走行自体を減らすため、事業者や地域交通事業者等と協議を行い、マイカーから CO₂排出量の少ない移動手段へのシフトを促進します。</p> <p>○レンタサイクルや自転車の利用、歩くことによる健康づくりを推進します。</p> <p>○宅配での再配達を抑制するなど、物流における温室効果ガス排出削減を図ります。</p> <p>○「新市街地（みなくるタウン）」の産業立地促進ゾーンに立地する事業所や住街区促進ゾーンに建設される住宅にソーラーカーポートを導入するなど、公共施設等へ電気自動車、プラグインハイブリッド車に必要な充電インフラを整備します。</p>
----	--

計画 目標	□「自動車をゆっくり加速させるなど、燃費の良い運転を心がけている」の割合								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	54.2%	➡	➡	➡	64.8%	➡	➡	➡	71.8%

コラム

移動手段における脱炭素化事例

【官民共同カーシェアリング(福岡市事例)】



※令和3年度に久御山町役場に導入されたEV車
日産 LEAF(令和5年度にもEV車を1台導入予定)

【カーシェアリング・エコドライブ】年間のCO₂削減量

- カーシェアリング 213kg/人
(自家用車がカーシェアリングに置き換えられた場合)
- エコドライブ 148kg/人
(エコドライブで燃費が20%改善された場合)

【モーダルシフト】年間のCO₂削減量

- 都市内プライベート 410kg/人 (通勤・通学以外の目的で移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合)
- 通勤時 243kg/人 (通勤・通学の目的で自動車移動がバス・電車・自転車に置き換えられた場合)

出典:環境省「ゼロカーボンアクション30」



出典:国土交通省「グリーンモビリティ」

コラム

地産地消とフードマイレージ

フードマイレージとは、食料 (Food) の輸送距離 (Mileage) を表す考えです。フードマイレージが大きくなるほど (生産地と消費地の距離が遠くなるほど) 輸送にかかるエネルギーが増大し、環境への負荷が大きくなります。温室効果ガス排出量という観点から、フードマイレージが低い方が望ましいです。地域の生産物を地域内で消費する「地産地消」を意識することで、環境への負荷を抑えることができます。

地産地消を進めることは、フードマイレージを減らし、温室効果ガスを減らすこと以外にも、私たちの暮らしにメリットがあります。

地産地消のメリット

- ① 温室効果ガスの削減につながる
- ② 新鮮な食材、栄養価の高い旬の食材が手に入る
- ③ 生産者が身近なので安心できる

地元産農林水産物や加工品を購入するなど、一人ひとりが地産地消に取り組むことで、環境への負荷を減らしていく必要があります。



【参考】

『輸入食料の輸送に伴うCO₂排出量の推計』

- ・わが国の食料輸入に伴うCO₂排出量 → 16.9百万t
- ・一人あたり年間CO₂排出量 → 約130kg

出典:農林水産省「(フードマイレージ)について 20.9/30 会議資料」

【具体的な取組④】エネルギーの地産地消等、持続可能なまちづくりの推進

- 地域のエネルギーマネジメントについて調査・研究等を進め、エネルギー調達に関する町外への資金流出を抑制し、域内経済循環を高め、域内におけるエネルギーマネジメントを図るなど、エネルギーの地産地消を目指します。
- マイクログリッドの仕組みを構築し、公共施設や病院など主要な施設に電力を供給できる災害に強いまちづくりを進めます。

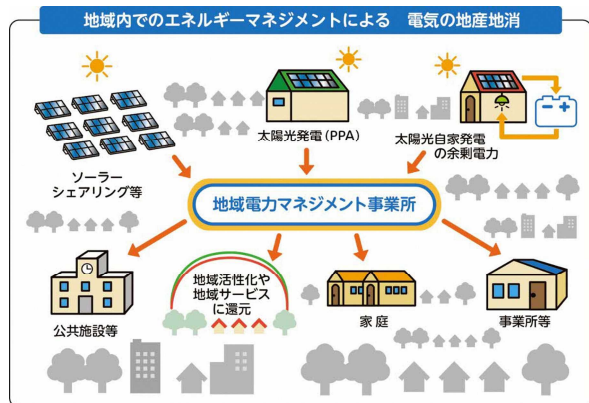
域内におけるエネルギーマネジメント									
内容	<p>○エネルギー調達に関する町外への資金流出を抑制し、域内経済循環を高めることを狙いとし、地域内に電力をはじめとしたエネルギーマネジメント会社の設立については、安定的な再生可能エネルギー電源の調達や需要のニーズ把握等の課題もありますが、調査・研究を進めます。</p> <p>○地域内の事業所等が主体となって立ち上げたエネルギーマネジメント会社（地域新電力会社）が地域で創出した再生可能エネルギーを調達し、地域で使用するなど、電気の地産地消を推進します。また、地域への利益還元やエネルギーコストの削減、非常時のエネルギーを確保します。</p>								
	□久御山町内におけるエネルギーマネジメント会社の設立								
計画目標	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	—	調査研究	➡	➡	➡	導入準備	➡	➡	導入*1

※1は調査研究、準備の進捗により目標値より前倒しで導入を進める。

コラム

地域エネルギーマネジメント

環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼び、民間の創意工夫のもと、地域における面的な脱炭素化に取り組む地域新電力の設置及び強化・拡充に取り組んでいます。

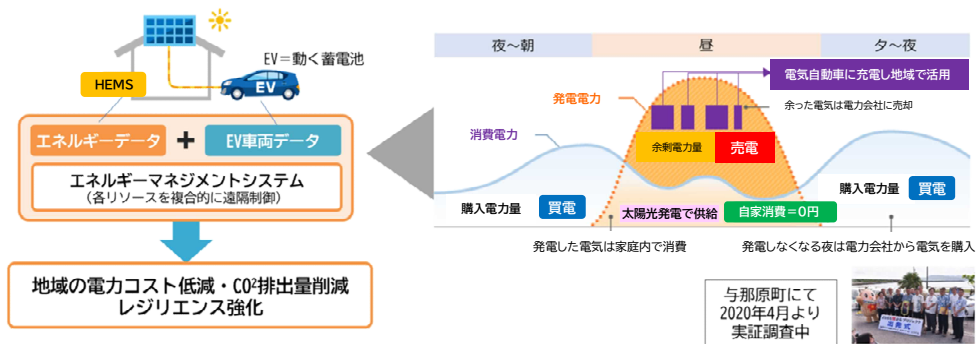


EV 導入等を通じた災害時への備え

内容	<p>○EV を「動く蓄電池」と捉え、昼間の余剰電力を電気自動車/EV に充電することで、災害時等における EV を活用したエネルギーの有効活用を図る仕組みを構築します。</p> <p>○蓄電設備（電気自動車や蓄電池等）と発電設備（太陽光発電や発電機等）を組み合わせ、災害時を想定したレジリエンス強化体制の構築を図ります。</p>
----	--

計画 目標	□災害時への備えを見据えた仕組みの構築								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	—	導入準備	→	→	→	→	→	→	導入

■EV を活用した災害時への備えイメージ

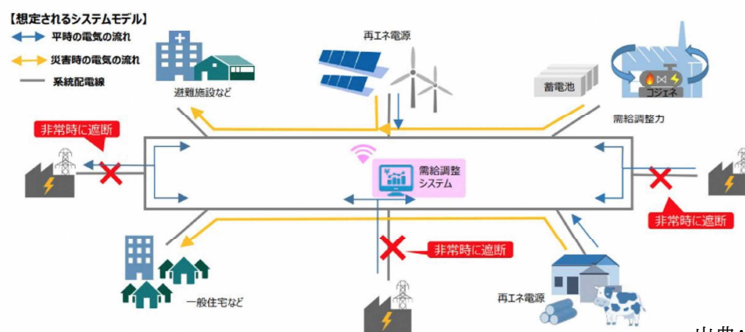


地域マイクログリッドによる災害時への備え

内容	<p>○平常時は従来通り送配電ネットワークに接続され、非常時には対象エリアを送配電ネットワークから切り離し（オフグリッド技術）、分散型電源によるエネルギーの自給自足を行うことが出来るマイクログリッドの仕組みを構築し、公共施設や病院など主要な施設に電力を供給できる災害に強いまちづくりを進めます。</p>
----	---

計画 目標	□久御山町内における地域マイクログリッドの構築								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	—	調査研究	→	→	→	→	→	→	導入

■地域マイクログリッドイメージ



カーボンニュートラルに向けた各種取組の推進

内容	○4R の普及啓発や環境教育のさらなる充実を目指し、関係機関と連携します。
	○食品ロスを減らすための取組やプラスチックなどの資源循環利用を推進し、廃棄物の排出量・焼却量の抑制に努めます。
	○町指定ごみ袋のバイオマス素材への転換や電動ごみ収集車の導入を検討します。
	○施設園芸における省エネ設備導入及び省石油・脱石油型施設園芸施策の普及啓発・推進（補助の検討）について、農家・JA等と協議を行います。

計画目標	□住民・事業者・学生向け環境学習会等実施回数								
	2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】
	—	➡	➡	➡	12回/年	➡	➡	➡	20回/年
	学校向け環境教育実施回数								
2022 【現状値】	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030 【目標値】	
—	➡	➡	➡	2回/年	➡	➡	➡	4回/年	

コラム

3R・4Rの推進

- ・ Refuse (リフューズ) | ごみになるものをもらわないこと
- ・ Reduce (リデュース) | ごみ自体を減らすこと
- ・ Reuse (リユース) | 何回も繰り返し使うこと
- ・ Recycle (リサイクル) | 形を変えてもう一度使うこと



出典：環境省

コラム

「mottECO」ロゴマーク

飲食店での食品ロス削減を推進するため、食べ残しの持ち帰りを促す際に活用いただける資材です。食べ残しの持ち帰りに関する注意事項や認知の向上、食品ロス削減に向けた普及啓発に活用されています。



出典：環境省

1-4 地域脱炭素化促進事業に関する検討

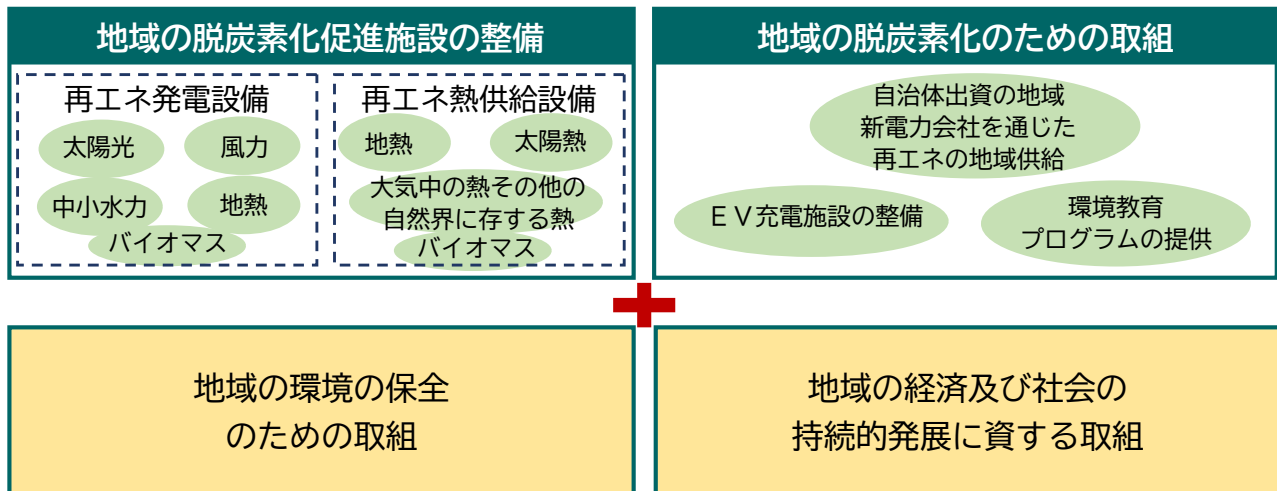
①地域脱炭素化促進事業制度について

令和4（2022）年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（温対法）では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度を導入しました。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進します。

促進区域の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとされています。

国の環境保全に係る基準の設定、「都道府県基準」を踏まえ促進区域を設定し、「地域の脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取組」に加えて、「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の検討をします。

■地域脱炭素化促進事業の構成



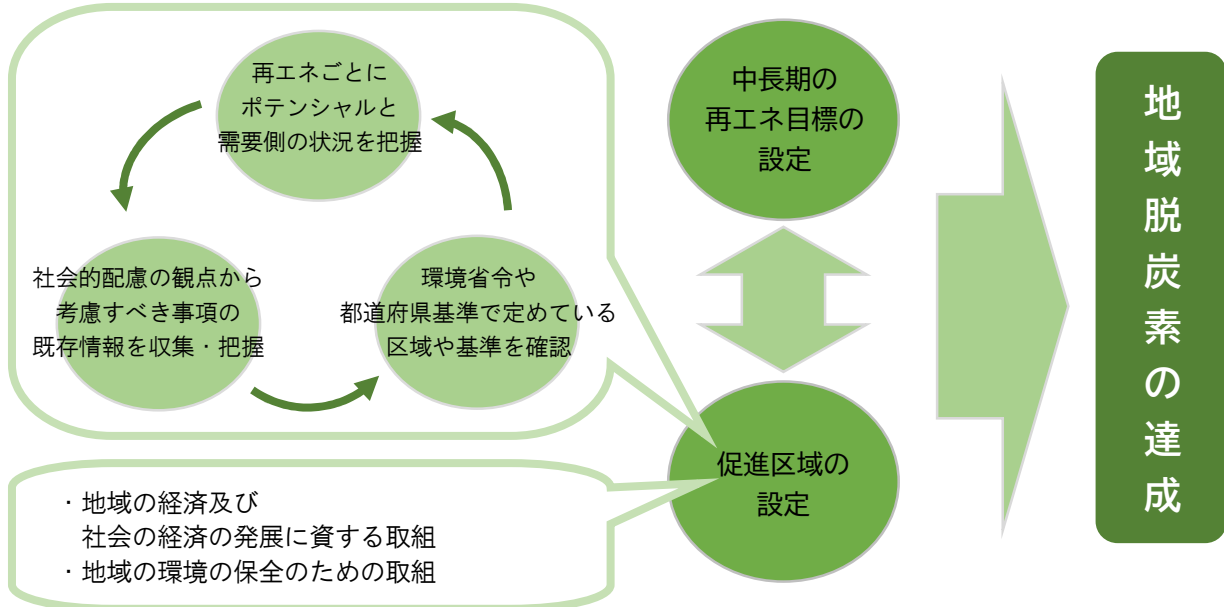
出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック

②促進区域設定の考え方及び検討のプロセス

促進区域設定の考え方については、下図をもとに、地域特性を加味して検討します。

また、検討のプロセスとしては、ステップを3段階に分け、それぞれ REPOS から導き出されたデータから、エリア及び類型を選定し、ポテンシャルの数量を把握します。

■地域脱炭素化促進事業の構成



出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック

ステップ 1 国・府基準、町における規制等の確認

- ・ REPOS による再エネポテンシャルに合わせたゾーニング
- ・ 「京都府促進区域の設定に関する環境配慮基準」に基づき、「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」「考慮を要する区域・事項等」「その他全般的事項」の確認

ステップ 2 町の特性を踏まえたゾーニング

- ・ 地域特性を踏まえ、再エネのポテンシャルを算出（特に太陽光発電）、国等の基準と照らし合わせてポテンシャルを算出
- ・ 町の特徴や地域性から導き出したゾーニングの設定

ステップ 3 促進区域として候補となる地域・類型を選定

- ・ 「③促進区域として候補となる地域・類型」参照

③促進区域として候補となる地域・類型

国のマニュアルでは、促進区域の主な抽出方法として4種類を想定しています。

類型	具体的な内容	促進区域の抽出方法
1)広域的 ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業の促進にあたっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的な考え方 ・広域的ゾーニングでは、市町村全体もしくは一部（広域）を対象として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を重ね合わせる。また、関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を促進区域として設定 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町における市街化区域全体
2)地区・街区 指定型	スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町役場を中心とする半径1kmに集中する「都市活動形成ゾーン」 ・本町の東部に位置する久御山町新市街地（みなくるタウン）整備地区
3)公有地・ 公共施設活用 型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定	<ul style="list-style-type: none"> ・民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の公共施設群のすべて：〇〇施設
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	<ul style="list-style-type: none"> ・民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「久御山まちなにわ構想」や「久御山町新市街地（みなくるタウン）整備地区」と密接に連携する関連施設群：〇〇施設

本町の地域脱炭素化促進事業においては、町全体の削減目標や将来ビジョン、再生可能エネルギーの導入目標を踏まえつつ、府との整合を図りながら検討を進めます。

また、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全を図りつつ、区域の再生可能エネルギー目標の設定や促進区域等の地域脱炭素化促進事業に関する合意形成など、住民・事業者・行政等の連携のもと事業の推進を図ります。

第3節 | 地域気候変動適応計画

(1) 久御山町における気候変動の影響と適応策

久御山町においても、「第2節 京都府の動向」「(4) 気候変動適応に関する動向」に示している気候変動等が予測され、多岐に渡る分野において様々な影響が考えられます。

すでに久御山町で確認されている、あるいは、発生していると考えられる気候変動の影響に対して、国がとりまとめている「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（以下「気候変動影響評価報告書」という）」で分類されている分野ごとに整理した結果を以下に示します。

※国の気候変動影響評価報告書及び京都府地球温暖化対策計画に基づき、本町に関係があると想定される影響を引用

分野	大項目	小項目	将来予測される主な影響	
農業	農業	水稲	・全国的に 2061～2080 年頃までは全体として増加傾向、21 世紀末には減少【府】	
		土地利用型作物（茶）		
		野菜等	・品質に関して高温リスクを受けやすいコメの割合が RCP8.5 シナリオで著しく増加【府】	
		病害虫・雑草等	・病害虫の構成変化、北上・拡大、発生世代数増加の可能性【国】	
		農業生産基盤	・春季の渇水【国】 ・極端な降雨の頻度や降雨強度の増加により、農地被害、農業用ため池や排水路等の農業用施設災害が高まること想定【府】	
水環境・水資源	水資源	水供給（地表水）	・北日本と中部山地以外では近未来（2015～2039 年）から渇水の深刻化が予測【府】	
		水供給（地下水）	・地下水位の低下、渇水の深刻化、維持流量の不足【国】	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	・ブナの衰退、アカシデ、イヌシデの分布縮小【国】 ・暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域が拡大することが予測【府】	
		人工林		・スギ人工林の脆弱性の増加【国】
		野生鳥獣による影響	・ニホンジカは、気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加により生息適域が拡大【府】	
	淡水生態系	河川	・降雨の時空間分布の変化に起因する大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響【国】	
		生物季節	生物季節	・ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化など、様々な種への影響【国】
			分布・個体群の変動	・分布域の変化などによる種の絶滅の可能性【国】
		分布・個体群の変動	・侵略的外来生物の侵入・定着確率の増大【国】	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	・洪水を発生させる降雨量の増加割合に対して、洪水ピーク流量の増加割合、氾濫発生確率の増加割合がともに増幅【府】	
	その他	強風等	・強い台風の増加、3～5月を中心に竜巻の発生頻度の増加【国】	

分野	大項目	小項目	将来予測される主な影響	
健康	暑熱	死亡リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡率や罹患率に關係する熱ストレス超過死亡者数の増加【国】 ・将来にわたって、気温上昇により高齢者や心血管疾患による死亡者数が増加【府】 	
		熱中症	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症患者発生率の増加【国】 ・2090年代には、東京・大阪で日中に屋外労働可能な時間が現在よりも30～40%短縮【府】 	
	感染症	節足動物媒介感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトスジシマカの分布可能域の拡大（ただし、直ちに疾患の発生数の拡大につながるわけではない）【国】 ・21世紀末には気温がヒトスジシマカの生息に必要な条件に達し、北海道の一部にまで分布拡大の可能性【府】 	
		その他の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化【国】 	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	<ul style="list-style-type: none"> ・オキシダント濃度が上昇し、健康被害が増加する可能性【国】 ・2020年代までにオゾン・PM2.5による早期死亡者数が増加する予測【国】 	
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・暑熱により高齢者の死亡者数の増加【国】 ・基礎疾患患者や小児への影響についての情報は限定的【府】 	
		その他の健康影響	<ul style="list-style-type: none"> ・暑熱により、だるさや疲労感、寝苦しさに影響【国】 ・過去の統計データに基づいた研究では、気温上昇に伴い、殺人・暴行・窃盗などと自殺件数が増加すると推測【国】 	
	産業・経済活動	製造業		<ul style="list-style-type: none"> ・水害等のリスクのほか、ビジネス機会として認識している企業がある【国】
		エネルギー		<ul style="list-style-type: none"> ・全国的には夏季は気温上昇により冷房負荷が増加し、冬季は暖房負荷が減少【府】
金融・保険			<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に伴う保険損害の増加【国】 	
建設業			<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に適応した建築計画・都市計画の在り方の議論の進展【国】 	
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】 	
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	<ul style="list-style-type: none"> ・今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により開花から満開までに必要な日数は短くなる可能性が高い【国】 ・サクラの開花は、北日本などでは早まる傾向、西南日本では遅くなる傾向【府】 	
		生物季節、伝統行事・地場産業等	<ul style="list-style-type: none"> ・花見ができる日の減少、サクラを観光資源とする地域への影響【国】 	
	その他	暑熱による生活への影響等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランドの進行と合わせ、熱中症リスクの増加【国】 ・熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することが予測【府】 	

(2) 気候変動に関する分野別適応策

①農業に関する適応策

- ・気候変動による農業への影響について国・府等からの情報収集に努めます。

②環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策

- ・今後の影響も踏まえ、府と連携し宇治川と木津川の湧水量の調査や対策等に協力します。
- ・「久御山町水道事業経営戦略」に基づき、経営健全化と経営基盤の強化に取り組みます。
- ・野生鳥獣による農作物被害状況等を把握するとともに、気候変動の影響についても検討します。
- ・外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は府と情報共有し、対応を検討していきます。
- ・令和3(2021)年度に改訂した本町の洪水・地震ハザードマップを活用し、洪水のリスク周知を行うとともに、情報の入手先、非常時持出品チェックリスト、災害・避難カードを日頃から準備するなど、活用できるよう情報提供を行います。
- ・町内各所において、調整池や貯留管の設置を進め、内水排除対策を推進します。
- ・地域防災計画や国土強靱化計画等を活用し、地域の危険箇所を住民に周知します。
- ・出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、避難訓練等防災訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。
- ・正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。
- ・防災拠点に蓄電設備（電気自動車や蓄電池等）や発電設備（太陽光発電や発電機等）を設置するなど、災害時を想定したレジリエンスの強化を図ります。

③人の健康や生活に関する適応策

- ・京都地方気象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。
- ・住民や事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。また、日よけ対策としてよしずやすだれ、シェード等を推奨します。
- ・ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページ等で情報提供を行います。
- ・硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。
- ・急性期・救急医療体制として、山城北二次医療圏の各病院で連携・補完し合い診療を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。
- ・災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。
- ・歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。
- ・府から食中毒**注意報**が出された場合、ホームページや町公式LINE等を活用して周知します。

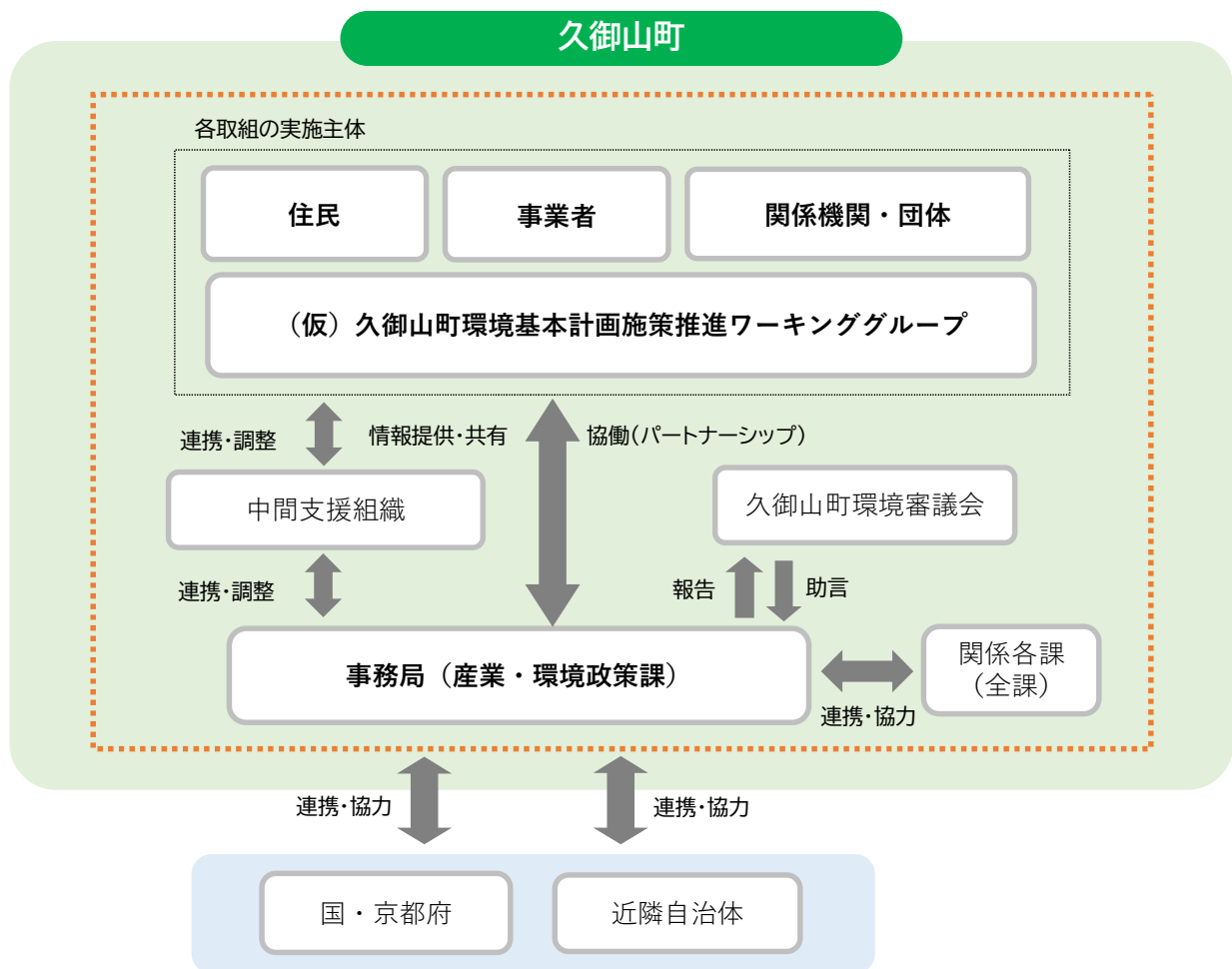
第7章 計画の進行管理

第1節 | 計画の推進について

1-1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政、関係機関等の各主体が当事者意識を持ち、計画が目指す将来像及び目標達成に向けて、それぞれができることに取り組みます。

①推進体制図



②地域との連携

各主体それぞれの取組が重要であるとともに、相互に協力し合えるなど、地域が一体となった体制が求められることから、地域の関係機関や関係団体等との連携を図ります。

③国・府等との連携

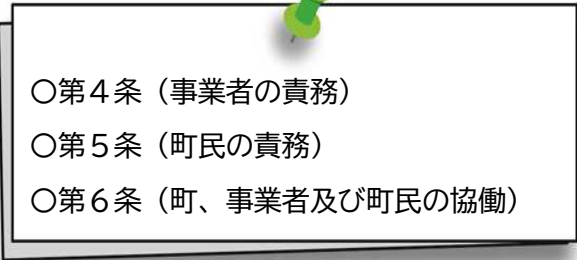
環境基本計画及び地球温暖化対策は、国や府の施策と連動し実施していくことが効果的であることから、国や府をはじめ、関係機関、近隣自治体との連携を図ります。

1-2 主体の役割

①住民・事業者

住民及び事業者は、環境への負荷を低減するとともに、主体的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。久御山町環境基本条例の第4条・第5条・第6条においてもそれぞれの主体の責務等が明記されています。

■久御山町環境基本条例との整合性

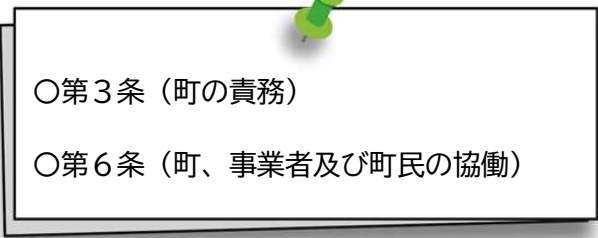
- 
- 第4条（事業者の責務）
 - 第5条（町民の責務）
 - 第6条（町、事業者及び町民の協働）

上記内容を受け、町民は環境に対する意識を高め、自分自身でできる、みんなのできる環境に配慮した取り組みを担い、事業者も環境に対する意識を高め、環境に負荷のかからない商品やサービスを取り入れた事業活動を推進するなど、地域環境への貢献を担います。

②行政

久御山町環境基本条例の第3条・第6条に基づき、町の責務を果たすとともに、本計画の推進を担います。

■久御山町環境基本条例との整合性

- 
- 第3条（町の責務）
 - 第6条（町、事業者及び町民の協働）

また、本計画に基づき、町域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、各所属の地球温暖化対策に関する計画や事業の実施状況を把握しながら、実施における課題及び解決策を検討するなど、全庁的な取組を推進します。

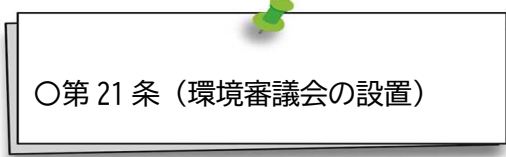
③(仮)久御山町環境基本計画施策推進ワーキンググループ

本計画に定められた各種施策を推進するための組織であり、専門の有識者や関係事業者、住民、関係行政機関など、様々な施策やテーマに応じた構成メンバーを配置し、柔軟に取り組んでいきます。

④久御山町環境審議会

環境審議会は、環境基本法第21条の規定により設置されている機関であり、環境基本計画に基づいた環境施策の実施に関する提言のほか、施策全般に関する環境配慮の取組を調査し審議します。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言を環境審議会に求めます。

■久御山町環境基本条例との整合性



○第21条（環境審議会の設置）

⑤中間支援組織

計画を推進する上で、住民と行政、事業者と行政の間に立って、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援する組織です。

今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを導入するためには、専門的な知識はもちろん、あらゆる主体と連携し、これまでになかった規模や種類の取組を講じ、具現化していく必要があります。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割を担います。

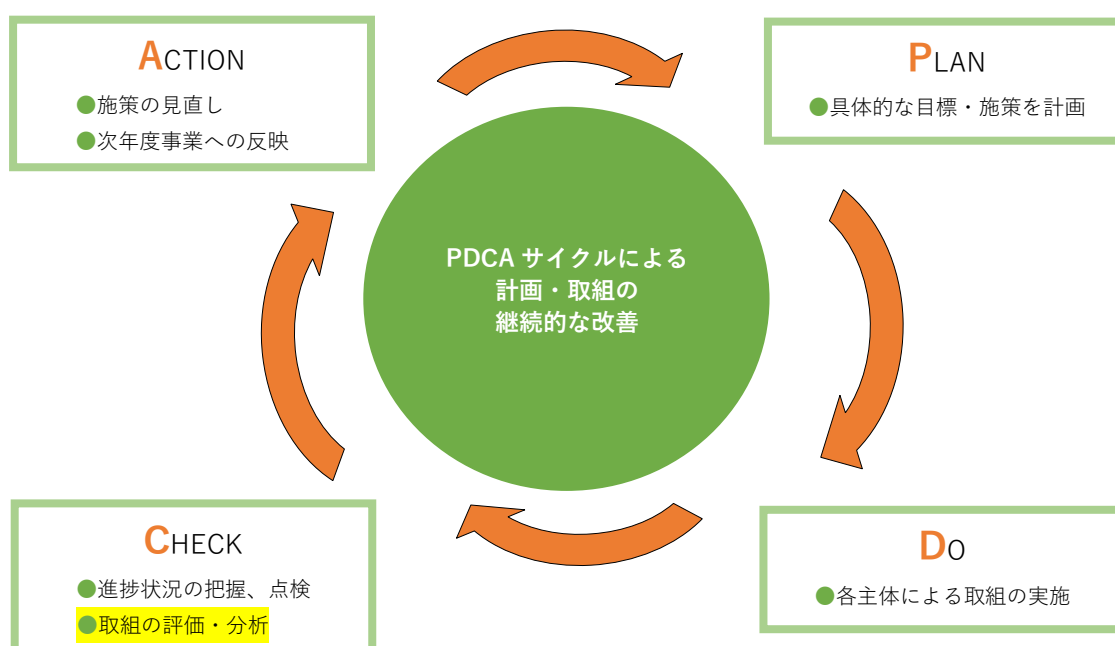
なお、本町においては、府等の既存組織との連携を強化するとともに、気候市（町）民会議等からの発展による新規組織の設立を目指します。

第2節 | 計画の進行管理について

本計画に基づく取り組みの進捗状況や指標の推移を評価し継続的な改善へとつなげていくため、PLAN(プラン=計画)、DO(ドゥー=実行)、CHECK(チェック=評価)、ACTION(アクション=改善)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

本計画と地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進行管理は一体的に行うこととし、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況については環境報告書にまとめた上で公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。また、それぞれの計画は社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理



資料編

1 | 久御山町の概況と地域特性等

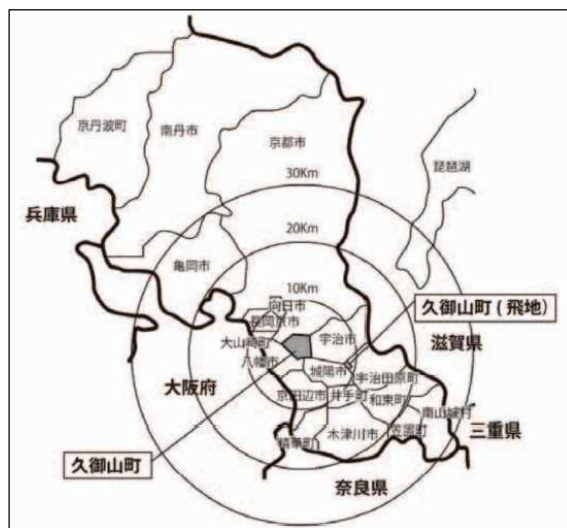
1-1 久御山町の概況

(1) 地理的概況 (位置・地形)

本町は、京都府の南部、京都市中心部から南へ約 15 km に位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接しているコンパクトかつ平坦な地形のまちです。圏域的には、京都都市圏に含まれますが、大阪都市圏にも近く、奈良方面や滋賀方面も含めた交通の要衝といえる位置にあります。

本町には、鉄道はないものの道路インフラが整備され、国道 1 号、国道 24 号に加え、本町内における第二京阪道路や京滋バイパス、国道 478 号の開通、さらに、本町域外では、京都縦貫自動車道が全線開通し、京都・大阪・奈良・滋賀等を結ぶ道路交通ネットワークがより一層充実し、道路交通の要衝としてさらなる発展が期待されます。また、道路インフラの優位性を活かし、町内には約 1,600 社の事業所が立地し、製造業が活発となっているほか、農業も基幹産業の一つとなっており、農業と工業が調和した「ものづくりのまち」として知られています。

■久御山町の位置



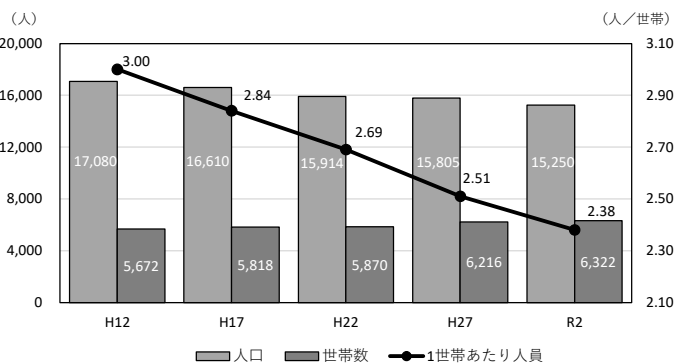
(2) 人口動態・世帯構成

【現状】

本町の人口は平成 12 (2000) 年国勢調査の 17,080 人から微減傾向にあり、令和 2 (2020) 年国勢調査では 15,250 人と約 1,800 人減少しています。

世帯数は平成 12 (2000) 年国勢調査の 5,672 世帯から令和 2 (2020) 年国勢調査の 6,322 世帯と微増傾向で推移している一方、1 世帯あたりの人員数は 3.00 人から 2.38 人に減少しています。

■総人口及び世帯数の推移



※ 1 世帯あたり人員は、一般世帯を対象とした数値
資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

【課題分析】

本町においても単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、子ども人数の減少が進んでいることが見受けられます。

1-2 久御山町の自然環境

(1) 気象

【現状】

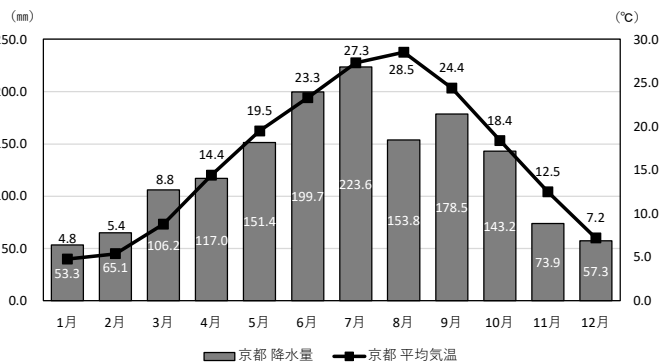
本町は、木津川の堆積作用によってつくられた沖積平野で、標高が10～13mといった低い所に位置します。また、山城盆地の中央部に位置することもあって、瀬戸内気候区域に入り、冬は小雪で寒さが厳しく、夏は高温多湿という四季が明確な気候です。

本町における月別平均気温をみると、京都で28.5℃、京田辺で27.5℃と8月が最も高くなり、また、京都で4.8℃、京田辺で4.1℃と1月が最も低い気温となっています。月別降水量については京都では7月が、京田辺では6月が最も多く、ともに6月から8月にかけて年間降水量の37%に達します。

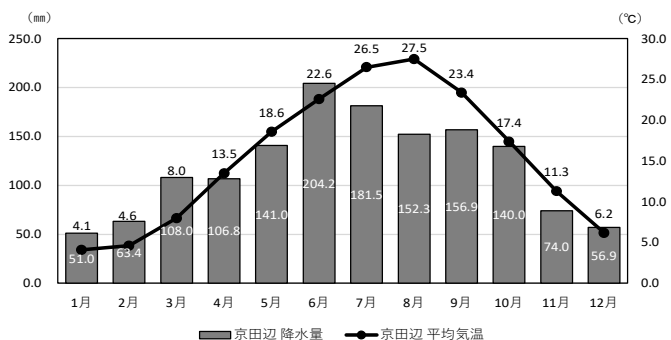
【課題分析】

本町においても地球温暖化の進行に伴って、極端な気象現象の発生頻度がさらに増えると予測されることから、今後、気候変動への対応は喫緊の課題となっています。

■月別平均気温及び降水量（観測地点：京都）



■月別平均気温及び降水量（観測地点：京田辺）



<観測地点>

資料：気象庁

- ・京都：北緯 35 度 00.8 分、東経 135 度 43.9 分、標高 40.8m
- ・京田辺※：北緯 34 度 49.8 分、東経 135 度 45.6 分、標高 20m
(※1997年3月31日までの地名「田辺」)

(2) 河川・森林

【現状】

本町には一級河川の宇治川や木津川などの河川があります。また、令和2（2020）年度時点における本町の総面積は1,386haで、このうち森林面積は20haであり、町域に占める森林の割合は1.4%となっています。

【課題分析】

周囲を河川に囲まれる本町においても台風や集中豪雨等の大雨による、一級河川の宇治川や木津川の増水や市街地での冠水等の災害が懸念されます。流域における適応策は河川と地域の関係の再構築とも考えられ、気候変動による影響のみならず、流域における社会や自然との安全について、国や府、関係機関等と連携し、的確に対応を図る必要があります。

■町内の主要河川（平成31（2019）年4月1日現在）

種別	河川名	管理者	延長 (km)
一級	淀川（宇治川）	国土交通省	16
	木津川	国土交通省	37
	名木川	京都府	2
	古川	京都府	12
準用	大内川	久御山町	1
排水路	巨椋池排水幹線（前川）	巨椋池土地改良区	4

資料：久御山町統計書（令和元年（2019年）版）

(3) 生態系

【現状】

本町には「京都自然 200 選」に選定された自然が4つあります。「京都の自然 200 選」とは、京都府が平成2（1990）年7月に「京都府緑と文化の基金」として優れた自然環境及び文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、府民と自然とのふれあいの場の創出や環境保全の意識の高揚を図り、豊かな京都を将来の府民に引き継ぐことを目的に設置したものです。

「京都の自然 200 選」は、この基金事業の一環として優れた京都の自然の中から次代に伝えたいもの 200 選を選定したもので、「植物部門」「動物部門」「地形・地質部門」「歴史的な自然環境部門」の4つの部門があります。

【課題分析】

本町がこれまで培ってきた自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を踏まえ、今後、「京都自然 200 選」に選定された4つの自然をはじめとした生物多様性への理解を進め、保全と持続可能な利用に向けた取組を展開するなど、「生物多様性が主流化」となった本町独自のライフスタイルを構築する必要があります。

コラム

「京都自然 200 選」に選定された本町の自然

○雙栗神社のクスノキ（佐山）/植物部門（平成3（1991）年6月14日選定）

重要文化財として知られる雙栗神社の神木として古くから伝わるクスノキです。根本に稲荷社が祭られており、地域住民の信仰を集めています。この地域は、低地にあって洪水常襲地であることから比較的巨木が少なく大切に保護されています。

○野鳥（コミミズク・ケリ等）の生息する巨椋池干拓地（東一口）/動物部門

（平成4（1992）年9月29日選定）

巨椋池干拓地は、コミミズクの局地的な生息地として有数の地域であり、また密度の高いケリの繁殖地として知られるなど貴重な自然が残された地域です。

○前川堤の桜並木（東一口）/歴史的な自然環境部門（平成7（1995）年3月27日選定）

東一口は、巨椋池の水の流出口である池の南西に位置する堤防に帯状に形成された漁業集落でした。巨椋池干拓後、前川（巨椋池排水幹線）堤の両岸に植樹された200本余りの桜並木は、地域の人々の憩いの場として親しまれています。

○上津屋の渡し跡（上津屋橋周辺）/歴史的な自然環境部門（平成7（1995）年3月27日選定）

山城地域を貫流する木津川には、明治時代まで各地に渡しが存在し、交通や流通の中継地点として利用されてきました。八幡市と久御山町に架かる上津屋橋（流れ橋）から数百メートル上流付近は川の両岸の上津屋村を結ぶ渡し舟が往来していたもので、現在周辺は葦原や砂浜、竹林等があり野鳥の生息地として身近な自然環境を保っています。

1-3 久御山町の社会経済環境

(1) 産業

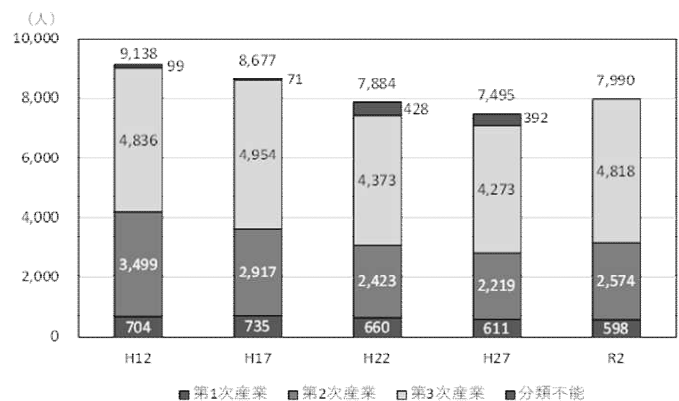
【現状】

第1次産業の就業者数は、平成17(2005)年で増加しましたが、それ以降減少傾向にあります。第2次産業の就業者数は、平成27(2015)年まで減少傾向にありましたが、令和2(2020)年で増加しています。第3次産業の就業者数は、平成17(2005)年で増加し、それ以降減少していましたが、令和2(2020)年に増加しています。

「ものづくりのまち」として知られる本町は、町内に約1,600社の事業所があり、製造業(食料品、運輸・郵便業、はん用・生産用・業務用機械等)が生産額の大きい産業となっています。

また、環境省の2018年度「地域経済循環分析」による本町のエネルギー代金の流出額は約129億円で、そのうち電力流出総金額が約59億円で最も多くなっています。

■産業別就業者の推移

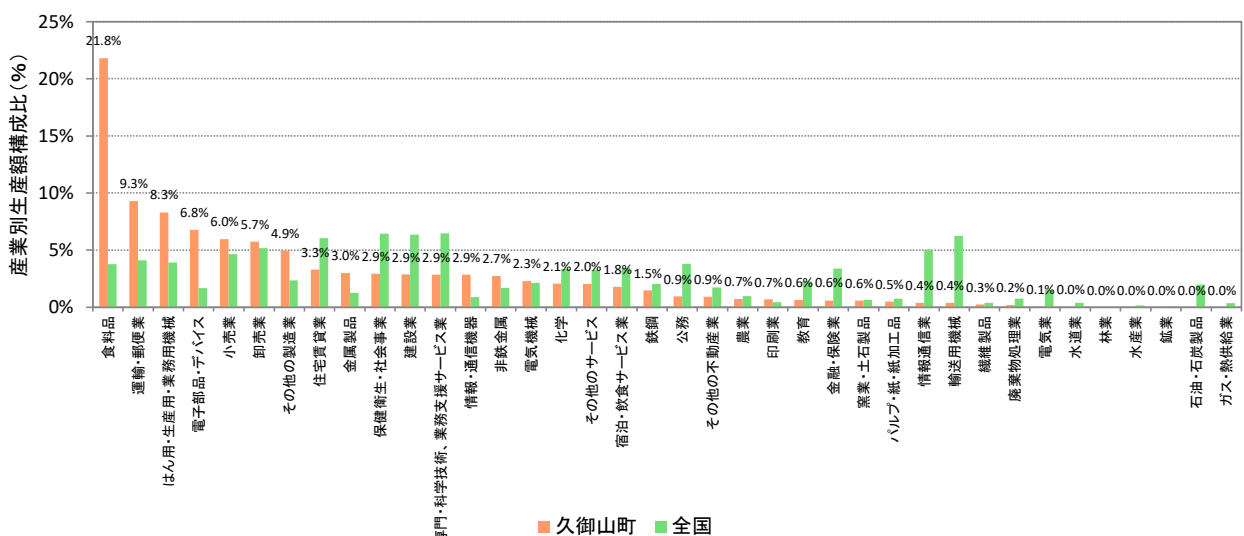


資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

【課題分析】

環境問題は住民・事業所等のあらゆる社会経済活動から生じるものであり、環境・経済・社会の様々な課題と密接に関係しています。本町においては、「ものづくりのまち」として、さらなる経済活動の活性化を図る一方、今後、域外流出しているエネルギー代金についても地域で生産し消費する「地消地産」を図ることでエネルギーを持続的に生み出す自立的な循環構造を構築する必要があります。

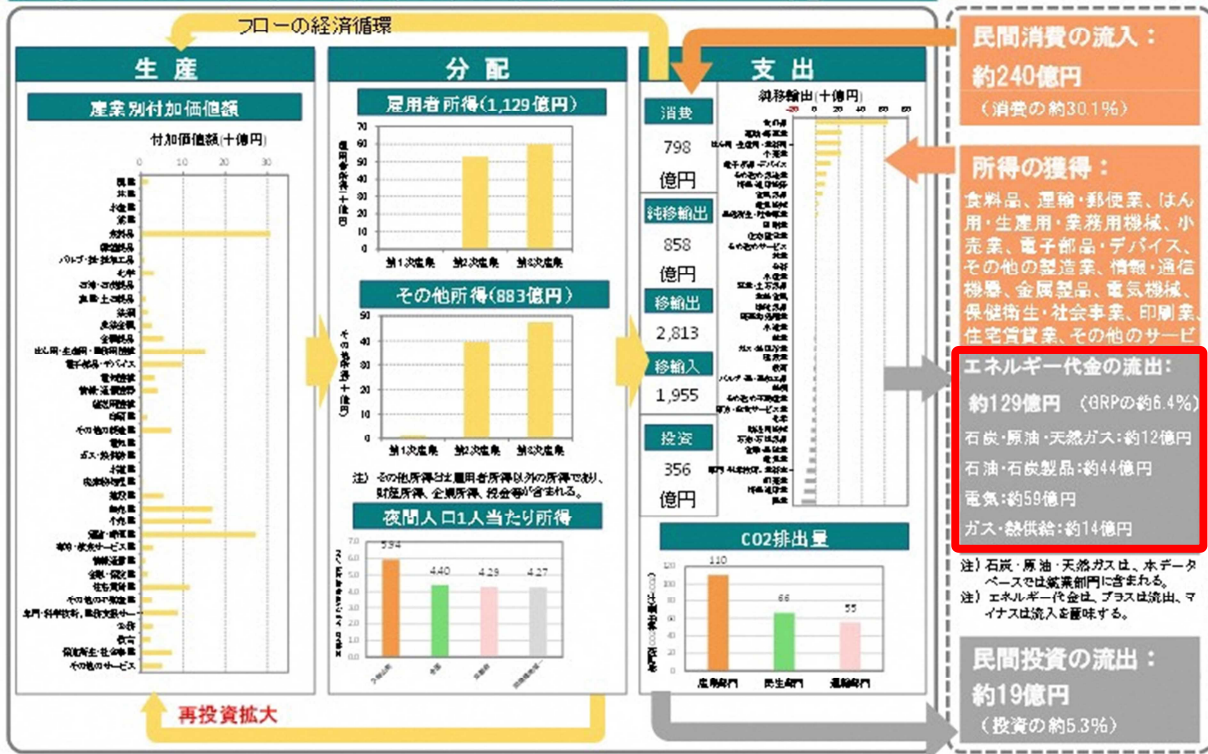
■産業別生産額の構成比



資料：環境省 地域経済循環分析ツール (2018年度)

■所得循環構造

久御山町総生産(総所得/総支出)2,012億円【2018年】



資料：環境省 地域経済循環分析ツール (2018年度)

(2) 農地

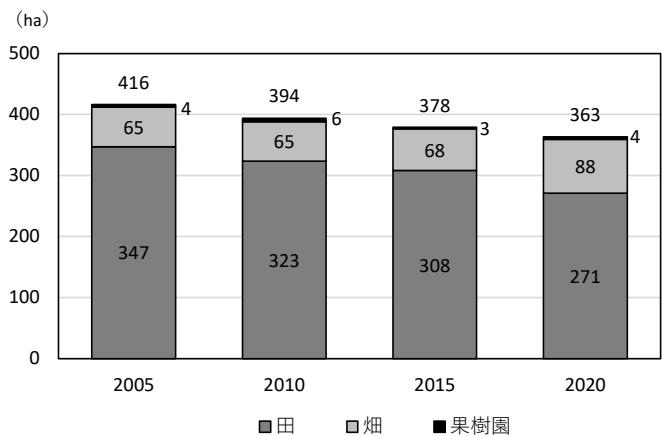
【現状】

本町の農地の状況を見ると、経営耕地は減少しています。その中で、田の面積の減少が進んでいますが、畑の面積は増加しています。本町では農業法人化が進むとともに、ハウレン草や小松菜などの軟弱野菜を中心にキュウリやトマト、また、観葉植物、野菜・花の育苗団地も形成され、多様な農業生産形態となっています。また、久御山町佐山浜台には、木津川堤防の内側に約4.7ヘクタールの茶園が広がり、優良な茶が生産されるとともに、流れ橋と兩岸上津屋・浜台の「浜茶」の景観は日本遺産に認定されるなど、景観や文化、産業等とも密接に関わっています。

【課題分析】

農業は本町における基幹産業の一つとなっており、近年は農業法人化による農地の集約利用が進んでいます。その中で、地球温暖化による気候変動の影響を受けやすい農業分野において、温室効果ガスの排出量削減及び地球温暖化の影響に適応した農業生産技術の確立・普及を進めるとともに、農地の適正保全によるグリーンインフラの維持等を推進する必要があります。

■経営耕地の状況



資料：農林業センサス

1-4 久御山町の生活環境

(1) 資源循環

【現状】

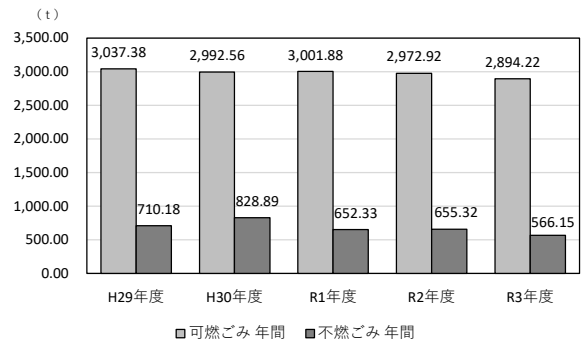
ごみの排出量をみると、可燃ごみは概ね横ばいで推移しており、不燃ごみは平成29(2017)年度から平成30(2018)年度にかけて増加していたものの、令和元(2019)年度から減少傾向に転じています。

1人1日あたりのごみ排出量をみると、可燃ごみは概ね横ばいで推移しており、不燃ごみは平成29(2017)年度から平成30(2018)年度にかけて増加していたものの、令和元(2019)年度から減少傾向に転じています。

【課題分析】

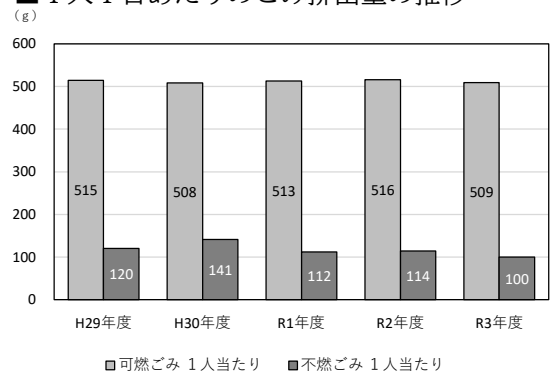
天然資源の消費を抑制しつつ、循環資源を有効に利用し、最終的な廃棄物等の最終処分量を削減することが必要です。そのためには3Rのさらなる推進や本町で実施している再生資源回収事業補助(リサイクルが可能な古紙等回収に補助金)等の活用促進を図る必要があります。

■ごみ排出量の推移



資料：令和4(2022)年度版 久御山町の環境

■1人1日あたりのごみ排出量の推移



資料：令和4(2022)年度版 久御山町の環境

(2) 交通

【現状】

本町の交通量は、平成 22（2010）年と平成 27（2015）年を比較すると、府道八幡宇治線ではいずれの地点も減少している一方で、府道宇治淀線（北川顔）では増加しています。国道において、24号線は減少しているものの、478号線は増加しています。

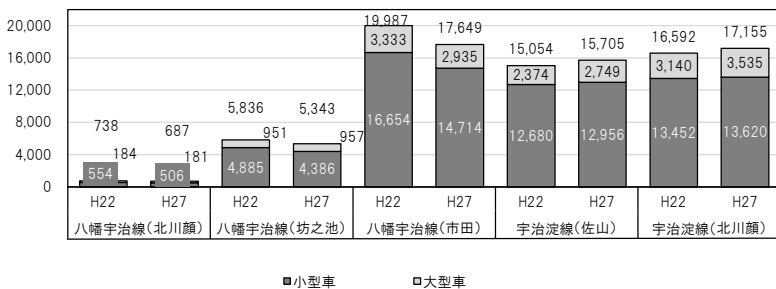
町内の公共交通は路線バスが基幹公共交通となっています。路線バスの利用者数の推移をみると、平成 30（2018）年から平成 31（2019）年にかけて増加していますが、平成 31（2019）年の 2,456,115 人/日から、令和 3（2021）年には 1,869,136 人/日と 586,979 人/日減少しています。

【課題分析】

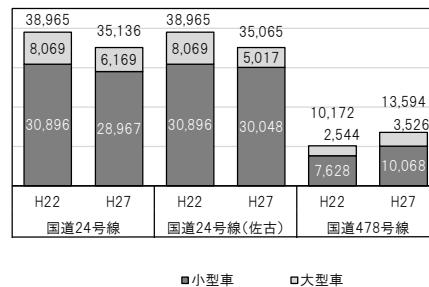
町内の道路交通環境は、東西軸が慢性的な渋滞問題を抱えています。また、通過交通の多さや公共交通がバスのみという状況から住民の自家用車の保有率は高く、自動車の排気ガスによる温室効果ガスの排出量が懸念されます。

■24 時間自動車類交通量（基幹道路・国道）

(台)



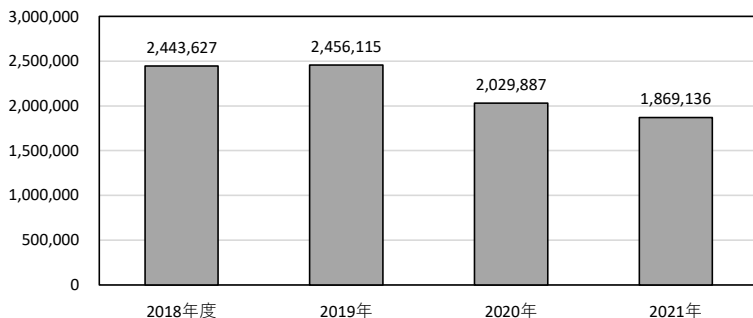
(台)



出典：交通センサス

■バスの利用者数の推移

(人/日)



資料：久御山町提供資料

(3) 騒音・振動

【現状】

本町が受理した苦情件数は、令和3（2021）年度は175件で、平成29（2017）年度から73件減少しました。公害苦情を種類別にみると、騒音・大気・水質汚濁の苦情が多く占めています。なお、本町では町内の環境状況を把握するため、年1回騒音・振動・水質調査を実施しており、騒音については、一般地域3か所、道路に面する地域5か所、道路交通振動について5か所で測定しています。

■公害苦情種類別件数

公害苦情種類	年度					
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
大気汚染	22	26	10	21	10	
水質汚濁	12	20	22	21	11	
土壌汚染	0	0	1	0	0	
騒音	17	19	9	18	23	
振動	1	5	2	0	1	
地盤沈下	0	0	0	0	0	
悪臭	11	19	20	12	2	
典型7公害 以外	廃棄物投棄	13	12	7	9	9
	れき死の動物等	172	138	140	116	119
合計	248	239	211	197	175	

資料：令和4（2022）年度版 久御山町の環境

【課題分析】

都市・生活型公害は、発生源は個々には小さく、移動したり、広く分散していることから、発生源対策のみでは十分に対応しきれない場合が多く、事業所が集中している本町においても都市的機能の利用を制限しつつ、公益性を損なわないよう発生の抑制に努める必要があります。

■騒音環境基準達成状況

区分	道路	測定地点	地域	等価騒音レベル（dB）									
				H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
道路に面する地域	国道24号	栄3丁目栄南公園	幹線交通を担う道路	69	64	70	67	69	65	69	65	70	66
	府道宇治淀線	佐山双置		69	67	70	67	69	67	67	64	67	64
	府道八幡宇治線	市田北浦65		-	-	-	-	69	67	69	66	70	67
	国道478号	相島地域		73	70	69	66	69	67	70	67	70	68
一般道	-	栄3・4丁目集会所前	A	49	43	51	44	52	41	49	43	51	44
		佐古公民館前	B	49	42	48	41	48	42	48	38	48	43
		下津屋川原公園	C	49	44	50	43	50	42	49	42	49	45

騒音レベル （騒音の目安）	騒音の大きさの例
80dB	地下鉄の車内
70dB	電話のベル
60dB	普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	図書館

※幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、府道及び4車線以上の車線を有する町道並びに自動車専用道路に面する地域

※A：第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域

※B：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

※C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

資料：令和4（2022）年度版 久御山町の環境

■道路交通振動測定

路線名	測定地点	区域区分	測定値（dB）										要請限度値（dB）	
			H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		昼	夜
			昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
府道八幡宇治線	市田北浦65	第2種（準工業）	52	46	47	43	46	42	46	43	47	44	70	65
国道24号	栄3丁目栄南公園	第2種（近隣商業）	46	40	45	42	45	41	45	40	45	43	70	65
府道宇治淀線	佐山双置64	第1種（住居）	45	41	45	42	45	41	44	41	44	41	65	60
国道478号	相島地域	-	36	36	36	37	37	35	37	35	37	37	-	-
府道宇治淀線	藤和田村西11	第1種（住居）	-	-	-	-	46	42	47	43	47	44	65	60

振動レベル 振動の目安	振動のめやす
80dB	家庭がゆれ、戸・障子がガタガタと音を立てる
70dB	大勢の人が感じ、戸・障子がわずかに動く
60dB	静止している人だけ感じる
50dB	人体に感じない程度

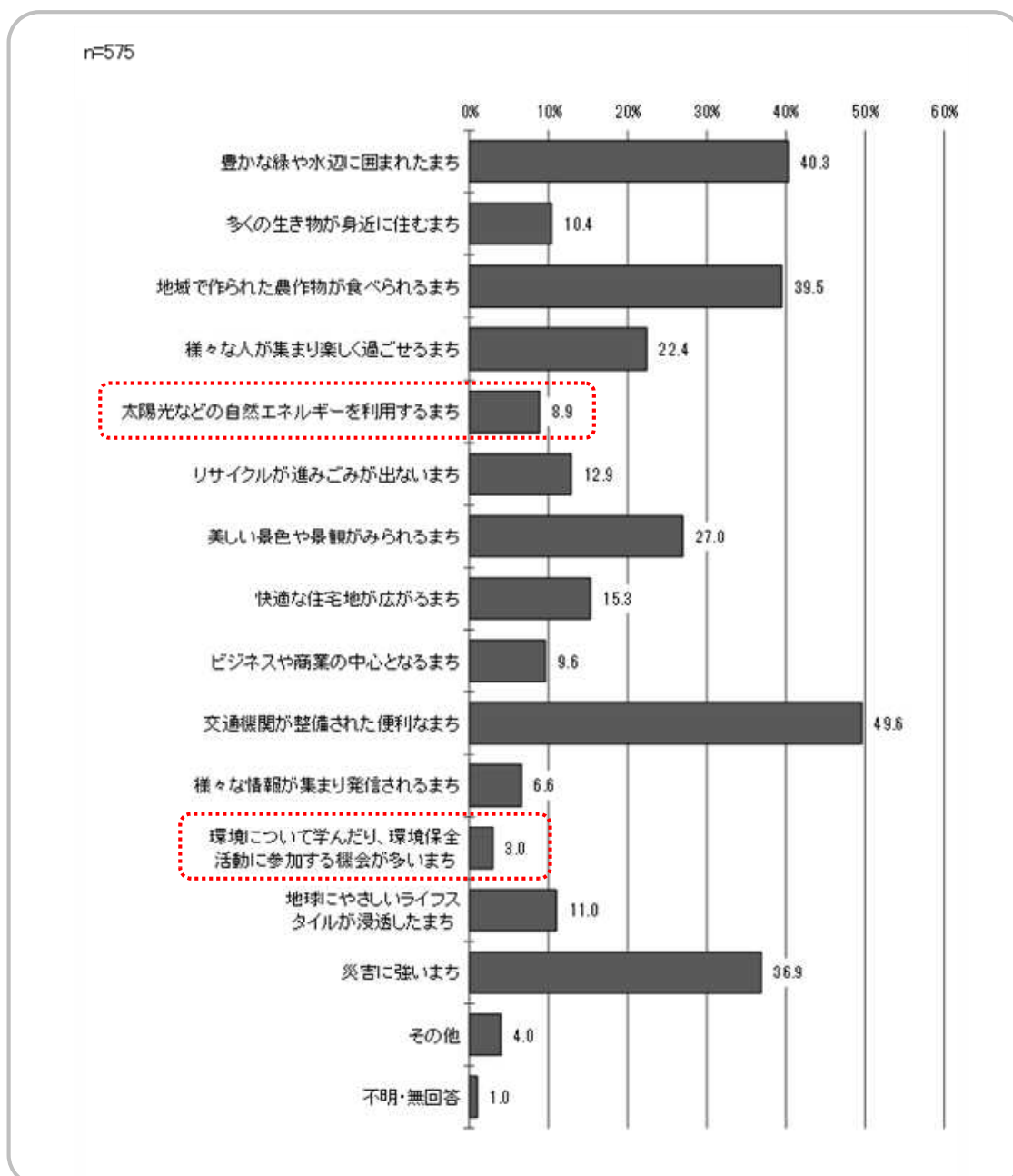
資料：令和4（2022）年度版 久御山町の環境

1-5 各種アンケート調査結果

【住民アンケート調査結果からみる住民の環境に対する意識】

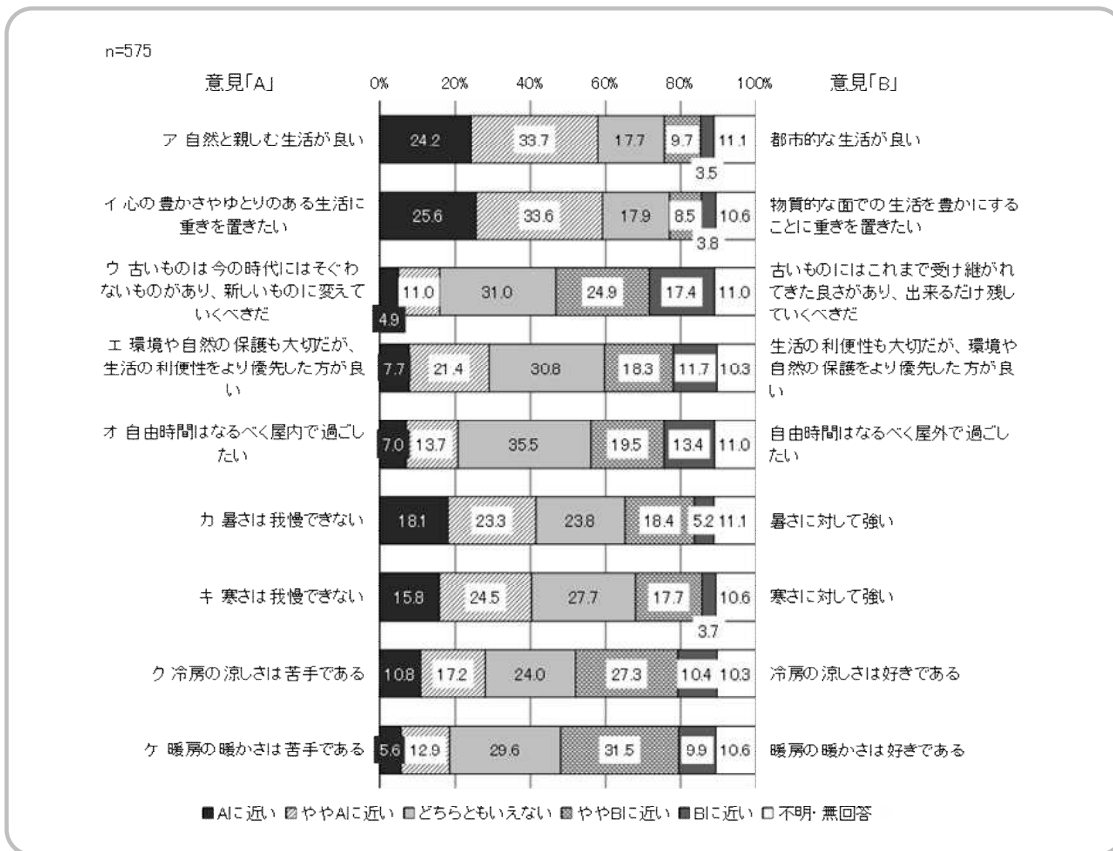
■将来の久御山町の環境について ※調査票 問3

将来の環境について、生活する上での自然環境や交通機関等への割合が高い一方、「自然エネルギーの利用」や「環境学習・活動」への割合が低くなっていることから、再生可能エネルギーの啓発・周知や環境学習・活動の機会を創出する必要があります。



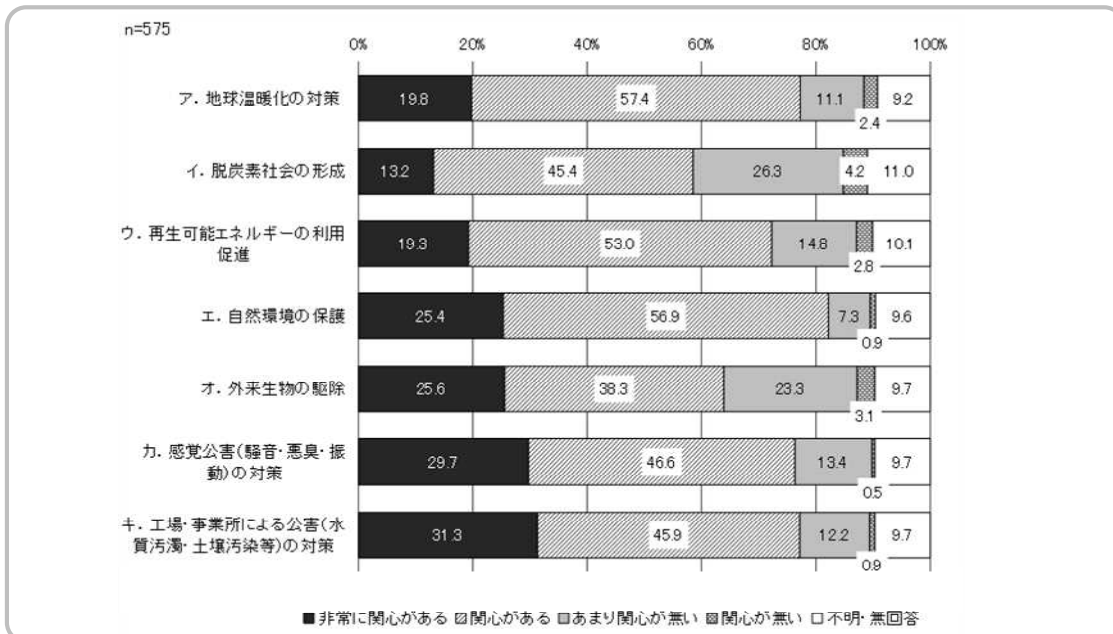
■これからの久御山町の環境について ※調査票 問 4

これからの久御山町について、「物質的な豊かさよりも心の豊かさ」、「都市的な生活よりも自然と親しむ生活」などを重んじていることが見受けられます。



■環境に関する取組について ※調査票 問 5

環境に関する取組について、何かしらの「関心・興味」がある方がすべての項目で半数以上と多く、住民の環境への意識が高いことがうかがえます。一方、他の項目に比べ [イ. 脱炭素社会の形成] の関心が低いことから、脱炭素社会に関する内容の周知・啓発の充実やワークショップの開催等、参画機会を創出するなど、協働意識を醸成する必要があります。



■地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況 ※調査票 問10

「既に導入済」では、[キ. LED などの高効率照明] (62.3%) が最も多く、次いで [オ. エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器] (35.8%)、[カ. 電力消費や待機電力の少ない家電製品] (30.4%) となっています。

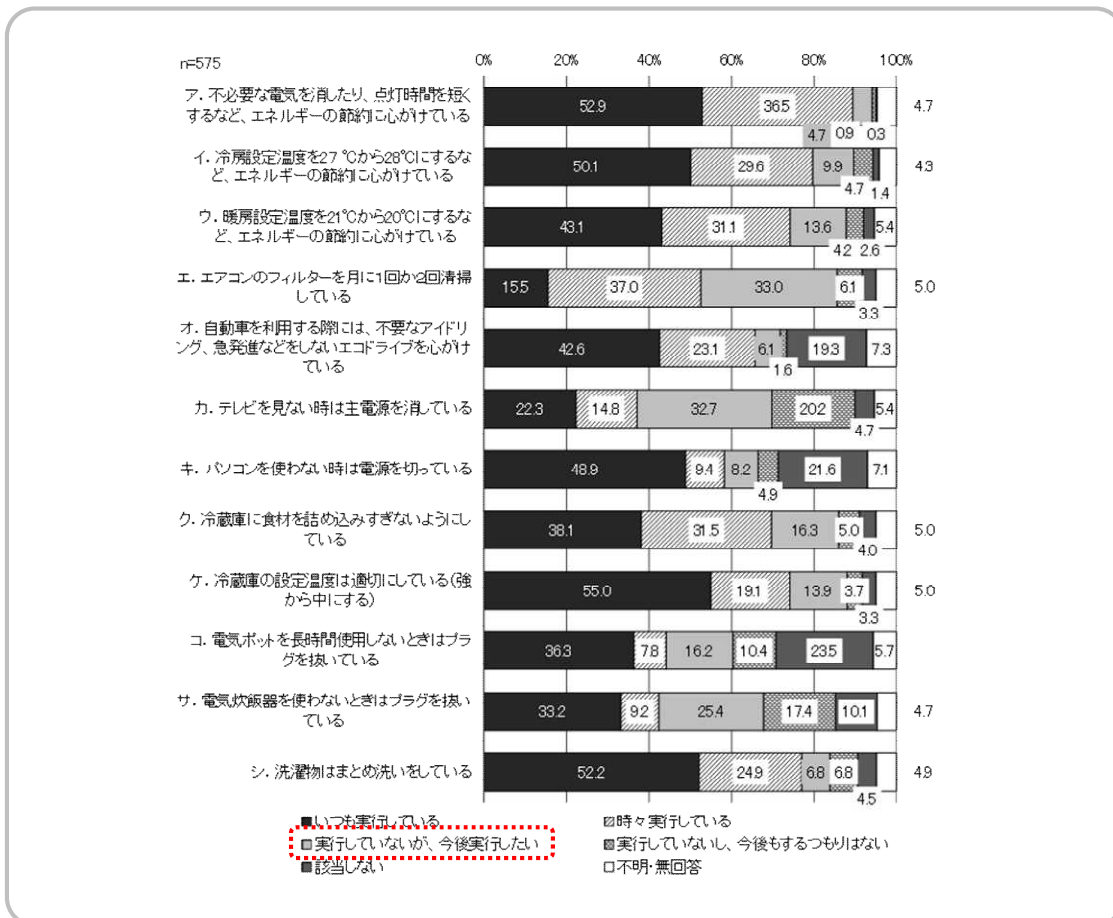
「導入してみたい」では、[カ. 電力消費や待機電力の少ない家電製品] (36.9%) と最も多く、次いで [コ. 排出ガスが少なく燃費の良い自動車] (28.3%)、[ク. 家庭用燃料電池システム (エネファーム) や蓄電システム] (26.6%) となっています。

■「ソーラーシェアリング」、「ソーラーカーポート」の認知度 ※調査票 問11,13

「ソーラーシェアリング」では、「言葉を知らなかった」が 61.7%、「ソーラーカーポート」では、「言葉を知らなかった」が 54.4% となっています。

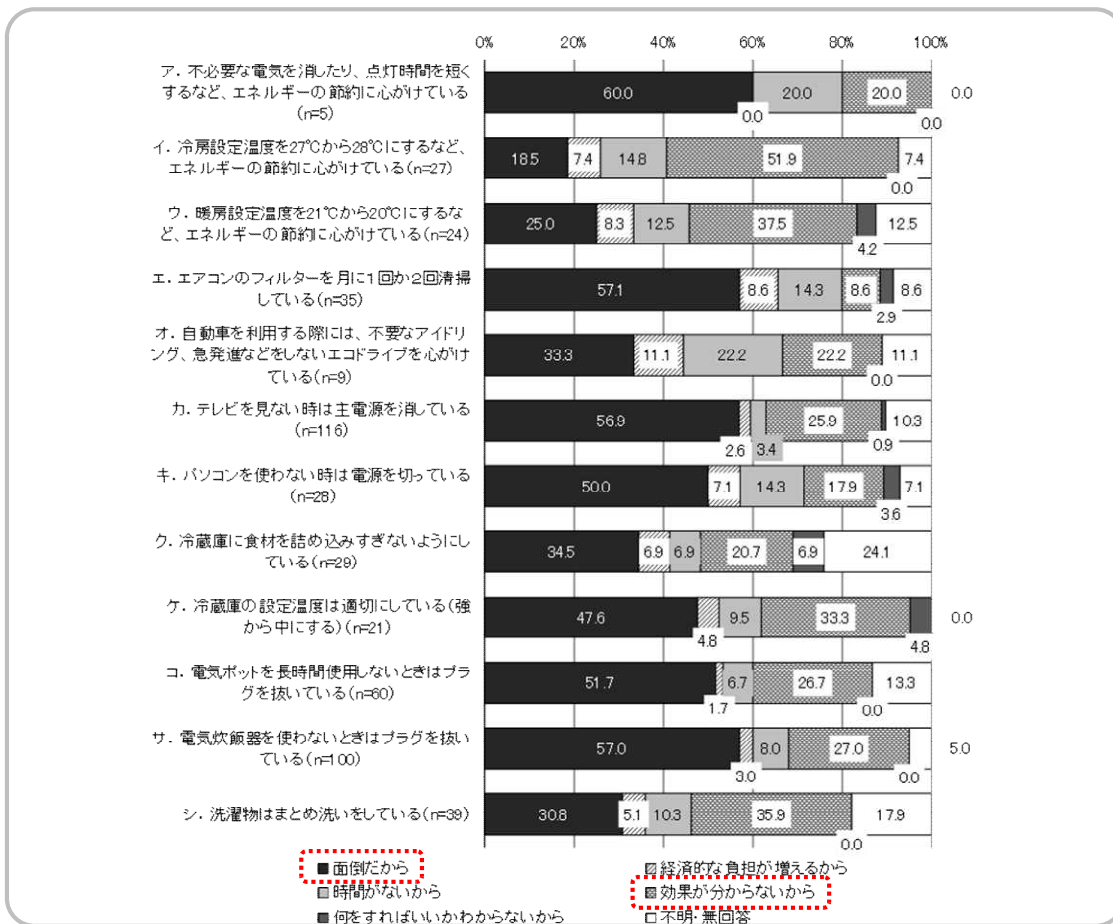
■よりよい環境づくりのために普段の行動について ※調査票 問7

[カ. テレビを見ない時は主電源を消している] [サ. 電気炊飯器を使わないときはプラグを抜いている] は『実行していない』への回答が多くなっているものの、「実行していないが、今後実行したい」の割合が比較的高く、今後、行動変容に対する期待が見受けられます。



■「実行していないし、今後もするつもりはない」理由 ※調査票 問7

特に「効果がわからない」と回答した項目については、取組効果を周知する必要があります。また、「面倒だから」が概ね高い割合となっており、環境への取組に対して、行動しない主たる理由は「面倒くさい」という意識であることから、省エネ行動の効果を啓発するとともに、家庭や学校で生活習慣として取り組む意識の醸成が必要と考えられます。



【満足度】

『満足（「満足」と「まあ満足」の合計）』では、[ソ. 下水道整備] が61.6%と最も多く、次いで [キ. 家庭ごみの分別や出し方のマナー] が52.9%、[エ. 生活のしやすさ] が52.2%となっています。『不満（「不満」と「やや不満」の合計）』では、[カ. ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー] が35.3%と最も多く、次いで [ス. 環境に配慮した道路の整備] が23.2%、[シ. 公園の整備] が22.6%となっています。

【重要度】

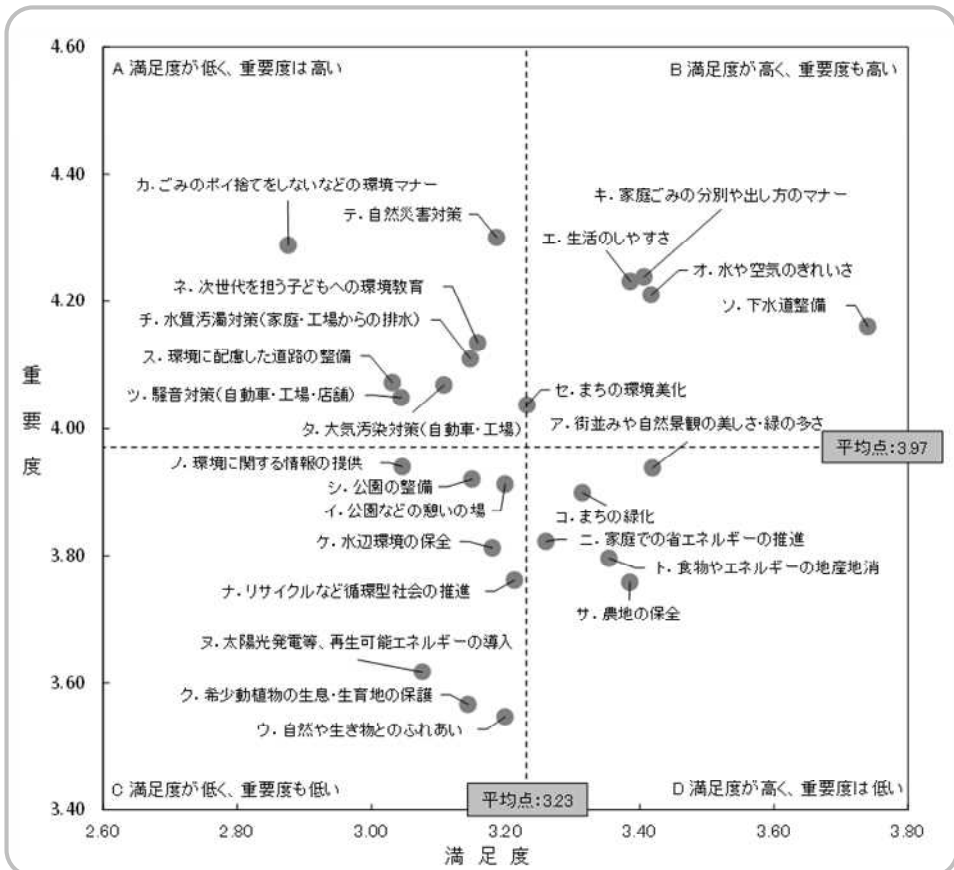
『重要（「非常に重要」と「重要」の合計）』では、[カ. ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー] が81.2%と最も多く、次いで [キ. 家庭ごみの分別や出し方のマナー] が79.5%、[オ. 水や空気のきれいさ] が78.0%、[エ. 生活のしやすさ] が77.7%となっています。

『重要ではない（「重要ではない」と「さほど重要ではない」の合計）』では、いずれも1割未満となっています。

【分布図】

久御山町の環境に関する重要度・満足度をみると、[カ. ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー] [テ. 自然災害対策] の満足度が低く、重要度が高くなっています。

特に「A. 満足度が低く、重要度が高い」項目への対応が求められます。また、「B. 満足度が高く、重要度も高い」「D. 満足度が高く、重要度は低い」項目については、継続的かつ検証をふまえた取組、「C. 満足度が低く、重要度も低い」項目については、取組の周知等を図る必要があります。

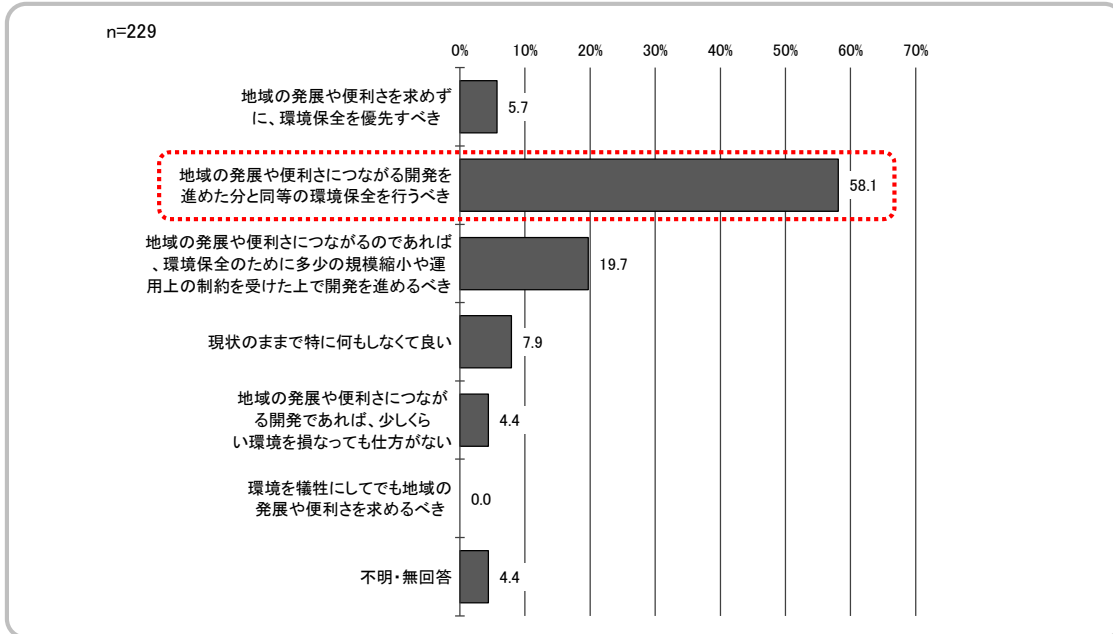


【点数化の説明】
 各施策に対する住民の評価を点数化し、満足度と重要度の2つの指標に集約することで、市民からみた施策の位置づけを示している。点数化の方法は以下の通り。
 満足度：各項目について、「満足」を5点、「まあ満足」を4点、「どちらともいえない」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出
 重要度：各項目について、「非常に重要」を5点、「重要」を4点、「どちらともいえない」を3点、「さほど重要ではない」を2点、「重要ではない」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

【事業者アンケート調査結果からみる事業者の環境に対する意識】

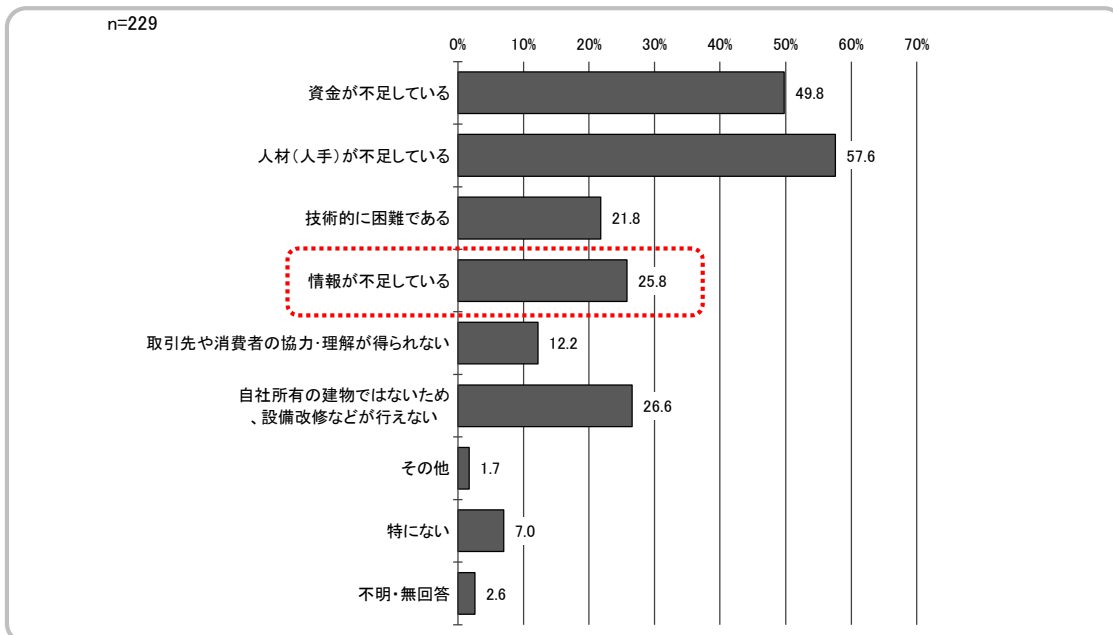
■開発と環境保全のバランスについて ※調査票 問2

開発と環境保全のバランスについて、「地域の発展や便利さにつながる開発を進めた分と同等の環境保全を行うべき」が最も多く、開発と環境保全をバランスよく進めていく必要があります。



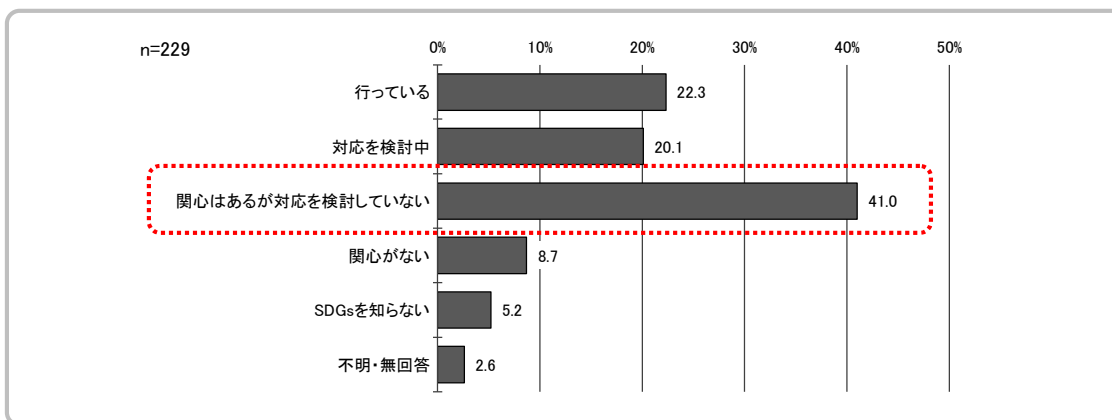
■環境保全に取り組む上で課題について ※調査票 問3

環境保全に取り組む上で、事業者の状況が上位を占めている中、「情報が不足している」という回答もあがっています。住民に対してだけでなく、事業者への効果的な情報発信を行う必要があります。



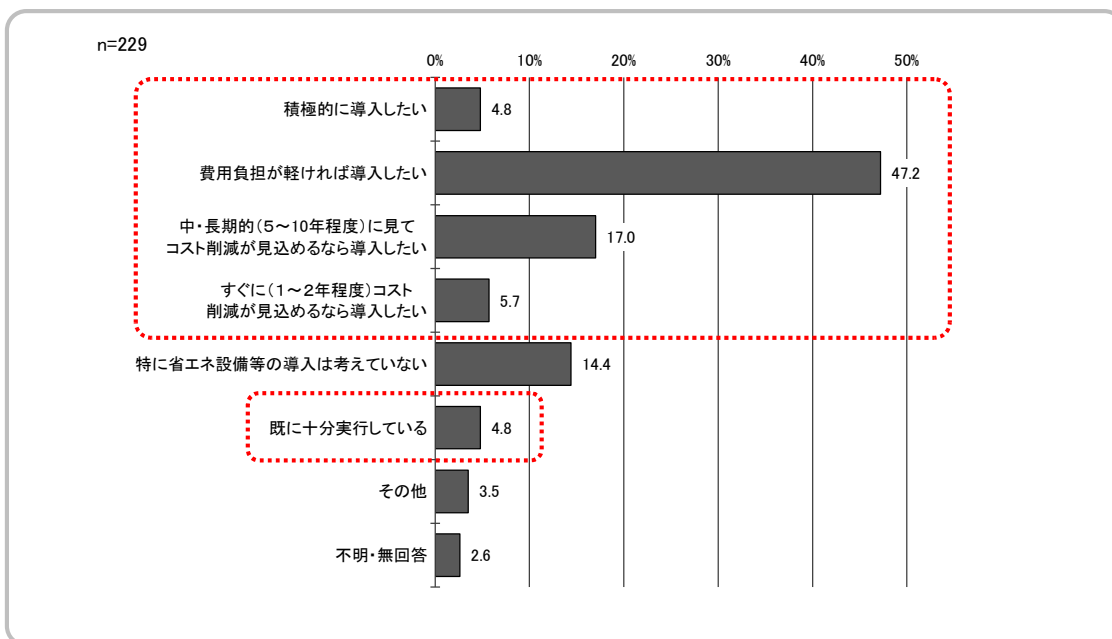
■SDGs への貢献の視点を持った経営、事業活動について ※調査票 問4

事業者においても SDGs への関心が高まっているものの、「関心はあるが対応を検討していない」との意見が多く、今後も SDGs への貢献の視点を持った経営、事業活動の重要性について啓発を行う必要があります。



■「建物の断熱化」や「高効率機器の導入」などの省エネ対策について ※調査票 問5

「建物の断熱化」や「高効率機器の導入」などの省エネ対策について、何かしら『導入したい』と考えている割合は約8割となっており、各事業者の状況に応じた対応が必要となっているとともに、「特に省エネ設備等の導入は考えていない」事業者への周知・啓発にも努める必要があります。



■電力の地産地消について ※調査票 問12 問17

【再生設備を保有の有無】 ※調査票 問12

「保有していない」(85.2%)が最も多く、次いで「保有している」(7.4%)、「よく分からない」(7.0%)となっています。

【太陽光発電等を初期費用無償設置できる事業(PPAモデル)について】 ※調査票 問17

「よく分からない」(41.5%)が最も多く、次いで「テナント等で設置することができない」(23.1%)、「導入したい」(17.9%)となっています。

■カーボンニュートラル(脱炭素社会)に向けた事業の取組について ※調査票 問22 問25

【カーボンニュートラル(脱炭素社会)に関わる事業状況】 ※調査票 問22

「行っていない」(94.3%)が、「行っている」(3.5%)を上回っています。

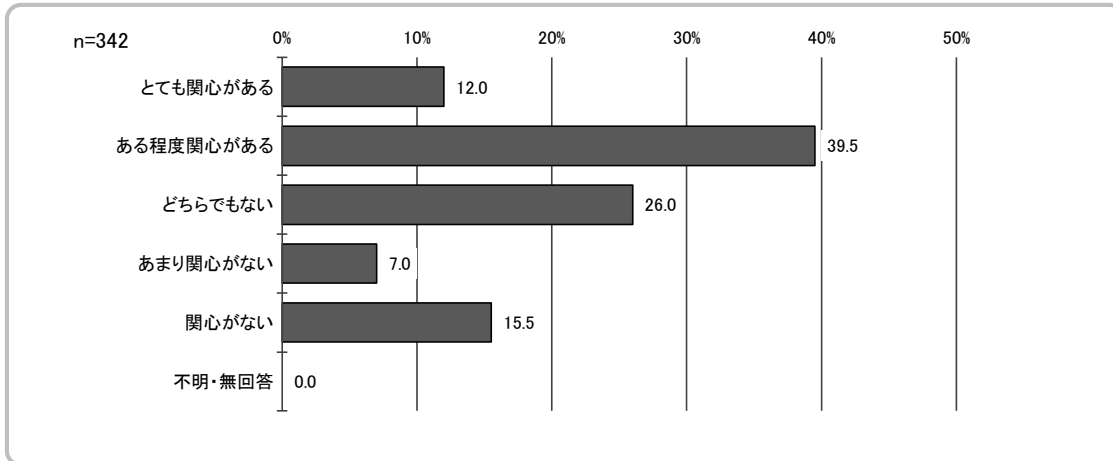
【今後のカーボンニュートラル(脱炭素社会)に関する事業予定】 ※調査票 問25(問22で「行っていない」と回答した方)

「今後も特に行う予定はない」(83.8%)が最も多く、次いで「今後新規事業を検討中」(10.6%)、「その他」(5.1%)となっています。

【中学生アンケート調査結果からみる中学生の環境に対する意識】

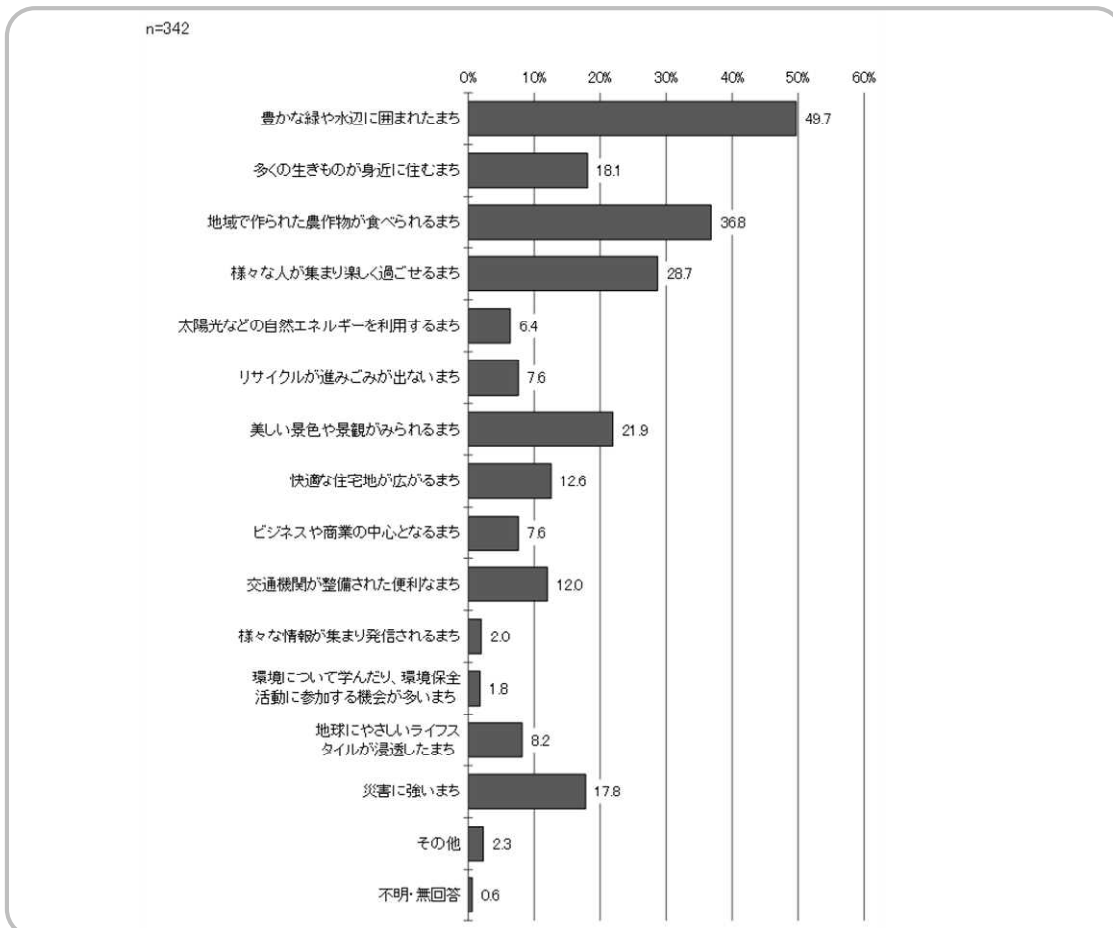
■環境への関心度について ※調査票 問1

『関心がある』割合が多い一方で、「関心がない」が「あまり関心がない」を上回っていることから、今後、環境意識の充実に努めるとともに、まちへの愛着（アイデンティティ）等を醸成する必要があります。



■将来の久御山町の環境を表すキーワードについて ※調査票 問6

将来の久御山町の環境を表すキーワードについて、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「地域で作られた農作物が食べられるまち」は住民アンケートでも上位にあがっていました。また、事業者アンケートにおいても、開発と環境保全をバランスよく進めていく必要がある意見が多いことから、環境保全に取り組みつつ、各種施策を展開する必要があります。



【満足度】

『満足（「満足」と「まあ満足」の合計）』では、[エ. 生活のしやすさ]（72.5%）が最も多く、次いで [オ. 水や空気のきれいさ]（71.1%）、[キ. 家庭ごみの分別や出し方のマナー]（70.2%）となっています。『不満（「不満」と「やや不満」の合計）』では、[カ. ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー]（21.6%）と最も多く、次いで [イ. 公園などの憩いの場]（16.1%）、[ウ. 自然や生き物とのふれあい]（12.6%）となっています。

【重要度】

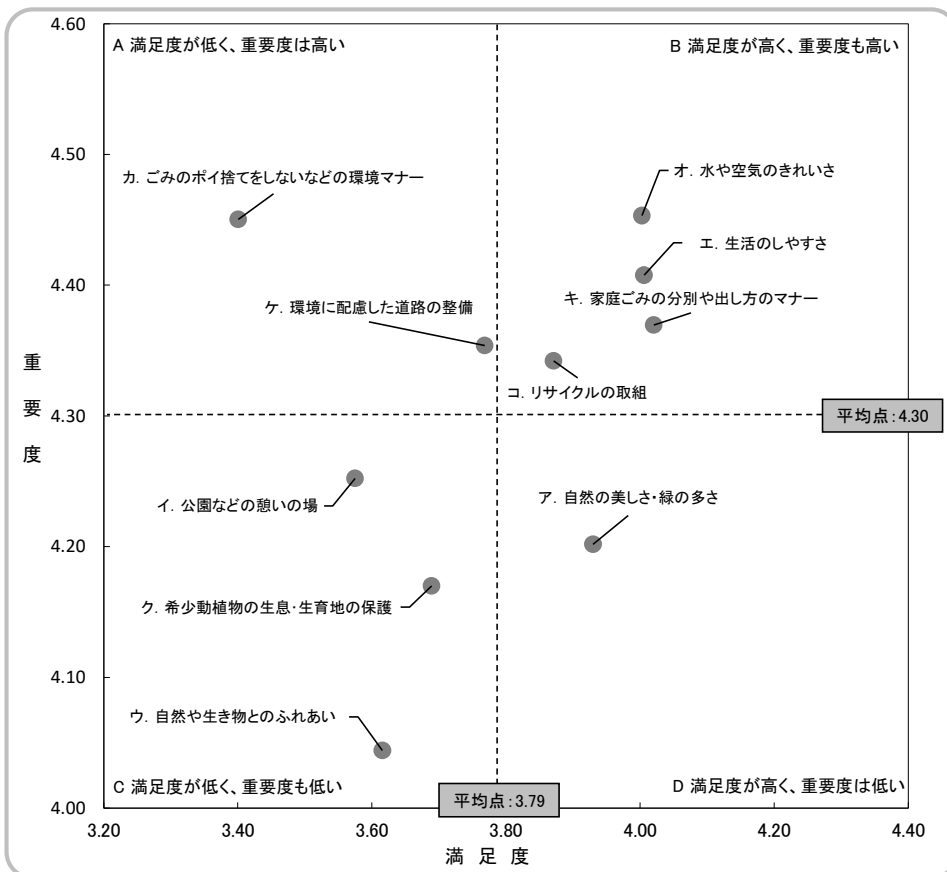
『重要（「重要」と「まあ重要」の合計）』では、すべての項目で7～8割台となっていますが、「ウ. 自然や生き物とのふれあい」「ク. 希少動植物の生息・生育地の保護」で7割台前半と他の項目と比べて低くなっています。

『重要ではない（「重要ではない」と「あまり重要ではない」の合計）』では、いずれの項目も1割未満となっています。

【分布図】

家や学校のまわりの環境についての重要度・満足度をみると、〈カ. ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー〉〈ケ. 環境に配慮した道路の整備〉の満足度が低く、重要度が高くなっています。

特に「A. 満足度が低く、重要度が高い」項目への対応が求められます。また、「B. 満足度が高く、重要度も高い」「D. 満足度が高く、重要度は低い」項目については、継続的かつ検証をふまえた取組、「C. 満足度が低く、重要度も低い」項目については、取組の周知等を図る必要があります。



【点数化の説明】
 各施策に対する住民の評価を点数化し、満足度と重要度の2つの指標に集約することで、市民からみた施策の位置づけを示している。点数化の方法は以下の通り。
 満足度：各項目について、「満足」を5点、「まあ満足」を4点、「どちらともいえない」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出
 重要度：各項目について、「非常に重要」を5点、「重要」を4点、「どちらともいえない」を3点、「さほど重要ではない」を2点、「重要ではない」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

■環境への関心度別 ※調査票 問1と問6のクロス

環境への関心度別では、すべての関心度で「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」が最も高く、次いで「地域で作られた農作物が食べられるまち」となっています。また、3番目に高い項目では、『関心がある』『どちらでもない』で「様々な人が集まり楽しく過ごせるまち」、『関心がない』で「美しい景色や景観がみられるまち」となっています。

一方、他の項目では『関心がない』より『関心がある』で高い項目は、「交通機関が整備された便利なまち」「地球にやさしいライフスタイルが浸透したまち」、『関心がある』より『関心がない』で高い項目は、「リサイクルが進みごみが出ないまち」「様々な情報が集まり発信されるまち」となっています。

上段:件数 下段:%		合計	豊かな緑や水辺に囲まれたまち	多くの生きものが身近に住むまち	地域で作られた農作物が食べられるまち	様々な人が集まり楽しく過ごせるまち	太陽光などの自然エネルギーを利用するまち	リサイクルが進みごみが出ないまち	美しい景色や景観がみられるまち	快適な住宅地が広がるまち
環境への関心度	関心がある	176	94	33	71	47	11	10	41	24
		100.0	53.4	18.8	40.3	26.7	6.3	5.7	23.3	13.6
	どちらでもない	89	46	17	32	34	5	6	15	9
		100.0	51.7	19.1	36.0	38.2	5.6	6.7	16.9	10.1
	関心がない	77	30	12	23	17	6	10	19	10
		100.0	39.0	15.6	29.9	22.1	7.8	13.0	24.7	13.0

上段:件数 下段:%		ビジネスや商業の中心となるまち	交通機関が整備された便利なまち	様々な情報が集まり発信されるまち	環境について学んだり、環境保全活動に参加する機会が多いまち	地球にやさしいライフスタイルが浸透したまち	災害に強いまち	その他	不明・無回答
環境への関心度	関心がある	13	25	2	2	16	33	3	1
		7.4	14.2	1.1	1.1	9.1	18.8	1.7	0.6
	どちらでもない	7	13	2	3	10	13	1	0
		7.9	14.6	2.2	3.4	11.2	14.6	1.1	0.0
	関心がない	6	3	3	1	2	15	4	1
		7.8	3.9	3.9	1.3	2.6	19.5	5.2	1.3

2 | 久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策 実行計画「区域施策編」含む）策定経過

日程	内容
令和4（2022）年 6月14日	第1回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和4（2022）年 8月29日	第2回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和4（2022）年 10月18日	第3回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和4（2022）年 12月5日 ） 令和4（2022）年 12月19日	住民アンケート調査の実施 ※町内在住の18歳以上2,000人（無作為抽出）
令和4（2022）年 12月12日 ） 令和4（2022）年 12月26日	事業者アンケート調査の実施 ※久御山町に拠点のある事業所1,341社
令和5（2023）年 1月上旬	中学生アンケート調査の実施 ※久御山町内の中学校生404名（1年生126名、2年生130名、3年生148名）
令和5（2023）年 2月22日	第4回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和5（2023）年 3月25日	久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定に係る住民ワークショップの実施
令和5（2023）年 4月17日	第5回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和5（2023）年 4月25日	第1回久御山町環境審議会
令和5（2023）年 4月29日	久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定に係る事業所ワークショップの実施
令和5（2023）年 6月1日	第6回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和5（2023）年 6月8日 ） 令和5（2023）年 7月7日	パブリックコメントの実施（計画案）
令和5（2023）年 6月21日	第2回久御山町環境審議会
令和5（2023）年 6月25日	久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定に係る住民・学生ワークショップの実施
令和5（2023）年 7月21日	第7回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会
令和5（2023）年 8月2日	第3回久御山町環境審議会
令和5（2023）年 8月21日	第8回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会

3 | 久御山町環境基本条例

○久御山町環境基本条例

令和4年12月26日

条例第21号

私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に自然の恵みを享受し、多種多様な生態系を形成していた。この巨椋池沿岸での漁業のほか、町域内では古代から農業が盛んに営まれていたが、国営事業として巨椋池の干拓や周辺の耕地整理が実施されると、一大優良農業地帯が形成され、更なる緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。

しかし、昭和41年に国道1号が開通すると、まちの様相は一変し、急速な経済発展を遂げ、都市化や人口増加が進み、農業を中心としたまちから農業と工業のまちへと姿を変える中で、農地の減少や自動車の排ガスによる大気汚染など都市型公害が顕在化することとなった。

また、経済発展による恩恵は私たちの生活を大きく変え、物質的な豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費を前提とする社会経済構造は自然環境や生活環境のみならず地球全体の環境に負荷をかけ、急速な地球温暖化の進展など大きな影響を与えている。

私たちは健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を適切に保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

この共通認識の下に、町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的発展と環境の保全、創造が互いに阻害することなく持続的に発展していく脱炭素社会をつくりあげていくため、ここに久御山町環境基本条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 久御山町（以下「町」という。）内において事業を行う者をいう。
- (2) 町民 町内において住所を有する者、土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者、町内就業者、通学者及びその他本町に滞在する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。
- (6) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定す

る太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他エネルギー源として永続的に利用ができるものと認められるものをいう。

- (7) 循環型社会 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物のうち、有用なものをできる限り循環資源として使用し、かつ、適正な廃棄物処理により、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第2条 環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ受け継いでいくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、町、事業者及び町民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組を含め、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等のため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町、事業者及び町民の協働)

第6条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に定める事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然等における多様な自然環境及び豊かな農地が保全、創造されること。

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、心豊かに暮らすことのできる地域環境を創造するため、緑や水系などの自然と調和した魅力ある景観形成を推進するとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに再生可能エネルギーの導入促進等の循環資源の再利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 温室効果ガスの排出削減等の地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久御山町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、取組施策、推進体制等について定めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第9条 町は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境状況等の公表)

第10条 町長は、毎年、町の環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を公表するものとする。

(規制措置)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項各号に掲げるもののほか、町は、環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 町は、環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障の防止のため、必要かつ適正な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第14条 町は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環資源の再利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習等)

第 16 条 町は、事業者及び町民が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

第 17 条 町は、事業者及び町民が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(久御山町環境の日の制定)

第 18 条 環境の保全等の重要性を再認識し、環境の保全等についての更なる意識醸成を図る機会とするため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 10 条第 2 項に定める環境の日である 6 月 5 日を久御山町環境の日と定める。

(監視体制等の整備)

第 19 条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 20 条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、脱炭素社会の構築、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進するものとする。

(環境審議会の設置)

第 21 条 環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境基本法第 44 条の規定に基づき、久御山町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4 | 久御山町環境審議会

4-1 久御山町環境審議会設置要綱

○久御山町環境審議会設置要綱

令和5年1月26日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、久御山町環境基本条例（令和4年久御山町条例第21号）第21条第1項及び第2項の規定に基づき、久御山町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

2 審議会は、環境の保全等に関する基本的事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまで、その職務を行う。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、諮問された事項に係る者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、特別の事項を調査研究させる必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4-2 久御山町環境審議会委員名簿

◇委員

※順不同・敬称略

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
会 長	松原 斎樹	京都府立大学 特任教授	有識者
職務代理者	稲村 正樹	久御山町循環型社会推進委員会 会長	環境
委 員	田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク 事務局長	有識者
	今村 祐嗣	久御山町都市計画審議会 会長 京都大学 名誉教授	有識者
	西村 好	久御山町商工会 会長	商工業
	田中 壽嗣	久御山町農業委員会 会長	農業
	豊田 美幸	計画策定委員会 委員	住民
	兵藤 恵奈	計画策定委員会 委員	住民
	太田 喜和	山城北保健所 技術次長兼環境課長	行政

5 | 諮問書・答申書

5-1 諮問書

5-2 答申書

6 | 久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策 実行計画「区域施策編」含む）策定委員会設置要綱

6-1 久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会設置要綱

久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）
策定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第36条及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）を策定するため、久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織及び運営）

第2条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体の代表等
- (3) 事業者
- (4) 金融機関
- (5) 地域住民
- (6) 町職員
- (7) その他町長が適当と認める者

3 委員長は、委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 職務代理者は、委員長の指名により選出され、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（所掌事務）

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 久御山町環境基本計画の策定に関すること
- (2) 久御山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること
- (3) 久御山町環境基本条例の検討に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員長が必要と認める事項

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、産業・環境政策課において行う。

(その他)

第6条 委員会の設置期間は、計画案の作成までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

6-2 久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）策定委員会委員名簿

◇委員

※順不同・敬称略

役職	氏名	所属団体等	備考
委員長	山口 敬太	京都大学 准教授	地球環境学堂 都市基盤デザイン論
職務代理者	松原 斎樹	京都府立大学 特任教授	生命環境科学
	田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク 事務局長	環境専門
委員	西村 好	久御山町商工会 会長	商工団体
	村田 正己	京都府農業法人経営者会議 会長	農業経営者
	竹内 昇	京都機械工具株式会社 執行役員	地元企業
	川澄 幹浩	イオンリテール株式会社 イオン久御山店 店長	地元企業
	鳥井 英雄	日産京都自動車大学校 教頭	地元企業
	泉 真吾	京都銀行 観光・地域活性化室長	金融機関
	兵藤 恵奈	久御山町商工会女性部 副部長 循環型社会推進委員会 委員	商工団体・地元住民
	豊田 美幸	久御山町教育委員会 教育委員 豊かな心づくり推進協議会 副会長	教育関係・地元住民
	中村 繁男	久御山町 副町長	行政

◇オブザーバー

役職	氏名	所属団体等	備考
	池松 達人	京都府総合政策環境部地域政策室 参事	
	芳川 清志	みなくるタウン住街区促進ゾーン 先行エリアまちづくり協議会 会長	

7 | 用語解説

ア行	
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されたりしている。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
RE100	Renewable Energy 100 の略で、企業が自らの事業の使用電力の 100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブのこと。
ESG 投資	環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピュータシステムのこと。人間と比肩するような AI は開発されていないが、様々な分野で活用され成果を上げている。
Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略で、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させるという考え方に基づいた取組。
エコドライブ	ゆっくり加速・ゆっくりブレーキ、車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量や CO ₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。
ESCO 事業	Energy Service Company の略。ビルや工場の省エネ診断、設計・施工、維持管理等の包括的なサービスを提供する事業。従前の環境を損なうことなく省エネルギー効果を保証し、削減エネルギーコストの一部から報酬を得る。
SDGs （持続可能な開発目標）	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための令和 12（2030）年アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケ이터（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。
エネルギー起源 CO ₂	化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO ₂ 。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（約 9 割）を占めている。
エネルギーマネジメント会社	再生可能エネルギーの導入が進むドイツでは、「シュタットベルケ」と呼ばれる、自治体が出資し地域に密着してインフラサービスを提供する公益事業体による地域資源を有効活用した地域エネルギー供給の取組が進んでいる。日本においても地域のエネルギー会社が地域の再生可能エネルギーを活用して地域にエネルギー供給する事例が多数出てきており、エネルギーの地産地消を促進し、地域の資金を地域内で循環できる取組として期待が高まっている。エネルギーマネジメント会社は、地域新電力と同様に地域のエネルギーマネジメントの中核となる会社を指す。

LED	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	資源効率性及び3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックごみの発生抑制及び削減に寄与するという認識のもと、G20（ハンブルグ(2017)）、G7（伊勢志摩(2016)、シャルルボワ(2018)）ではこれまで、継続して海洋プラスチックごみ問題が取り上げられてきたところである。令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪会議の首脳宣言において、さらに踏み込んだ合意として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有することとされた。上記の首脳宣言では、同ビジョンを共有し、包括的な対策を講じて、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指している。
温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスであるCO ₂ やCH ₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

カ行

カーシェアリング	登録した複数の会員が自動車を共同利用するシステム、有料サービスのこと。
カーボンニュートラル	CO ₂ をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。
活動量	生産量、世帯数、従業員数など、各部門において排出活動の規模を示すもの。
家庭用燃料電池	家庭で発電もできる給湯・温水暖房システムのこと。エネファームとも呼ばれている。都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気をつくり出し、このとき発生する熱でお湯を沸かし、給湯などに利用することで、エネルギーを有効活用する仕組み。
環境負荷	人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムという。環境配慮契約製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。
京都グリーン購入ネットワーク	グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。京都グリーン購入ネットワークは、京都府内で環境にやさしい商品・サービスを提供している事業者の活動を促進。また、グリーン購入に取り組む消費者・事業者・行政の情報交換と活動促進の場。
COOL CHOICE	省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択をしていこうという取組。
くみやま CCAC 構想	C ontinuing Care All generations Community の略称で、あらゆる世代の住民が、「居場所」と「役割」を持ってつながり、交流しながら、健康でアクテ

	ィブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができ、若年層をはじめ、障害者など誰もが地域で働く場を確保し、子育て世代が安心して出産・子育てできる地域づくりを推進することにより、久御山モデルの「地域共生社会」を実現するまちづくり構想のこと。
久御山 SEEDTOWN	みなくるタウン住街区促進ゾーンにおける整備コンセプト。「小さい種(SEED)を蒔き、それを地域で見守りや世話をし、しっかりと芽が出て花が咲く」ことから、全世代の人が地域での役割を持ちながらまちに根付いていく「まちづくり」を目指すコンセプトのこと。
COP	締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。
サ行	
サーキュラーエコノミー	循環型経済。これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる、新しい経済システム。
再生可能エネルギー (再エネ)	「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。
里地里山	人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境。集落を取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。多様な生物の生息環境として、また地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域である。
サプライチェーン	商品や製品が消費者の手元に届くまでの調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。
産業廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に規定される、事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等の廃棄物のことであり、「一般廃棄物」とはそれ以外の廃棄物をいう。
シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のこと。
シェアリングエコノミー	あらゆる遊休資産の活用を促進し、国民一人ひとりが多様なニーズに合う選択をすることができる社会、自然災害や感染症等の非常事態に対してもレジリエントな社会、持続可能な循環型社会等の実現に貢献すること。
自然エネルギー	自然エネルギーとは、太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。石油や石炭などのいわゆる化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、主に太陽が照りつづける限り枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」ともいわれる。
自治体排出量カルテ	地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料のこと。 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」の標準的手法に基づく CO ₂ 排出量推計データや特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめられている。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。
ゼロカーボン・ドライブ	太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車/EV、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車/FCVを活用した、走行時のCO ₂ 排出量がゼロのドライブのこと。
ゼロカーボンアクション30	令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出をゼロにすることを旨するため、普段のライフスタイルの中でどのような行動が脱炭素につながるのか、わかりやすくまとめたもの。
ソーラーアーケード	太陽光発電設備を、歩道や商店街などにあるアーケードに用いたもの。
ソーラーカーポート	カーポートの屋根として太陽光発電パネルを用いるもの（太陽光発電一体型カーポート）と、屋根上に太陽光発電パネルを設置するもの（太陽光発電搭載型カーポート）を指す。駐車場の駐車スペースを確保したまま、カーポートを設置することで駐車場の上部空間を利用した太陽光発電を実現できる。建築基準法にもとづく「建築物」に相当し、設計、施工、監理が必要となる。
ソーラーシェアリング	農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光発電パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。
創エネルギー	再生可能エネルギーをつくること。
卒FIT	10kW未満のいわゆる住宅用太陽光のFIT制度では、最初の10年間は制度に基づく買取が行われるが、その買取期間が満了すること。FIT制度による買取期間が終了した電源については、①自家消費をするか、②相対・自由契約で余剰電力を売電することが基本となる。

夕行

代替フロン	冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材等に使用されているフロンの一つである、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称。オゾン層破壊効果のあるフロンの代替として利用されているが、オゾン層破壊効果はないものの、温室効果が二酸化炭素の数十倍から1万倍超と高く、地球温暖化防止のためには代替フロンの排出抑制対策が必要とされている。
脱炭素先行地域	地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用し令和12（2030）年度までに地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロ実現を目指す地域のこと。
地球温暖化対策計画	「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第8条に基づき策定された。この計画では、排出量の9割弱を占めるエネルギー起源CO ₂ のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する商業・サービス・事務所等の「業務その他部門」は約51%削減が目標とされている。
蓄電池	充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

地中熱	地下十数メートル以深の地中温度は地表の気温変化の影響を受けにくく、おおむね一定に保たれている。この熱エネルギーを「地中熱」と呼ぶ。地中に穴を掘り、そこに熱交換器を入れ、ヒートポンプによって、地上の外気温が高い(暑い)季節には、屋内の熱を地中に運んで排熱、冷房し、逆に外気温が低い(寒い)季節には、地中の熱を屋内に運んで暖房する。地中と地上の温度差を利用するため、無駄がなく、省エネ効果が高い技術。
適応策	気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策をいう。早期対策が重要であることから気候変動適応法（平成30年法律第50号）が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域毎の気候変動の影響及び適応に関する情報の提供等が求められている。
電気自動車/EV	ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。自動車からの排出ガスは一切なく、走行時の騒音も大幅に減少する。

ナ行

燃料電池自動車/FCV	Fuel Cell Vehicle の略称で、FCを電源とする電気自動車のこと。FCそのもののエネルギー変換効率が高いため、全体として高いエネルギー効率が期待できる。走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を発生しないなど、地球温暖化対策や大気環境保全にも役立つため、次世代自動車として期待されている。
-------------	--

ハ行

バイオマス	生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。
ハイブリッド自動車/HV	エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した自動車のこと。それぞれの利点を組み合わせることで、従来の自動車よりも低燃費・低公害を可能にしている。
パリ協定	平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2°C目標のみならず1.5°Cへの言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。
BAU	特段の対策のない自然体ケース（Business as usual）に比べての効果をいう概念。
BEMS	Building Energy Management System の略。ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。
ヒートアイランド現象	都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。
ヒートポンプ	気体は圧縮すると温度が上がり、膨張すると温度が下がる。熱は高い方から低い方へ流れるという基本原理がある。この二つの基本原理を応用して、熱を取り出して利用する仕組みのこと。空気から熱を吸収することによるヒ-

	トポンプ式給湯器などがある。また、エアコンや電気冷蔵庫、洗濯乾燥機にも使われている。
PDCA	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法。
PPA 事業	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略。電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電などの発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。
フードドライブ	家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に提供する活動のこと。
5G	5th Generationの略で、「第5世代移動通信システム」を指す。「超高速」であるだけでなく「多数接続（身の回りのあらゆる機器がつながる）」「超低遅延（遠隔地からでもスムーズに操作することができる）」といった新たな機能を持っている。
FIT	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。
プラグインハイブリッド車/PHV	Plug-in Hybrid Vehicleの略。日本語ではプラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO ₂ や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
HEMS	HEMSとは住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムや燃料電池などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理する「ホーム・エネルギーマネジメントシステム」のこと。
ポジティブゾーニング	「改正地球温暖化対策推進法」に基づくもので、地方自治体が地域の再エネ導入量の目標を設定し、環境や景観保全の観点、社会的配慮なども考慮して、再エネを促進させる「促進区域」を設定し、事業者に対し、適地への誘導を促す仕組み。

マ行

MaaS	Mobility as a Serviceの略称で、バスや電車、タクシー、飛行機などすべての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでをシームレスにつなぐ考え方のこと。
マイクログリッド	エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみの総称。5ミリメートル以下のものを言い、近年はこのマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されている。
みなくるタウン整備事業	久御山町第5次総合計画及び都市計画マスタープランに基づき、産業活動の活性化や住宅地の形成を促進するため、久御山町東部の市田・佐古・林地区に位置する「産業立地促進ゾーン」及び「住街区促進ゾーン」約41haを「みなくるタウン」と名付けて整備を進める。なお、「産業立地促進ゾーン」は町内企業の経営拡大に伴う産業用地の確保や新たな企業誘致を目的

	とし、「住街区促進ゾーン」は新たな時代のモデルとなる住宅市街地の形成を目指し、環境配慮・職住近接のまちづくりを目指す。
mottECO	環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を客の自己責任で持ち帰る行為の愛称のこと。
ものづくりの苗処	産業が育つ環境（土壌）が整っているという考えのもと打ち出された本町独自のコンセプトのこと。
ラ行	
REPOS	再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として令和2（2020）年に環境省が開設したポータルサイト。
リサイクル	ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済みのものや生産の過程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理を行い、新しい製品の原材料として使うこと。
リデュース	必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を減らすこと。
リユース	使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発などの取組も含まれる。
レジリエンス	防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのこと。

久御山町環境基本計画

(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)

令和5(2023)年8月

久御山町事業環境部 産業・環境政策課

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38

TEL: 075-631-9964 又は 0774-45-3914

FAX: 075-631-6149

メールアドレス: sangyo@town.kumiyama.lg.jp